

# 旧新潟税関庁舎等 保存管理・活用計画

平成21年3月

新潟市教育委員会



# 目次

## はじめに

1 計画策定に至る経緯と目的	0-1
2 計画の範囲	0-2
3 旧税関庁舎等の保護に関連する行政計画	0-3
4 計画策定の経過	0-8
5 計画の周知及び見直し	0-9

## 第1部 史跡旧新潟税関保存管理計画

### 第1章 史跡旧新潟税関の概要

1 旧新潟税関の概要	1-1
2 指定地の状況	1-10

### 第2章 保存管理

1 保存管理の方向性	1-17
2 史跡を構成する諸要素	1-18
3 保存管理の方針と方法及び現状変更等に対する取扱基準	1-22
4 周辺環境の保全	1-25

### 第3章 整備活用

1 整備活用の基本方針	1-30
2 史跡指定地の整備	1-30
3 史跡指定地周辺の整備	1-31
4 活用について	1-32

### 第4章 管理運営

1 管理運営の現状	1-34
2 管理運営の基本方針	1-35
3 関係機関との連携・調整	1-35
4 維持管理	1-35
5 防災計画	1-36

## 第2部 重要文化財旧新潟税関庁舎保存活用計画

### 第1章 計画の概要

1 重要文化財の概要	2-1
2 文化財保護の経緯	2-2
3 保護の現状と課題	2-3
4 計画の概要	2-5

## 第2章 保存管理計画

1 保存管理の現状	2-6
2 保護の方針	2-11
3 管理計画	2-14
4 修理計画	2-15

## 第3章 環境保全計画

1 環境保全の現状と課題	2-16
2 環境保全の基本方針	2-16
3 区域の区分と保全方針	2-16
4 建造物の区分と保護の方針	2-17
5 防災上の課題と対策	2-17

## 第4章 防災計画

1 防火・防犯計画	2-18
2 耐震対策	2-23
3 耐風対策	2-26
4 水害対策	2-27
5 その他の災害対策	2-27

## 第5章 活用計画

1 公開その他の活用の基本方針	2-28
2 公開活用計画	2-28
3 実施に向けての課題	2-30

## 第6章 保護に係る諸手続

1 保護に係る諸手続	2-31
2 現状を変更しようとする場合の手続	2-31
3 保存に影響を及ぼす行為に係る手続	2-32
4 その他の手続	2-33

## おわりに

1 計画実施に向けての課題	3-1
2 計画の改訂手続について	3-2

## 引用・参考文献

## 関係者名簿

はじめに



## 1 計画策定に至る経緯と目的

---

安政 5(1858)年、我が国はアメリカ・オランダ・イギリス・ロシア・フランスの五か国と修好通商条約を結び、開国、近代化へと舵をきった。その条約に定められた五つの開港場（新潟・横浜・函館・長崎・神戸）の中で、日本海側で唯一選ばれた新潟港は、明治元年 11 月 19 日（西暦 1869 年 1 月 1 日）に開港した。

信濃川の河口部である新潟市中央区緑町に存する国指定史跡旧新潟税関及び国指定重要文化財旧新潟税関庁舎（以下、旧税関庁舎等と略）は、それら五つの開港場で唯一現存する開港当時の運上所（税関）の遺構である。旧税関庁舎等は、昭和 41(1966)年までの約 100 年間、税関業務に使用され続けた。そして開港 100 周年となる昭和 44(1969)年 6 月 20 日に国の文化財に指定され、翌年には新潟市が管理団体に指定された。

修復を終えた旧新潟税関庁舎は、昭和 47(1972)年から平成 15(2003)年まで、新潟市郷土資料館として利用され、多くの市民に親しまれてきた。また、昭和 55(1980)年には史跡に隣接する旧税関敷地が追加指定され、その場に「石庫（いしぐら）」と呼ばれる保税倉庫が復元された。さらに、平成 16(2004)年には史跡隣接地に新潟市歴史博物館が開館し、旧税関庁舎等と一体となった市民の歴史学習の場として、現在に至っている。

ただし、旧税関敷地とその周辺の公有化が断続的に進められたため、周辺環境も含めた総合的な展望を欠いたまま、それぞれの構成要素が脈絡なく個々に整備されてきたことは否めない。また、昨今の都市再生・中心市街地活性化の流れの中で、旧税関庁舎等と新潟市歴史博物館を周辺のまちづくりとどう結びつけていくのかを明確にし、「みなとまち新潟」という都市イメージを内外に発信していくことが求められている。

その前提として、旧税関庁舎等の適切な保護は不可欠である。そこで、現在における旧税関庁舎等の文化遺産としての位置付けや、史跡の保存管理と建造物の保存活用の基本方針を整理し、取り扱い基準等を定めることによって、関係者間で旧税関庁舎等の価値と現状を改めて把握するとともに、今後の望ましい保存管理と活用のあり方について、認識の共有を図ることとした。そのため新潟市教育委員会は、文化庁及び新潟県教育委員会の指導を受けながら、平成 19(2007)年度・20(2008)年度にこの計画を策定した（平成 19 年度は、国土交通省「まちづくり交付金」の交付を受けた）。

なお、第 1 部では史跡旧新潟税関の保存管理、第 2 部では重要文化財旧新潟税関庁舎の保存活用を主に取り上げ、最後にその他関連する事項を取り上げる。

## 2 計画の範囲

図1の青い破線に囲まれた内部をこの計画の対象範囲とする。これは史跡指定地と隣接する新潟市歴史博物館の敷地とで構成される。

なお、新潟県が所管している信濃川沿いの港湾緑地（歩道含む）は計画範囲には含まない。

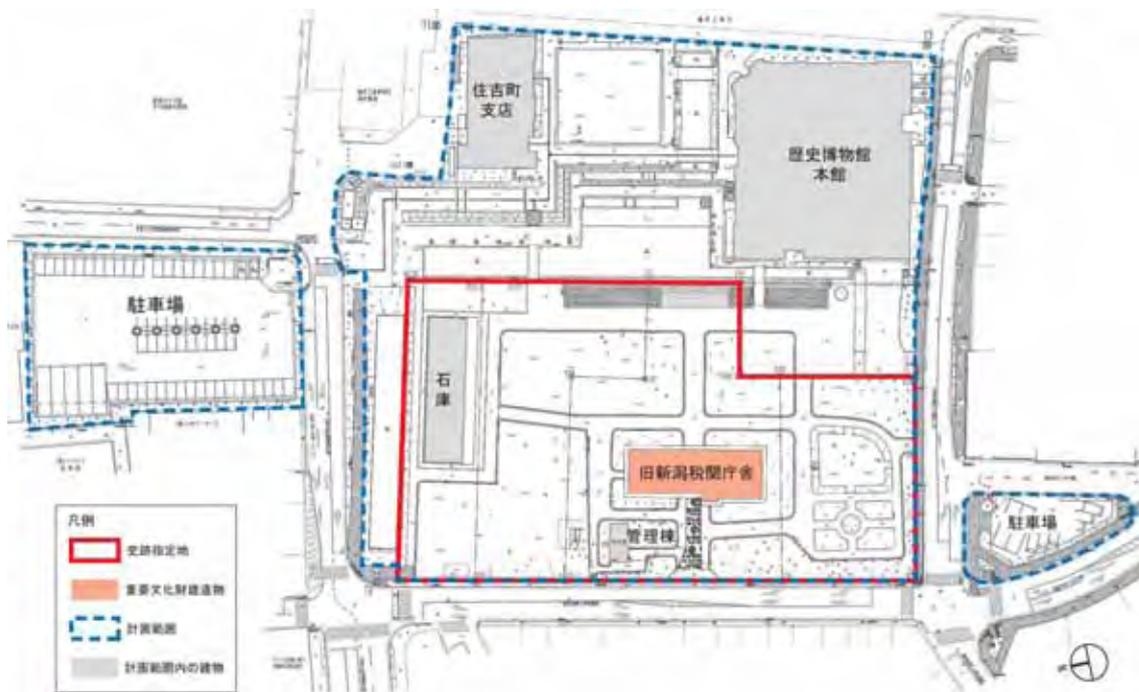


図1 計画の対象範囲図



写真1 計画対象範囲の俯瞰写真

### 3 旧税関庁舎等の保護に関連する行政計画

ここでは、旧税関庁舎等の保護に関連する新潟市の行政計画について整理する。

表1 関連する行政計画の一覧

計画名称	策定年月	計画期間
新・新潟市総合計画（基本構想・基本計画）	平成19年3月	平成19年4月～27年3月
新潟市教育ビジョン（基本構想・基本計画）	平成18年3月	平成18年4月～27年3月
新潟市都市計画基本方針（都市計画マスタープラン）	平成20年7月	平成20年～概ね20年先まで
古町周辺地区まちづくり基本計画	平成18年3月	（目標年限）平成18年～27年
都市再生整備計画（古町地区）	平成18年3月	平成18年度～22年度
新潟市シティプロモーション推進戦略プラン	平成18年4月	平成18年4月～26年3月

#### （1）新・新潟市総合計画

新潟市は、市政運営の基本的方針となる新・新潟市総合計画において、「田園とみなとまちが恵みあい、共に育つまち」をまちづくりの基本理念とし、「人びとの英知が集う、日本海交流開港都市」を目指すまちの姿としている。そして、計画期間中に目指す都市の姿として、「地域と共に育つ、分権型協働都市」、「大地と共に育つ、田園型拠点都市」、「世界と共に育つ、日本海交流都市」、「安心と共に育つ、くらし快適都市」、「市民が共に育つ、教育文化都市」という五つの都市像を掲げている。

この都市像の実現に向けて、計画期間中に関連する施策を横断的に展開して取り組むべき15のテーマが「重点プラン」である。そのうち、「テーマ：都市イメージの発信」、「テーマ：みなとまち新潟の魅力づくり」は「世界と共に育つ、日本海交流都市」実現のため、「テーマ：文化・スポーツ都市の実現」は、「市民が共に育つ、教育文化都市」実現のために取り組むべきものとしており、「史跡・歴史的建造物等の保存整備と活用」を関連する施策の一つに位置づけている。また、都市像実現のための施策を体系化した「施策別プラン」では、以下のとおり関連施策を位置づけている。

都市像	政策階層	施策第1階層	施策展開	施策第2階層
世界と共に育つ、日本海交流都市	1 都市を 活 気づける 交 流 人 口 の 拡 大	（2） みなとまち新潟のイメージ 確立	誰もが訪れたいまちを目指すため、古町周辺地区に残されている歴史的建造物などや、海岸・川辺の緑地などの水辺空間などを活用しながら、みなとまち新潟としての歴史と魅力を国内外に発信し、更なるイメージアップを図ります。	史跡・歴史的建造物等の保存整備と活用 古町周辺に残る史跡・歴史的建造物等は本市がみなとまちとして発展してきた歴史を示す貴重な遺産であることから、これを良好な状態で保存し後世に引き継ぐとともに、その活用によりみなとまち新潟の歴史と魅力を市内外に発信します。
		（5） 魅力の掘り起こし・整備	市民はもとより、全国に新潟の芸術、歴史、伝統文化、食などについて理解を深めてもらうため、本市の財産である地域の魅力やたからを掘り起こす取組を行います。	史跡・歴史的建造物等の保存整備と活用

市民が共に育つ、教育文化都市	5 文化の振興	(3) 歴史・文化遺産の継承と発信	数多くの本市の歴史・文化遺産の保存・活用を図るとともに、個性豊かな歴史・文化をはぐくんできた本市の歴史を調査研究し、市内外に情報を発信していきます。	史跡・歴史的建造物等の保存整備と活用
----------------	------------	----------------------	--	--------------------

さらに、この計画では区が目指す姿を区ビジョン基本方針として定めている。旧税関庁舎等の立地する中央区の区ビジョン基本方針では、目指す区の姿として「都市がうるおう水辺のまち」、「みなとのまち」を掲げている。そして、この方針に基づく中央区の区ビジョンまちづくり計画では、「みなとまち新潟のイメージの確立」のため、史跡・歴史的建造物等の保存整備と活用に取り組むとしている。

## (2) 新潟市教育ビジョン

新潟市の教育施策の基本となる新潟市教育ビジョンでは、「学力・体力に自信をもち、世界と共に生きる心豊かな子ども」、「生涯を通じて学び育つ、人間力あふれる新潟市民」、「自立した学びと開かれた学びを支援する学習環境」を基本目標に掲げ、学校教育、生涯学習、教育行政における施策を展開している。

これらの目標を実現するため、「生涯学習・スポーツ施設を拠点として、市民一人ひとりが生涯にわたり学びを通して、生きがいもてる住みたいまちづくり」を生涯学習の方向として、「地域(区)の特色を磨き、伸ばす、学びと育ちへの支援」を教育行政の方向として重視している。

これに基づく関連施策の位置づけは、以下のとおりである。

基本施策	施策	
2 豊かな心と健康やかな体の育成	2 - 3 文化・芸術活動体験の推進	新潟市内の各地域がもつ文化資源の活用、優れた音楽や芸術等に触れる機会の提供などを通して、子どもの文化・芸術活動体験を推進します。
3 世界と共に生きる力の育成	3 - 1 地域学習の充実	自分の住む新潟市を語る子どもをはぐくむため、地域の自然環境や文化財等を活用した学習、地域の歴史や文化、伝統などに関する調査活動や体験活動を通じた学習を充実させます。

## (3) 新潟市都市計画基本方針(都市計画マスタープラン)

新潟市が「今後の都市づくりの実践に向けた総合的な指針」とする新潟市都市計画基本方針では、都市づくりの理念として、「都市全体の観点」から全市レベルでは「持続的に発展する政令市」、市民の身近な暮らしを考える「地域の観点」から生活圏レベルでは「誰もが暮らしやすい個性ある地域」の二つを掲げ、「田園に包まれた多核連携型都市」を目指す都市の姿とする。

そして、全市レベルの「政令市新潟の都市づくりの方針」では、以下の方針・目標を掲げている。

方針	個別方針	目標	
2 個性ある日本海拠点都市新潟	2 - 1 日本海都市・多核連携型都市の顔づくり	6 都市の中心核をつくる	3) 古町地区では、みなとまちの歴史と文化を活かした魅力の発揮と、生活のにぎわいを取り戻すことに取り組みます。 古町地区では、地区住民や市民団体とともに、「みなとまち」の歴史と文化を活かした街並みの再生に取り組み、地区の住民が誇りと愛着を持ってその街に暮らし、訪れる人々がその魅力を楽しみながら回遊できる都市空間を創出します。

	2 - 2 個性ある美しい都市景観の形成	9 個性ある市街地の景観を形成する	1) 都心や各区のまちなかでは、歴史文化、個性や特性を活かした都市景観の形成を進めます。 都心では、「みなとまち」の歴史・風情を活かした景観や、高い都市性のにぎわいと魅力を活かした都市景観の形成を図ります。 3) 歴史的な街並みの保全・創出と、企業やまちづくり団体との連携・協働による景観形成を進めます。 古町地区における堀と柳のまちづくりの推進など、みなとまちの歴史や文化を活かした街並み景観の保全・創出に取り組みます。また、企業や研究機関、専門家、市民団体などと連携・協働し、歴史・文化資産の活用や、現代の都市形態などとの融合など、景観形成の課題解決に向けて取り組みます。
4 活力ある産業・交流都市新潟	4 - 2 国際拠点都市の魅力を高める観光・交流産業の育成	16 多くの資源を発掘し、より長く・幅広く新潟を体感してもらう	1) 新潟市の歴史・文化・自然を感じる、まちなか観光、広域観光を推進します。 歴史的な建物の公開や活用、歴史的な街なみ環境の整備など、地域の歴史・文化を象徴する施設や風景を活用し、魅力あるまち歩き観光コースを整備することにより、観光客の増加を図ります。また、地域の観光や歴史文化を紹介する情報拠点、観光案内の仕組みを整備し、遠方からの来訪者、外国人にも分かり易いサービスを提供します。

また、生活圏レベルの「暮らしの質を高める身近な地域づくりの方針」では、以下の方針・目標を掲げている。

方針	個別方針	目標	
9 歴史・文化的個性を感じることができ	9 - 1 地域文化を守り、活かす	34 歴史・文化的資源を再発見し誇りが持てる	1) 地域固有の歴史・文化を発掘し、継承します。 地域の歴史・文化を物語る貴重な有形・無形の文化遺産を調査・収集し、保全します。
	9 - 2 身近な地域の風景を発見し、育てる	35 地域を特徴づける美しい風景を保全・活用する	1) 地域の誇れる場所を保全し散策や憩いの場などとして活用します。

#### (4) 古町周辺地区まちづくり基本計画(みなとまち にいがた わくわく プラン)

古町周辺地区まちづくり基本計画は、平成12年3月に策定された新潟市中心市街地活性化基本計画の趣旨を踏まえ、古町とその周辺地区の活性化及び特色あるまちづくりを推進することを目的とする。旧税関庁舎等は、この計画の対象区域に含まれる。この計画は、「街並みと賑わいが織り成す歴史模様 何度でも行きたい湊町 ふるまち」を基本コンセプトに掲げ、古町周辺地区のまちづくりの基本方針として「湊町の息吹を感じる、個性豊かなまち」、「賑わいにあふれ、訪れた人にとって便利で楽しいまち」、「すべての人に快適で、楽しく回遊できるまち」、「新しい文化や活動が生まれるまち」、「たくさんの人が暮らしたくなるまち」の五つを目指すとして設定している。

また、この計画では旧税関庁舎等を含む下町地区を、「歴史文化交流ゾーン」の中の「湊町散策エリア」(江戸～開港)として位置づけ、地区の特徴とまちづくりの方向を以下のように整理している。



図2 古町周辺地区まちづくり基本計画対象区域

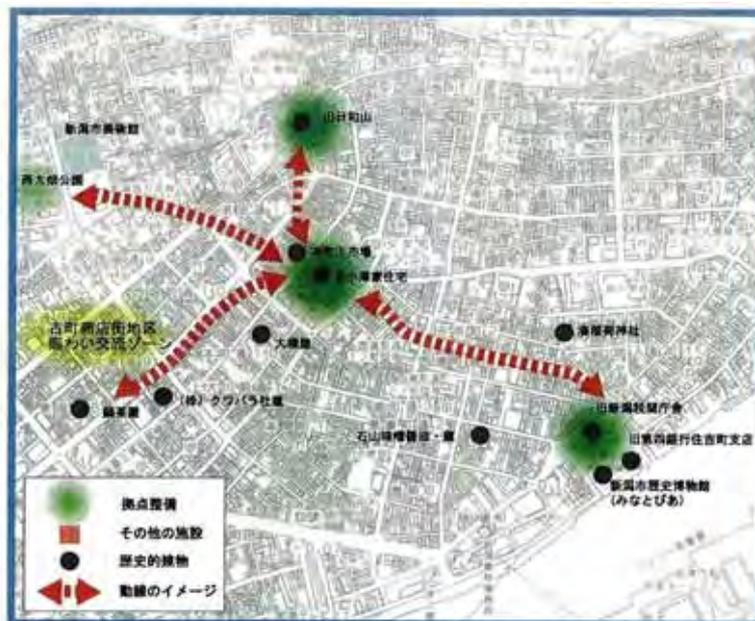


図3 湊町散策エリアのイメージ図

地区の特徴	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廻船問屋として栄えた旧商家，開港に伴う旧新潟税関庁舎，廻船の出帆の気象観測地として不可欠であった旧日和山など，湊町としてゆかりの深い歴史的施設が数多く残る地区である</li> <li>・周辺の街並みも建物と一体的に落ち着いた美しい空間を作り出している地区である</li> <li>・本町下市場には，今も庶民的な雰囲気漂い，下町ならではの風情を醸し出している</li> </ul>
まちづくりの方向	<p>「湊町の歴史と文化が薫る人情味に溢れるまちづくり」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・旧新潟税関庁舎周辺，旧小澤家住宅，旧日和山を「新潟湊町」の散策の拠点として位置づけ，集客を図る</li> <li>・「みなとびあ・旧新潟税関庁舎周辺」と「旧小澤家住宅」間の回遊性向上を重点的に推進する</li> <li>・各拠点から大橋屋，湊稻荷神社など周辺へのスムーズな散策を可能にする仕組み作りの推進</li> <li>・みなとびあを同地区への総合拠点施設として位置づけ，対岸の万代シテイや万代島地区との連携強化</li> <li>・地域住民との協働推進</li> </ul>

なお、都市再生基本方針に基づく都市再生整備計画（古町地区）では、整備方針の一つに「下町地区に残る町家や街並み、西大畑地区の旧官公庁役宅などの歴史的な資源や文化施設を整備・活用し、また、これらをネットワーク化させることで、湊町から続くまちの歴史や文化を感じられるまちを目指します」と掲げている。これに基づいて新潟市は、国土交通省のまちづくり交付金を活用して、旧税関庁舎等の周辺で以下の事業を進めている。

- 旧小澤家住宅整備事業
- 旧日和山整備事業
- 情報板（街なかお宝解説板・文化財）
- 水の街そぞろ歩き交通シミュレーション調査
- 湊まち新潟まちづくりデザイン策定事業
- 湊まち新潟賑わい拠点整備事業

### （５）新潟市シティプロモーション推進戦略プラン

新潟市のシティプロモーション推進の基本方向を示す新潟市シティプロモーション推進戦略プランでは、「市民が誇り、多くの人が集い交流するまち」を目指し、まちの魅力の強化と経済波及による地域の活性化を推進していくとしている。

このプランに関連する項目は、以下のとおりである。

	大項目	中項目	小項目	
基本戦略	都市イメージ 確立戦略	都市イメージ 確立	「食と花」「みなとまち」をテーマとした四季を通じた魅力の提供	・「みなとまち」をテーマとしたプロモーション 新潟市のシンボル「萬代橋」から古町、下町に残る「みなとまち」のまちなみや風情、楽しみ方を新潟市の観光定番コースとして、市民や来訪者に提案し「みなとまち新潟」のイメージの浸透に取り組みます。
			新潟市独自の文化や歴史と産業による魅力の提供	・近代化遺産などの資源の活用 新潟市の発展や変遷、そこに暮らす人たちの生活や文化を後世に伝えるため、近代化遺産などの資源をネットワーク化し、新しい魅力を発信します。
基盤整備	魅力の整備	「みなとまち新潟」の魅力づくり	<p>「みなとまち新潟」の長い歴史の中で育まれてきた歴史や文化を掘り下げて、まちづくりに活かしながら来訪者も満足できる魅力づくりを進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「みなとまち新潟」の魅力的なまちなみ形成 みなとまちとして発展してきた新潟市の歴史に根ざした、潤いのあるまちづくりを市民とともに進めます。</li> <li>・来訪者が満足できる「みなとまち」の整備 まち歩き案内サインの設置や、住民による観光ガイドの育成を行い、来訪者の滞在環境の整備を進めます。</li> </ul>	

## 4 計画策定の経過

### (1) 検討委員会の設置

新潟市教育委員会は、この計画の策定に当たって内容等を検討するために、学識経験者・地域コミュニティ代表・新潟市歴史博物館ボランティア代表から構成される「旧新潟税関庁舎等保存管理活用計画検討委員会」を設置した。この委員会の名簿は以下のとおりである。

なお、この委員会の事務局は、新潟市教育委員会の事務の一部を補助執行している新潟市文化スポーツ部歴史文化課が担当し、新潟市歴史博物館（指定管理者）と共同して事務に当たった。また、株式会社文化財保存計画協会には、素案作成等の支援業務を委託した。

表2 旧新潟税関庁舎等保存管理活用計画検討委員会 名簿

	氏名	所属・職名等	専門分野等
委員長	田中 哲雄	東北芸術工科大学教授	史跡，歴史的環境の整備・保全
委員	木村 勉	長岡造形大学教授	文化財建造物の保存修復
委員	岡崎 篤行	新潟大学工学部准教授	都市計画
委員	鈴木 正雄	入舟小学校区コミュニティ協議会会長	地元代表
委員	濱口 順子	新潟市歴史博物館ボランティア会員	新潟市歴史博物館ボランティア代表

指導 文化庁文化財部 記念物課史跡部門・参事官（建造物担当）付整備活用部門

新潟県教育庁文化行政課 埋蔵文化財係・文化係

幹事 新潟市都市政策部まちづくり推進課長，同中央区政策企画課長

事務局 新潟市文化スポーツ部歴史文化課，新潟市歴史博物館

支援業者 株式会社文化財保存計画協会

### (2) 委員会開催の経過

委員会の会議は、新潟市歴史博物館セミナー室を会場として開催した。その経過の概要は、以下のとおりである。

表3 委員会開催の経過

回	開催年月日	主な内容
1	平成19年9月7日	委員長・副委員長の選出 計画対象の概要の説明 現時点での課題について 現地の視察（外周，門，石庫，管理棟，旧税関庁舎） スケジュールの説明
2	平成19年11月30日	第1回の議事，指摘事項の確認 史跡旧新潟税関の保存管理の方針について 重要文化財旧新潟税関庁舎の保存活用の方針について 配置図と航空写真で見る敷地内建造物の変遷の説明 現時点での課題について 今後の計画策定のスケジュールの説明

3	平成 20 年 2 月 1 日	第 2 回の議事，指摘事項の確認 史跡旧新潟税関のバッファゾーンについて 史跡旧新潟税関及び重要文化財旧新潟税関庁舎の活用計画について 開港 5 港の税関庁舎史の比較説明 今後の計画策定のスケジュールの説明
4	平成 21 年 2 月 6 日	計画素案のパブリックコメント結果とその対応について 計画素案の修正について

### (3) 市民意見提出手続条例に基づくパブリックコメント手続

新潟市は，市民の市政に対する意見・提案の機会を確保するとともに，政策決定プロセスへの市民参画をより一層推進するため，平成 19 年 12 月 1 日，新潟市市民意見提出手続条例（平成 19 年新潟市条例第 71 号）を施行した。同条例では，「個別行政分野における基本的な計画」を定めようとする場合，事前にその案と関連資料を市民に公表して市民の意見を求める手続（以下「パブリックコメント手続」という。）を実施しなければならないと定めている。

そのため，平成 19 年度に策定する予定であったこの計画も，平成 20 年度にパブリックコメント手続を実施した上で策定することとなった。

パブリックコメント手続については，平成 20 年 12 月 15 日から 21 年 1 月 16 日までの 33 日間，市民の意見を募集し，4 件の意見提出があった。

## 5 計画の周知及び見直し

この計画を策定した新潟市教育委員会は，市民・関係機関等へこの計画の趣旨を周知するよう努める。また，今後の学術的な調査研究の進展や社会情勢の変化を踏まえ，必要に応じてこの計画の見直しや改訂を行うこととする。改訂に係る手続については，「おわりに」に記す。



## 第 1 部

# 史跡旧新潟税関保存管理計画



# 第1章 史跡旧新潟税関の概要

## 1 旧新潟税関の概要

### (1) 新潟の地理的位置

新潟市域は、本州日本海側沿岸のほぼ中央であり、越後平野の中心部に位置する。越後平野は、信濃川・阿賀野川などによって運ばれた土砂が堆積して形成された日本最大の沖積平野である。海岸線に沿うように幾重にも並ぶ砂丘列と、弥彦・角田山塊（西蒲区）、新津丘陵（秋葉区）に囲まれた市域の大半は、ほとんど起伏のない平野が占め、標高が低くなっている。この平野部には、かつて大小無数の潟湖や低湿地が存在していた。

旧新潟税関のある新潟市中央区は、信濃川の河口部に位置する。かつては、この周辺が越後平野でほぼ唯一の河口であり、日本海沿岸地域と信濃川・阿賀野川水系との結節点となっていた。そのため、古くより交通の要衝となっていた。延長5(927)年に編さんされた『延喜式』には、越後国の国津として信濃川河口にあった蒲原津湊の名が見える。また戦国時代には、信濃川河口右岸の蒲原津、阿賀野川河口（現・通船川河口）右岸の沼垂湊、信濃川河口左岸の新潟津が、「三か津」と総称されていた。これらの中で、江戸時代に入って北前船の一大寄港地となっていくのが新潟であった。

長岡藩の外港であった新潟の町は、明暦元(1655)年には現在の中心市街地に移転を完了した。このエリアは「近世新潟町跡」と呼ばれる（新潟県教育委員会 2008）。南から北へと流れる信濃川に沿うように南北に細長いグリッド状の町割り、現在の市街地の骨格を形成している。享保16(1731)年、松ヶ崎掘割の決壊によって、阿賀野川が信濃川河口に流れ込まないようにすると、水量が激減して新潟湊の水深は浅くなり、信濃川縁にはいくつもの島（中州）が付くようになった。



図 1-1 文政6年(1823年)『町絵図』 図の左側を北とする

## (2) 新潟開港と運上所の開設

18世紀末、日本近海に外国船が出没するようになると、新潟は海防の拠点として重視されるようになり、天保14(1843)年に幕府直轄領となった。そして、安政5(1858)年にアメリカなどと締結した修好通商条約で、開港五港の一つ、日本海側で唯一の開港場として新潟の名が挙がった。しかし、新潟港は水深が浅くて大型船が入港できず、安全な停泊地がなかった。そのため、欧米諸国は日本海側の開港場を別の港にするよう要求し、新潟の開港は遅れた。慶応3(1867)年10月、各国は佐渡両津湾の夷港(両津港)を補助港とし、荒天時の停泊地などに使うことで、ようやく新潟開港に同意し、「新潟夷港外国人居留取極」が交わされた。

新潟が開港されたのは、戊辰戦争から間もない明治元年11月19日(西暦1869年1月1日)のことである。しかし、「新潟夷港外国人居留取極」で定められた開港場としての施設は未整備であった。新潟府(新潟県)の統括下で、施設整備が進められた。新潟府は当初、毘沙門島の川端にあった個人の家を借り上げて「仮運上所」とし、そこで関税事務を処理した。付属する仮倉庫(土蔵)も民間からの借り上げであった。新潟運上所の建設地は、明治2年1月に毘沙門島に決まったが、すぐに、市街地から離れた上島の岸辺で、市街地に通じる浮川の川口に接する字上船繫場に変更された。この地は船の係留地として使われていたが、接岸施設や倉庫はなく、アシが茂り、波が寄せる信濃川の川縁であった。

4469坪7合7勺(約1.5ha)もの敷地を、出島のように埋め立てる造成工事は、急ピッチで進められた。苦心の末、敷地に6尺(約1.8m)ほど土盛りして、木の柵で護岸を作り、荷揚げ・荷下ろしのため庁舎正面には石の階段が設けられた。8月には庁舎が上棟し、10月5日に石庫・土蔵・船囲所などを備えた運上所が開所した。運上所開設時の敷地と施設配置は、図1-2のとおりである。

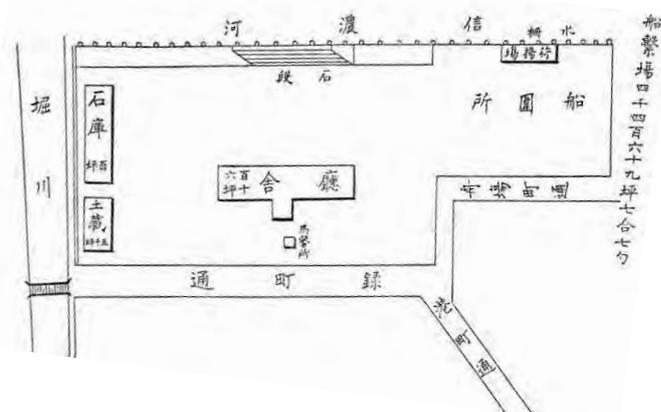


図1-2 運上所開設時(明治2年)の配置図(横浜税関1902)

庁舎は、木造平屋建ての擬洋風建築で、屋根は瓦葺き、屋上中央には監視塔(塔屋)が付けられた。大工・石工・左官などはすべて日本人で、棟梁は新潟町の円六という大工であった。保税倉庫に使う石庫は100坪(約330㎡)の土蔵造りで、屋根は瓦葺き、外壁に石積を施した堅固な建物であった。保税倉庫は「新潟夷港外国人居留取極」で設置が決められ、その仕様を堅固にすることが定められていた。

運上所の開設から間もない12月には、「新潟税館之図」という錦絵が刊行されている。ここには庁舎・石庫・荷揚場の上屋(イタクラ)などが描かれている。また、運上所から市街地へ向けて道が延びている。この道は運上所と大川前通とを結ぶ運上所道(湊町通)である。この道には明治3年9月、運上所と新潟県庁を結ぶ電信線が架設された。短距離で数年後には撤去されているが、日本で3番目に設置さ

れた電信線であった。そして、運上所道の開通に伴い、県が厩島・上島・下島の宅地開発を町の有力者に許可すると、市街地は信濃川岸へ拡大し、上島・下島には倉庫や工場が並ぶようになり、新潟港の中心は旧市街地から離れていくことになった。

また、明治5年の町名改正以後、運上所の付近は「緑町（みどりちょう）」という町名となっている。



図1-3 「新潟税関之図」(部分)

### (3) 開港から税関廃止まで

日本海側唯一の開港地であった新潟には、欧米諸国の領事館が開設された。運上所では、沖合に停泊する外国船と港内との貨物の運送のため、大型天渡船11隻を建造した。また補助港である佐渡の夷港との連絡のために、イギリス人造船技師を雇って、明治5年7月には蒸気船「新潟丸」(49トン)を完成させた。これは日本で初めて建造された鉄製蒸気船で、船長はオランダ人が務めた。また、明治8年になると、大阪から蒸気船「北越丸」(118トン)が配備されている。この間、新潟運上所は、明治6(1873)年1月に新潟税関と改称された。そして、明治8年9月に管轄が新潟県から大蔵省へ移されている。大蔵省移管当時の配置図は、図1-4のとおりである。

しかし、水深が浅く、汽船の増加と大型化に対応できなかったことや安定した輸出入品がなかったことから、新潟港における外国貿易は振るわなかった。領事館も間もなく閉鎖された。配備されていた天渡船と蒸気船、その要員も仕事のないときの方が多かった。新潟港は、ロシアとの対岸貿易や北洋漁業に活路を求めたが、その発展は順調ではなかった。さらに、条約改正が進み、明治32年に敦賀港(福井県)・伏木港(富山県)が開港すると、新潟港の地位は低下していった。

その結果、新潟税関は明治35(1902)年10月31日に廃止され、11月1日からは横浜税関新潟税関支署となった。新潟税関廃止時の配置図は、図1-5のとおりである。

この間の敷地内の変遷を以下に整理する(横浜税関1902,新潟市1982)。

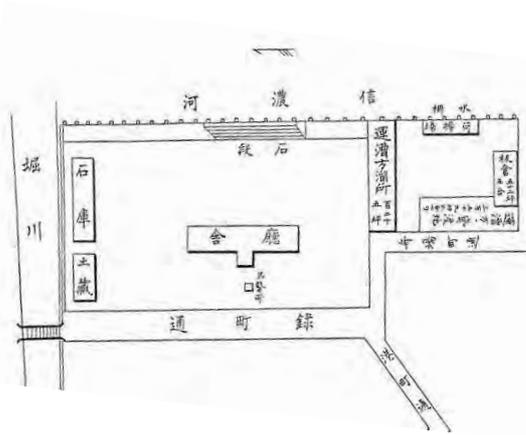


図 1-4 明治 8 年の配置図 (横浜税関 1902)

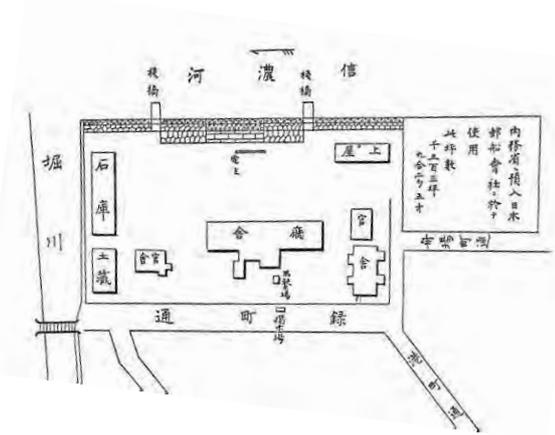


図 1-5 明治 11 年の配置図 (横浜税関 1902)



図 1-6 「新潟県下 越後摘誌」の挿絵 (明治 10 年の情景)



写真 1-1 税関の門 (明治 11 年以降か)

明治 2	1869	10.5. 運上所開設
明治 4	1871	12. 船囲所の土地を運漕方(舢舨輸送を委託)の小原善平に無償貸与 小原はその場所に板倉 1 棟・運漕方溜所 1 棟を新築
明治 6	1873	1. 新潟運上所, 新潟税関と改称。
明治 8	1875	9. 新潟税関が新潟県から大蔵省に移管
明治 9	1876	3. 船囲地所に棧橋 1 個を架設 < 工費 130 円 > 4. 県の求めに応じ標木, 警察官吏出張所を船囲地所内に新設
明治 10	1877	3. 官舎 1 棟 (1 戸) を構内庁舎と土蔵の間に新築 < 経費 99 円 16 銭 1 厘 >
明治 11	1878	6.-8. 表門と表木柵の新設 < 経費 372 円 37 銭 9 厘 >
明治 12	1879	3. 標木, 警察官吏出張所を撤去。その場所に上屋 1 棟 (96 坪) を新築 < 経費 538 円 62 銭 > 3. 運漕方の板倉を買い上げ, 修繕の上, 船具等置場とした < 経費 219 円 1 銭 2 厘 > 4. 運漕方板塀新設 < 費用 21 円 24 銭 3 厘 > 5. 水柵竣工 < 費用 345 円 48 銭 8 厘 > 5. 構内表門脇に掲示場新設 < 費用 6 円 41 銭 > 6. 荷揚場 (70 坪), 庁舎の東南隅に新設 < 費用 111 円 92 銭 > 8. 湯呑所, 庁舎の北部に新設 < 費用 82 円 64 銭 7 厘 > 12. 湯呑所廊下を新設して, 庁舎に接続 < 費用 33 円 47 銭 2 厘 >

明治 13	1880	5. 船囲場の門・木柵を建替<費用 177 円 55 銭 9 厘> 11. 運漕方水夫溜所を買い上げ、その代りに板倉(一戸前)を運漕方に貸与 買い上げた溜所を修築し、官舎 2 棟(6 戸)を新築
明治 14	1881	6. 官舎の板塀を新設<費用 32 円 50 銭> 10. 県の求めに応じ、敷地南隅 22 坪を一時内務省へ預け入れ、新潟県に引き継ぐ 県はそこに水上警察派出所を新設
明治 16	1883	6. 租税局出張所へ庁舎南方の一部(57 坪 5 合)、官舎(1 戸)、板倉(1 戸前)を貸与 翌年 5 月に板倉・官舎、6 月に庁舎が還付
明治 17	1884	3. 明治 13 年に運漕方に貸与した板倉を返納させる 5. 共同運漕会社の出願に応じ、構内南方の地(928 坪)と、そこに建っていた板倉、上屋等を貸与 同社は事務所棧橋、土蔵、表門、境界柵、上屋の増築等、新築・改築を行う 7. 共同運漕会社に貸与した土地にあった板倉・便所を売却
明治 18	1885	7. 船具入納屋建設のため、構内地を一部(47 坪 2 分 5 厘)貸与
明治 19	1886	1. 共同運漕会社と三菱が合併して日本郵船会社となる 共同運漕会社に貸与していた土地等は、継続して日本郵船に貸与
明治 21	1888	2. 旧荷揚場を上屋に改築中、暴風のため崩壊。それまでの費用 187 円に 42 円増額して 3 月落成
明治 22	1889	4.1 新潟市制施行
明治 23	1890	3. 日本郵船会社に貸与していた土地(928 坪)、上屋 1 棟、さらに地続きの土地(353 坪 9 合 2 勺 5 才)を内 務省に預け入れる。これと明治 14 年に内務省に預け入れてあった土地(22 坪)を合わせて、日本郵船に 貸与(15 年間)。この敷地内に建っていた官舎 2 棟は、日本郵船の負担で西方へ移築される。 9.16 税関管轄区域制定(新潟税関の管轄区域は若狭・越前・加賀・能登・越中・越後・羽前・羽後の沿岸)
明治 26	1893	3. 前年の洪水のため崩壊した沿岸石垣の修理が竣工<費用 2021 円 50 銭>
明治 29	1896	7. 大洪水によって庁舎が浸水したため、地上げ修理を加えた。
明治 30	1897	北越鉄道(現・JR 信越線)の沼垂 - 一ノ木戸(三条市)間が開通(1904 年、新潟駅に延伸)。
明治 33	1900	5.-6. 庁舎の模様替え<経費 312 円 28 銭 5 厘> 6. 本関から 7~8 丁ほど離れた砂丘地 33 坪を借り入れる 7.-9. 借り入れた砂丘地に大浜監所(平家建、14 坪 5 合)を建設<費用 518 円 34 銭 5 厘>
明治 34	1901	8.-9. 本関と大浜監所との間に電話線(4880 尺)架設<費用 292 円 99 銭 5 厘>
明治 35	1902	6. 庁舎に電灯設置(表門 1 灯、庁内 3 灯、沿岸 1 灯)<費用 74 円 1 銭 6 厘> 8. 市内電話開設に伴い、税関もこれに加入 10.31 新潟税関廃止 11.1 横浜税関の新潟税関支署となる。管轄区域は越前国より羽前国の沿岸に変更。

表 1-1 敷地内の変遷年表(明治 2 年~35 年)

#### (4) その後

大正期の敷地の状況を示すのが、図 1-7 と図 1-8 である。このころの税関職員は、支署長以下 4 人に水夫が 2 人いて、「船が多く入る日は忙しいが、船のない時はのんびりしていたようで」あった。「信濃川畔は三つにわけられ、両側が石垣で、まん中が階段で十段位あったようだ。(中略)水深は階段を少しはずれると急に深く」なったという。敷地内には、露領沿海州水産組合新潟支部(明治 42 年に設立され

た北洋漁業家による組織)から寄贈されたテニスコートがあった。また、梨や柿など「いろいろな緑の木があってとてもきれいな庭で、それでこの辺を緑町といったのだと思う」という地元住民の回想もある。税関の庭は、地元の子どもたちにとって絶好の遊び場ともなっていた(新潟市郷土資料館 1972)。

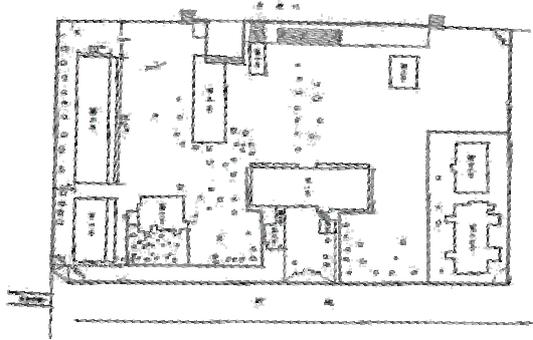


図 1-7 大正期の配置図(新潟市 1982)

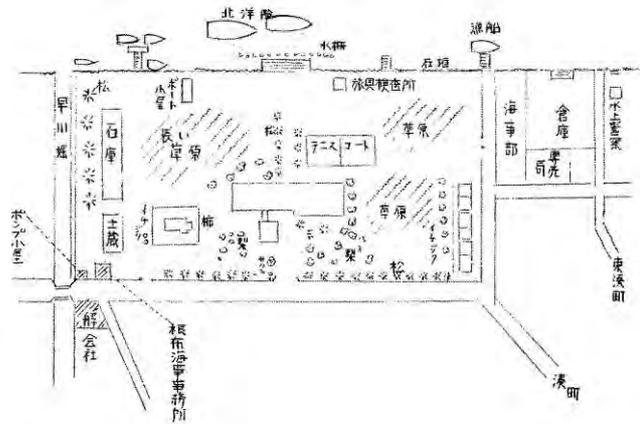


図 1-8 大正期の税関とその周辺(新潟市郷土資料館 1972)



写真 1-2 信濃川護岸整備前(大正~昭和初期か)の税関の様子(新潟市郷土資料館 1980)

一方、開港五港の都市であることを、市のよりどころとしていた新潟市は、大正 3(1914)年に港湾都市としての発展を期して対岸の沼垂町と合併した。その後、沼垂側で近代埠頭の建設が進められ、大正 15年には県営埠頭が完成した。また、新潟臨港株式会社が開発した臨港埠頭も昭和 6(1931)年に完成した。こうして、港の機能はほとんど対岸へ移っていった。さらに、昭和 6年に上越線が全通し、翌 7年には中国東北部に「満州国」が建国された。これによって、新潟港は日本と満州の両首都を結ぶ最短距離に位置する拠点港への道を歩むことになる。

一方、大正 11年には大河津分水が通水した。これによって、信濃川の川幅縮小が可能となり、昭和 4年には現在の萬代橋が完成した。信濃川左岸では、昭和 6年になって西護岸整備事業が始まり、川岸の埋め立てと護岸整備が行われた。こうして埋め立てられた土地のうち、他門川口から下流については、昭和 10年 5月に柳島町と命名され、税関に隣接する付近はその 2丁目となった。こうして、税関の敷地と信濃川は離れていった。埋立地には魚卸売市場が移転し、水産加工場や倉庫、住宅が並ぶようになった。その頃の敷地の状況を示すのが、図 1-9 である。

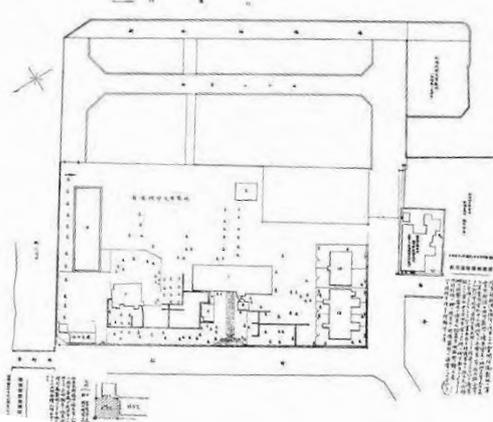


図 1-9 昭和 13 年以降の配置図（新潟市 1982）



写真 1-3 税関支署移転後の外観

昭和 18(1943)年に税関は閉鎖され、活動を再開するのは昭和 21 年のことである。しかし、戦争末期にアメリカ軍が港に投下した機雷によって、新潟港は機能不全に陥っていた。掃海作業が終わって、安全宣言が出され、外国貿易が本格的に再開されたのは昭和 27 年のことである。そして、昭和 29 年 2 月 10 日、新潟税関支署庁舎 1 棟、附石庫 1 棟は、新潟県の文化財に指定された。しかし、石庫は著しく老朽化していたため、将来復原するという前提で昭和 38 年 8 月に解体された。石庫の跡地には、税関職員等の公務員住宅が建設された。

昭和 30 年、新潟税関支署は東京税関に移管された。昭和 30 年代に入ると、新潟港周辺一帯は海岸決壊や天然ガス採取に伴う地下水の急激なみ上げによる地盤沈下に見舞われた。さらに、昭和 39(1964)年 6 月 16 日に発生した新潟地震は、軟弱な地盤の亀裂・陥没、液状化に伴う噴砂現象を引き起こした。また、地震による護岸堤の決壊と津波により、信濃川両岸地域は浸水・湛水の被害にあった。

この震災復旧の結果、税関に隣接した柳島町は、信濃川の堤防嵩上げも含めて旧地盤より 1.5~2m の厚さで盛土され、その上に民家等が再築されることとなった。こうして、旧新潟税関荷揚場の石段及び石積みは、さらに深く埋没することとなる。

税関支署庁舎も、この地震によって被災したため、昭和 41(1966)年 5 月に中央埠頭の港湾合同庁舎内に移転した。約 1 世紀の税関業務を終えた旧税関庁舎と敷地は、税関支署の移転と同時に保存に向けた動きが起こり、昭和 44 年 6 月 20 日に跡地は国の史跡に、庁舎は重要文化財に指定された。財産(敷地・庁舎)は大蔵省から文部省に所管が移り、昭和 45 年には新潟市がその管理団体に指定された。

管理団体となった新潟市は、国庫・県費補助を受けて昭和 45 年から旧税関庁舎を解体修理した。この大修理によって、庁舎は運上所開設当時の姿によみがえった。また、これと並行して新潟市は、庁舎及び史跡を管理するために管理棟を建設し、屋内消火栓、自動火災報知設備、避雷針といった防災設備や史跡標識を設けた。そして、旧税関庁舎を利用して同 47 年には新潟市郷土資料館が開館し、その翌年には市民からの寄贈を受けて庁舎の南側(官舎跡地)に植栽や花壇を新設した(洋風庭園)。

さらに、昭和 55 年には庁舎北側の石庫跡地が史跡に追加指定されると、新潟市は国庫・県費補助を受けて同 57 年に解体されていた石庫を復元した。同 60 年には、明治 11 年に建てられた二代目の門を復元整備し、翌 61 年には石庫裏(北側)に早川堀の一部をイメージ復元した。

そして、新潟市は史跡隣接地に新潟市歴史博物館を建設することを決め、平成 15 年に新潟市郷土資料館を閉館した。そして、翌 16 年の歴史博物館開館までに、旧信濃川河道と荷揚場の石段・石積みを復元し、植栽や園路も現況のように整備している。



昭和 22 年



昭和 28 年



昭和 37 年



昭和 48 年



昭和 58 年



昭和 63 年



平成 5 年



平成 17 年

写真 1-4 国土地理院の航空写真

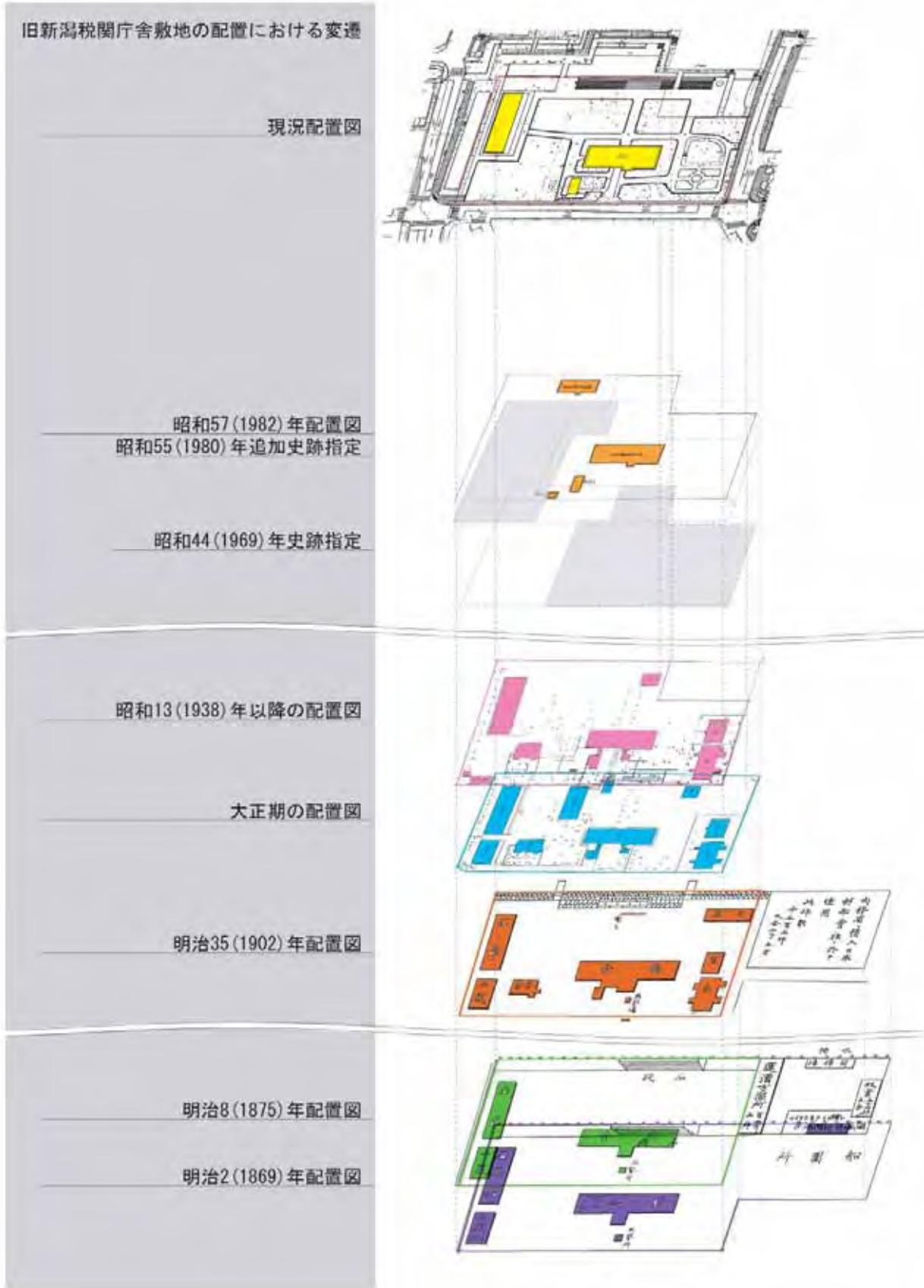


図 1-10 旧新潟税関庁舎敷地の配置における変遷

## 2 指定地の状況

---

史跡の指定は、二段階で行われている。まず、昭和 44(1969)年 6 月 20 日に旧新潟税関庁舎が国の重要文化財に指定されるのと同時に、緑町 3437-1・8 が指定され、昭和 55(1980)年 2 月 19 日に緑町 3737-9・13 が追加指定された。

### ( 1 ) 指定説明 (この項の表記は原文ママ)

#### ア 文部省告示第 294 号 (重要文化財指定, 昭和 44 年 6 月 20 日)

文化財保護法(昭和 25 年法律第 214 号)第 27 条第 1 項の規定により、次の表に掲げる文化財を重要文化財に指定する。

名称：旧新潟税関庁舎

員数：1 棟

構造及び形式：木造，建築面積 373.4 m<sup>2</sup>，1 階建て，中央部塔屋付，棧瓦葺

附 棟札 1 枚(覆板付) 上棟明治巳年八月廿一日の記がある

所有者：国(大蔵省所管)

所在の場所：新潟県新潟市緑町 3,437 番 8

#### イ 文部省告示第 295 号 (史跡指定, 昭和 44 年 6 月 20 日)

文化財保護法(昭和 25 年法律第 214 号)第 69 条第 1 項の規定により、次の表に掲げる記念物を史跡に指定する。

名称：旧新潟税関

所在地：新潟県新潟市緑町

指定地域：3,437 番-1，3,437 番-8

#### ウ 史跡指定通知別紙「指定理由および保存の要件」

(庁保記第 9 の 27 号, 昭和 44 年 6 月 20 日)

##### 1. 指定理由

###### ( 1 ) 基準

特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準 史跡の部第 9 (外国及び外国人に関する遺跡)による。

###### ( 2 ) 説明

安政 5 年 6 月，日米修好通商条約が締結され，ついでオランダ，ロシア，イギリス，フランスの各国もまた同様条約を結び，かくて新潟は下田(神奈川)，箱館，長崎，兵庫と並んで開港することとなった。しかしその実施は遅れて漸く明治元年 11 月 19 日に開港した。ついで関税のため庁舎を新築することになり，翌 2 年正月地形に着手，8 月上棟，10 月に竣工した。

地は信濃川河口左岸に位し，川からの昇降に石段を設け，これに相対して庁舎を置き，石庫，土蔵，荷揚場等を併設した。はじめ在来の用語ならい運上所と称したが，6 年に至り，全国的に名称を税関と一定することになり，爾来新潟税関と称せられた。

庁舎は、川と平行に細長い洋風木造平屋建の建物で、中央部にアーケードを通して通路とし、切妻屋根の中央には棟を跨いで高く二重櫓風の監視塔を置く。一体に和洋混合の感が深く、明治初年の世相をよく示している。その後、構内施設に変遷はあり、また時に信濃川沿いが埋立てられて川と離れるに至った如き大変化もあり、更に昭和 41 年 6 月、税関は対岸龍ヶ島の新庁舎に移ったが、旧庁舎は多少の変遷を経ながらもよく旧態をとどめ今日に至っている。指定地域は、旧税関敷地の全域には及ばないが、かつての石段の地も含み、往時の運用状況をよく偲び得べく、わが国海外交渉史上価値ある遺跡である。

## 2. 保存の要件

- (1) 建物をき損しないこと。
- (2) 防火について注意すること。
- (3) みだりに現状を変更しないこと。

## エ 文化庁告示第 1 号 (管理団体の指定, 昭和 45 年 1 月 19 日)

文化財保護法(昭和 25 年法律第 214 号)第 95 条第 1 項の規定により、重要文化財旧新潟税関庁舎(昭和 44 年文部省告示第 294 号)および史跡旧新潟税関(昭和 44 年文部省告示第 295 号)を管理すべき地方公共団体として、新潟市を指定する。

## オ 文部省告示第 19 号 (史跡の追加指定, 昭和 55 年 2 月 19 日)

文化財保護法(昭和 25 年法律第 214 号)第 69 条第 1 項の規定により、史跡旧新潟税関(昭和 44 年文部省告示第 295 号)に次の表に掲げる地域を追加して指定する。

所在地：新潟県新潟市緑町

地域：3,437 番-9, 3,437 番-13

## カ 追加指定通知「追加指定理由」(庁保記第 2 の 3 号, 昭和 55 年 2 月 19 日)

### (ア) 基準

特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準 史跡 9(外国及び外国人に関する遺跡)による。

### (イ) 説明

史跡旧新潟税関は、明治初期の開港時の税関の跡であるが、隣接のもと石蔵のあつた地域を追加指定し、石蔵の復原的整備をはかるものである。

(2) 史跡指定範囲

地番	面積 (㎡)	地目	所有者名	指定年月日
新潟市中央区緑町 3437-8	3,417.96	宅地	国(文部科学省)	昭和44年6月20日
新潟市中央区緑町 3437-1	1,791.81	宅地	新潟市	昭和44年6月20日
新潟市中央区緑町 3437-9	2,235.09	宅地	新潟市	昭和55年2月19日
新潟市中央区緑町 3437-13	1,501.58	宅地	新潟市	昭和55年2月19日
合計	8,946.44			

表 1-2 史跡指定地域の地籍一覧

名称	所有者名	延べ床面積 (㎡)	備考
旧新潟税関庁舎	国(文部科学省)	393.38	重要文化財, 木造平屋建
旧新潟税関管理棟	国(文部科学省)	42.97	木造平屋建
旧新潟税関石庫	新潟市	330.51	木造平屋建
	合計	766.86	

表 1-3 史跡指定地内の建造物一覧

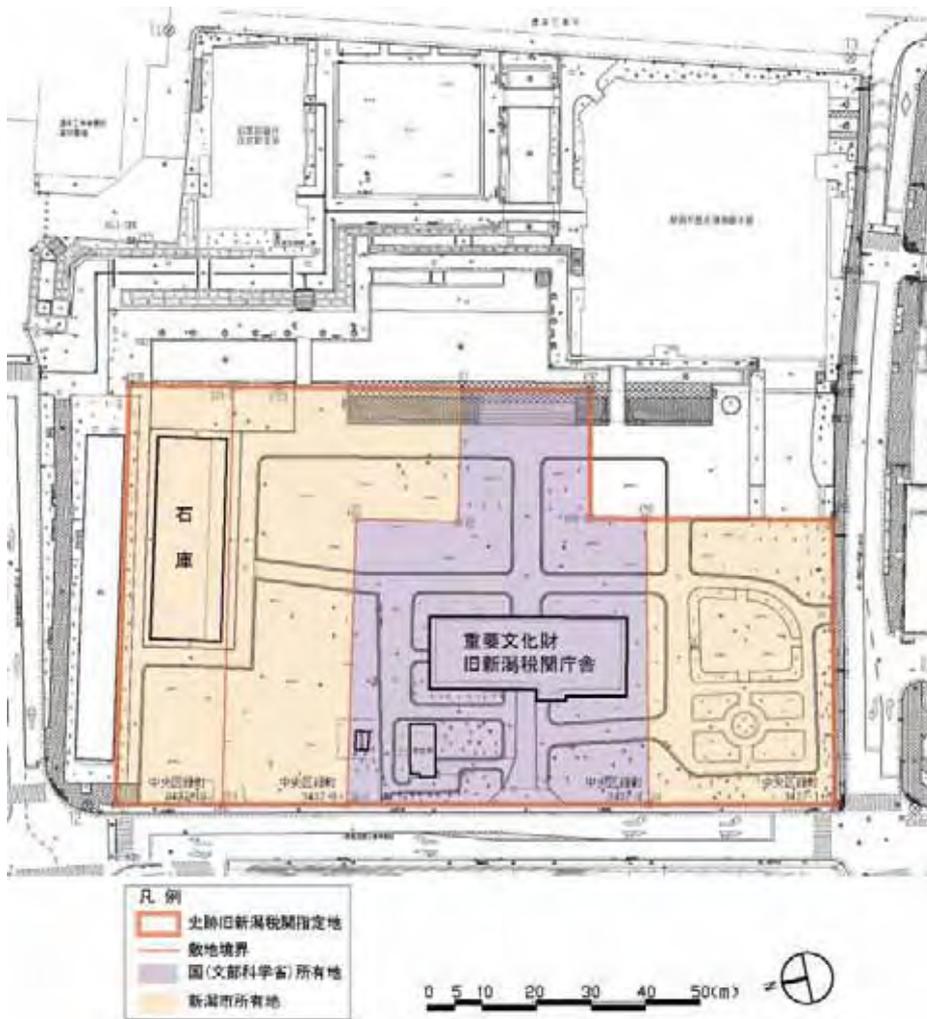


図 1-11 史跡指定範囲図

(3) 指定地とその周辺の埋蔵文化財調査

過去，3回の発掘調査が行われており，その概要は下表のとおりである。

調査年度	昭和61年度	平成8・9年度	平成15年度
調査期間	昭和61年5月2日～3日	平成8年8月21日～9月27日 平成9年9月10日～11月21日	平成15年7月23日～8月23日
調査面積			約363㎡
調査原因	史跡隣接地での公園整備 (旧早川堀復元)	史跡周辺の整備 (荷揚場石積の復元)	歴史博物館建設に伴う 史跡整備
主な遺構	旧早川堀丸木杭列，旧早川堀側 石積護岸，玉石列，版築状遺構	荷上場石段，護岸石積造成面， 旧早川堀側石積護岸	配石遺構2基，瓦・配石遺構， レンガ遺構3基，排水遺構
主な遺物	軒瓦	荷上場石段造成部材(石材・花 崗岩，板材・マツ属か)，瓦， 硬貨(米1セント青銅貨)，洋 釘，ボルト	レンガ
特記事項	なし	なし	なし
報告書名	旧早川堀，史跡旧新潟税関 境界部発掘調査報告	史跡旧新潟税関発掘調査 報告書	平成15(2003)年度 新潟市埋蔵文化財調査年報 「(15)旧新潟税関確認調査」
編著者名	藤塚 明	肥田野 弘之，古越 永子	廣野 耕造，朝岡 政康
編集機関	新潟市教育委員会 (社会教育課)	新潟市教育委員会 (生涯学習課)	新潟市教育委員会 (埋蔵文化財センター)
発行年月日	未刊行	平成10年3月31日	平成16年3月31日

表1-4 史跡指定地とその周辺の調査履歴



図1-12 調査範囲図

## ア 昭和 61 年度調査

調査の結果、旧早川堀や旧新潟税関に係る遺構は、地盤沈下や埋め立てによって現地表下に深く埋没していたが、舁を係留するための棧橋として、堀内に設けられたと思われる丸木杭列（等間隔に 4 本、径 13～14 cm、用材はマツ）、花崗岩の割石で作られた税関の護岸石積、人為的に固められたと思われる版築状遺構や、後補のものと思われる軒瓦などの瓦片が若干検出された。

ただし、検出された石積が、旧税関敷地築造当時のものという断定はできなかった。また、旧税関の周囲を回っていたとされる木柵の柵列柱穴は検出されなかった。



写真 1-5 石積と丸木杭



写真 1-6 版築状遺構

## イ 平成 8・9 年度調査

調査の結果、荷揚場の石段に関わると考えられる造成土及び遺構、石段両脇の野面積み護岸に関わると考えられる配石遺構が確認された。また、荷揚場の石段を造成していた部材(石材 - 花崗岩、板材 - マツ属か)、瓦、硬貨(米 1 セント青銅貨)、洋釘、ボルトなどの遺物が検出された。この調査の詳細については、『史跡旧新潟税関発掘調査報告書』(新潟市教育委員会 1997)を参照されたい。



写真 1-7 荷揚場石段基礎と見られる斜造成面



写真 1-8 旧早川堀側護岸石積と杭

## ウ 平成 15 年度調査

調査の結果、庁舎東側(旧正面)に瓦 - 配石遺構と配石遺構 2 基が、庁舎北西側にレンガ遺構 3 基が、史跡指定地の南東端に排水遺構が検出された。この調査の詳細については、『平成 15(2003)年度 新潟市埋蔵文化財調査年報』(新潟市教育委員会 2003)を参照されたい。



写真 1-9 旧正面の遺構



写真 1-10 レンガ遺構

(4) 指定地とその周辺の社会的環境

ア 都市計画法・建築基準法

住環境の保護や商業、工業などの利便を増進することを目的に、土地の自然的条件や土地利用の動向を考慮して定められる地域地区（都市計画法第8条）として、史跡指定地とその周辺は、基本的な土地利用を定めた用途地域が「準工業地域（建ぺい率60%、容積率200%）」となっており、市街地における火災の危険を防除するため「準防火地域」の指定がされている。準防火地域内における建築物の防火上の制限（建築基準法第62条ほか）は下表のとおりである。

階数 (地階を除く)	延べ面積 500㎡以下	延べ面積 500㎡超 1,500㎡以下	延べ面積 1,500㎡超
4以上	耐火建築物に限る	耐火建築物に限る	耐火建築物に限る
3	耐火建築物、準耐火建築物又は防火上の技術適合建築物	耐火建築物又は準耐火建築物に限る	耐火建築物に限る
2又は1	防火構造とした木造建築物も可	耐火建築物又は準耐火建築物に限る	耐火建築物に限る

都市施設（都市計画法第11条）として、史跡指定地西境界に計画決定された都市計画道路（3.4.538号川端町入船線、計画幅員16.0m）が面しており、史跡指定地と都市計画道路の法線とが重複している箇所がある。

なお、史跡指定地に面する道路（接面道路）は以下のとおり。

接道方向	公・私道の別	道路の種類	幅員	接道長さ
西側	公道（県道）	道路法による道路	16.0m	66.0m
南側	公道（市道）	道路法による道路	16.0m	26.3m

また、史跡指定地の北隣にあるみどり公園は、街区公園となっている。

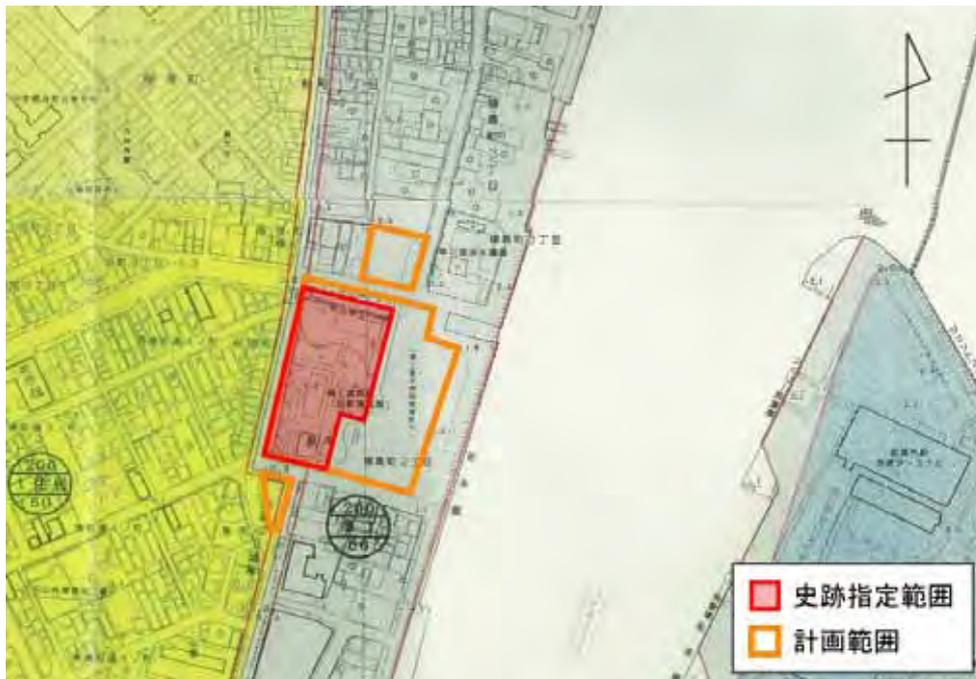


図 1-13 新潟市都市計画図

## イ 景観法

新潟市では、景観法（平成16年法律第110号）第8条第1項の規定により、新潟市景観計画（平成19年新潟市告示第59号）を定めている。この計画では、市全域を景観計画区域とし、さらに地域の特性に応じた景観形成を進める必要がある区域を特別区域、それ以外を一般区域としている。

史跡指定地の一部及び歴史博物館敷地は、その特別区域の一つである信濃川本川大橋下流沿岸地区（面積 約 133.7ha）に含まれており、水上や対岸から見て、開放感のある景観づくりを進めるべき地区と位置づけられ、景観形成基準も一般区域における基準のほか、以下の基準が追加される。

対象事項		景観形成基準（行為制限）
建築物	配置	信濃川沿いの道路に接する部分については、セットバックなどにより、歩行者等に圧迫感を与えないよう努めること。 対岸からの眺望景観に配慮し、道路・隣地間の距離を確保して背後の街並みが見えるよう努めること。
	意匠	対岸からの眺望景観に配慮し、長大な壁面は避け、開放感と広がりのある景観となるよう努めること。
	高さ	スカイラインの連続性を保つため、高さを50メートル以下とすること。

なお、この計画では基本目標の一つとして、歴史と文化を感じさせる深みのある景観の形成を掲げ、「港町として、また舟運によるまちまちな深いつながりの面影を残す歴史的・文化的環境や、祭り、市場などの人情味あふれる情景は、「にいがた」らしい景観を表している。これらを大切にし、次代に伝えていく。」としている。



図 1-14 新潟市景観計画による特別区域

## ウ その他

史跡指定地は、新潟市屋外広告物条例（平成7年新潟市条例第59号）第7条第2号による禁止地域に指定されており、「広告物等を表示し、又は設置してはならない」とこととされている。

## 第2章 保存管理

### 1 保存管理の方向性

旧新潟税関の敷地の範囲は、明治2(1869)年の埋立て造成からは徐々に減少し、大正11年時点の敷地範囲が現行の史跡指定範囲となっている。史跡指定範囲の公有化は全て完了しており、その周辺も含む本計画の対応範囲は新潟市歴史博物館敷地として公有化がなされている。

歴史的に見て税関機能が最も盛んだった時期は明確に定めにくいですが、当初の明治2年とするのが適当であろう。明治2年当初のもので現存しているのは、重要文化財建造物旧新潟税関庁舎のみである。明治2年の様相を再現しているものとしては、昭和57(1982)年に復元された石庫と、平成15(2003)年に復元された荷揚場の石段と石積がある。土蔵と馬繫所は、既に失われている。

以上のことを考慮に入れ、本計画では現行の史跡指定範囲を当面は追加拡大しないことを前提に、この地において当初の新潟税関の営みやその姿を可視化することを、史跡を保存管理する上での基本的目標とする。

なお、かつて新潟税関の敷地であった緑町3437番は、現在14筆(3437-1~14)に分筆されており、史跡として指定されているのは、税関支署移転時の敷地であった北側の4筆(3437-1, 8, 9, 13)である。残りの南側10筆(3437-2~7, 10~12, 14)は、税関開設当初は船囲場であった。しかし、明治4年には無償貸与され、その後、税関の所管から離れている。これらの土地も史跡指定地と同様に、文化庁次長通知「埋蔵文化財の保護と発掘調査の円滑化等について」(平成10年9月29日庁保記第75号)と、それに基づいて新潟県教育委員会が定めた基準「埋蔵文化財包蔵地の把握と周知に関する基準」(平成13年4月1日)に記載されているように、「地域において特に重要な」近現代の遺跡と考えられる。

これらの土地は現在、マンションや住宅が建ち並んでおり、一部は市道となっているが、地下遺構が残存している可能性もあるので、今後埋蔵文化財包蔵地として周知化し、その保護を図る必要がある。

なお、包蔵地としての取り扱いについては、別に定めるものとする。

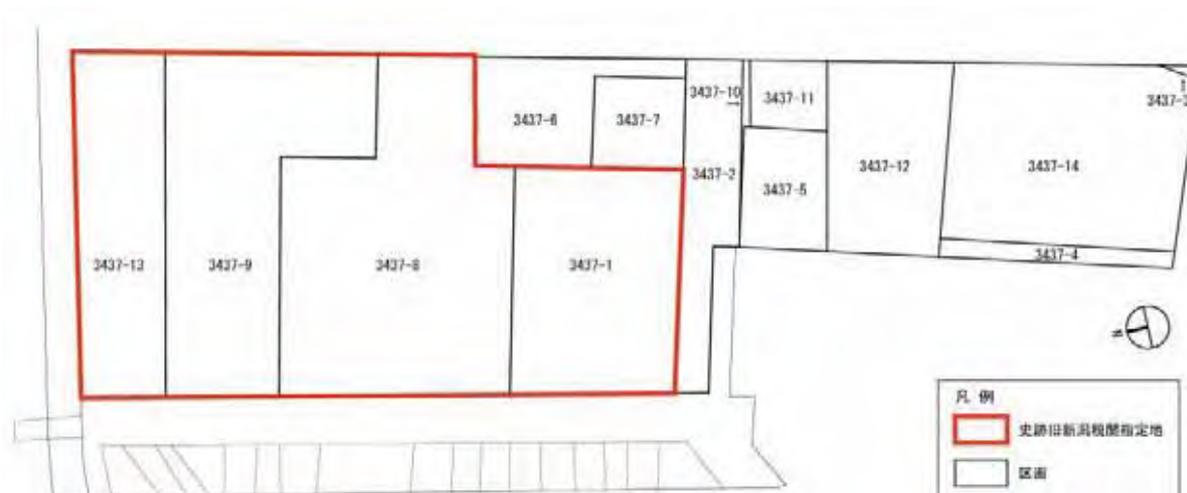


図2-1 緑町3437番(3437-1~14)公図 平成18年公図をもとに作成

## 2 史跡を構成する諸要素

### (1) 本質的価値を構成する諸要素

史跡を構成する諸要素のうち、明治2(1869)年の埋立て造成から昭和41(1966)年にその機能を終えるまでの新潟税関の様相を示す歴史的建造物及び地下遺構を、次世代へと確実に伝達すべき当史跡の「本質的価値を構成する諸要素」とし、以下の内容とする。

旧新潟税関庁舎 (重要文化財)	明治2年に運上所庁舎として建設された擬洋風建築。 昭和45～46(1970～71)年に解体修理され、その後「新潟市郷土資料館」として活用。現在は文化財建造物として公開	
旧新潟税関石庫 (復元建造物)	明治2年に建設され、税関の保税倉庫として使用されていたもの。老朽化により、昭和38(1963)年に解体されたが、その部材を用いて昭和57年に復元	
地下遺構	史跡指定地の地下に埋蔵されている遺構、遺物	
史跡指定地	旧新潟税関の敷地として史跡に指定されている土地。 旧新潟税関庁舎や石庫と一体となって史跡としての空間を形成	

### (2) 税関機能終了後に付加・整備された諸要素

税関の機能を終えた昭和41年以降、郷土資料館・歴史博物館として活用される中で、付加・整備された建造物並びに構造物を「税関機能終了後に付加・整備された諸要素」とし、以下の内容とする。

#### ア 復元的な要素

西側門、扉及び木柵	明治11(1878)年に建設された二代目の門を古写真等に基づき、昭和60(1985)年に復元	
荷揚場石段、石積	発掘調査等の成果に基づき、歴史博物館整備の一環として平成16(2004)年に復元。地下遺構を保護するため、盛土をして設置	

## イ 修景的な要素

洋風庭園	旧税関官舎跡に昭和 48(1973)年に整備	
植栽及び園路	郷土資料館時代に整備。植栽は往時を意識し、マツとサクラが主体となっている。平成 16(2004)年の歴史博物館整備に伴い、植栽を現況のように整理、園路も舗装した。	

## ウ 管理・便益施設

管理棟	旧新潟税関庁舎等の防災施設、警備員詰所として昭和 46(1971)年に建設。郷土資料館時代には、事務室としても使用され、現在も警備員詰所として使用	
アルミ製柵	史跡指定地外周の囲柵として、昭和 59(1984)年に整備	
標識	昭和 47(1972)年に史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則(昭和 29 年文化財保護委員会規則第 7 号)第 1 条の規定により設置された石造のもの	
説明板	昭和 63(1988)年に史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則第 2 条の規定により設置。歴史博物館整備に伴い、旧税関庁舎・石庫の簡易な説明板を追加設置	
照明灯	旧新潟税関庁舎の夜間ライトアップのため、平成 2～3(1990～91)年に整備	
水飲み場等 便益施設	歴史博物館整備に伴い、平成 16 年に整備	

(3) 史跡指定範囲外の諸要素

史跡の構成要素ではないが、新潟市歴史博物館の敷地として一体に保存・管理・活用される中で、付加・整備された建造物及び構造物を「史跡指定範囲外の諸要素」とし、以下の内容とする。

信濃川旧河道・ 旧西堀イメージ 復元堀・柵	歴史博物館整備により、平成 16 年に建設	
早川堀イメージ 復元堀	石庫の北側にかつて流れていた早川堀の一部を、昭和 61(1986)年にイメージ復元	
旧第四銀行 住吉町支店 (国登録有形文化財)	昭和 2(1927)年に建設された銀行建築。かつては住吉町に所在。歴史博物館整備に伴い、平成 15(2003)年に現在地に移築復原、現在はレストランとして活用	
新潟市歴史 博物館本館	明治 44(1911)年に西堀通 6 番町に建てられた二代目市庁舎の外観イメージをデザインに取り入れ、平成 16(2004)年に新築	
副(三角)駐車場	郷土資料館の駐車場として、昭和 63(1988)年に整備	
主駐車場	歴史博物館整備により、平成 16 年に整備	
照明灯	歴史博物館整備により、平成 16 年に建設。うち 2 基は市民団体から寄贈されたもの	
芝生広場 及び園路	歴史博物館整備に伴い、平成 16 年に整備	

なお、当敷地は信濃川を埋立て造成された土地であり、純然たる自然地形は皆無である。

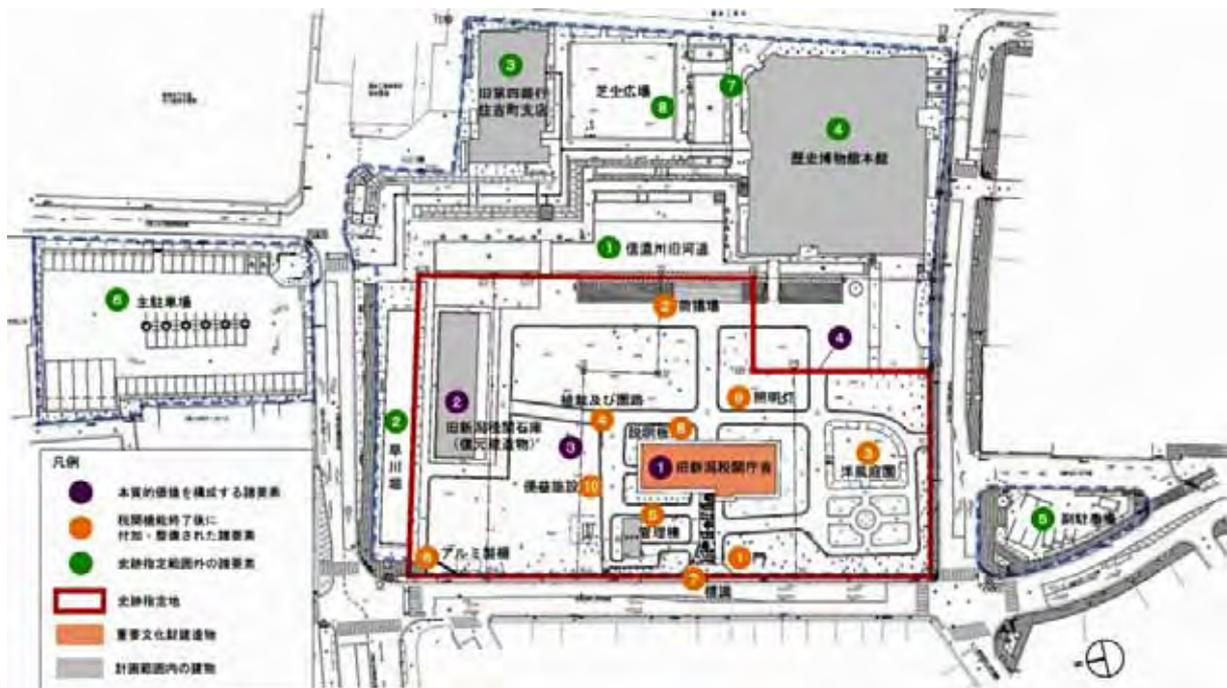


図 2-2 構成要素の配置図

### 3 保存管理の方針と方法及び現状変更等に対する取扱基準

#### (1) 史跡指定範囲内の諸要素

##### ア 保存管理の方針

前節で区分した史跡を構成する諸要素について、以下のとおり保存管理の方針を定める。

文化財保護法に基づいて適正な保存管理を行い、史跡の本質的価値を確実に保存する。

歴史博物館の諸施設と一体となって、本物が持つ歴史の重みを学ぶ場として尊重する。

開港地・新潟のまちづくりの核となるような景観の維持に努める。

##### イ 保存管理の方法

###### (ア) 共通事項

日常維持管理及び点検を怠らず、き損や衰亡等の早期発見を励行する。

良好な環境の形成に努めるものとする。

き損や衰亡している場合には、必要に応じて、学術的調査の成果を踏まえて、修理・復旧等を行う。

###### (イ) 本質的価値を構成する諸要素

史跡の価値を体現する根幹であるので、より厳密な保存管理が要求される。

旧税関庁舎については、第2部に定める。

旧税関石庫については、歴史博物館収蔵庫としての使用継続の是非を含め活用方針の検討を行うとともに、それに伴う仕様の見直し等も併せて検討する。

###### (ウ) 税関機能終了後に付加・整備された諸要素

史跡の構成要素ではあるが、復元的な整備の成果である要素と、修景的な整備、管理上不可欠な整備の成果である要素が混在するため、史跡の本質的価値を損なわないよう留意することが前提となる。

門及び木柵	現状でき損箇所が散見されるので、調査等を行い現状の仕様や形状の見直しも含め検討し、早急に修理・復旧等を行う。 修理のサイクルを定め、根本修理を行う。
洋風庭園	歴史的根拠のない修景であるため、史跡の歴史的景観をよりよく理解できるよう、長期的に整理を行う。
管理棟	旧新潟税関庁舎の防災基地としての機能を維持向上させるために、位置の適正・景観の向上等に留意しながら、建て替えも視野に入れた改善の検討を行う。
アルミ製柵	景観上不連続であるため、改善を検討する。
説明板	定期的に内容の刷新を検討する。

##### ウ 現状変更等に対する取扱基準

###### (ア) 現状変更等が認められないもの

現状変更等については、原則として、史跡の調査研究・整備活用のために必要な行為以外は認められない。特に、以下の行為は認められない。

埋蔵文化財に影響を及ぼす行為。  
軽微なものを除く地形の変更。  
景観に大きく影響を及ぼす行為。

#### (イ) 現状変更等の取扱い

現状変更等の許可を受けた場合には次のような取扱いとする。

原則として、現状変更等に着手する前に発掘調査を行い、重要遺構が確認された場合には、その保全を図る。

地下遺構を損なわないこと、史跡としての景観に調和するよう建築物・構造物等の外観・工法等に十分配慮することとする。

#### (ウ) 現状変更等の例示

以下のような行為については、事前に文化庁長官の許可を受けなければならない(文化財保護法第125条第1項)。

学術的調査の成果を踏まえて、史跡を復元・整備する行為。

史跡、歴史的建造物、復元建造物の維持管理上不可欠な施設の設置、埋設設備配管等の改修や修繕及び保存修理。

博物館活動の維持管理上不可欠な埋設設備配管等の改修や修繕。

防災上必要な施設、人命・財産の安全にかかわる施設の設置。

既存の施設を維持保全する行為。

#### (エ) 新潟市教育委員会教育長が許可するもの

前項の行為のうち、以下については新潟市教育委員会教育長に許可の権限が委譲されている(文化財保護法施行令第5条第4項)。

小規模建築物(階数が二以下で、かつ、地階を有しない木造または鉄骨造の建築物であって、かつ建築面積が120㎡以下のもの)で3月以内の期間を限って設置されたものの新築、増築、改築または除去。

工作物(建築物を除く。)の設置、改修もしくは除却(設置または除却にあっては、設置の日から50年を経過していない工作物に係るものに限る。)または道路の舗装もしくは修繕。(それぞれの土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。)

史跡の管理団体が、文部科学省令の定める基準により設置した、史跡の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲いその他の施設の設置、改修または除却。

埋設されている電線、ガス管、水管または下水道管の改修。

樹木の伐採。

#### (オ) 現状変更等の許可申請を要しないもの

以下の行為については、許可申請を要しない(文化財保護法第125条第1項ただし書)。

維持の措置(特別史跡名勝天然記念物または史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則第4条)

史跡の一部がき損し、または衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

史跡がき損し、または衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡をその指定当時の原状(指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状)に復するとき。

史跡がき損し、または衰亡している場合において、当該き損または衰亡の拡大を防止するための応急措置をするとき。

大地震、台風等の非常災害に対する応急措置を行う場合。

危険木の伐採、剪定・枝払い等の維持管理行為を行う場合。

博物館活動に係る行事に当たって、史跡等の現状に重大な影響を及ぼさない範囲での短期間の仮設物等を設置する場合。

#### (カ) その他

国有財産の取り扱いについては、事前に協議・調整を図るものとする。

### (2) 史跡指定範囲外の諸要素

#### ア 保存管理の基本方針

史跡を構成する諸要素の価値を阻害しない保存管理を行う。

歴史博物館の施設の一部として、生涯学習の場としての整備を図る。

史跡を構成する諸要素と同様に、まちづくりの核となるような景観の維持・向上に努める。

#### イ 保存管理の方法

史跡指定地と一体となって歴史博物館を構成する要素であるため、文化財指定物件に準じる保存管理を行い、史跡の本質的価値を損なわないよう留意する。

日常維持管理及び点検を怠らず、き損や衰亡等の早期発見を励行する。

史跡の本質的価値を引き立てる景観づくり及び積極的な公開活用に努める。

### (3) 史跡指定地内における植生管理の方針

#### ア 基本方針

樹木については、史跡の構成要素としてふさわしい樹種（マツ・サクラ・エノキなど、明治時代から見られる樹種）を主体とし、史跡の歴史的景観をよりよく理解できるようにする。

洋風庭園をはじめ、上記の樹種以外の樹木や眺望の妨げとなる樹木は、長期的に整理を行う。

新規の植樹については、位置や樹種を十分に調査検討した上で、史跡の歴史的景観を整備するために必要と認められるもののみ可とする。

#### イ 日常の景観管理と安全管理

定期的な剪定・刈込・除草を行う。

樹木については樹勢・樹形の維持に努め、傾斜の著しいものについては、支持材を設置するなどして、その樹形を矯正する。

枯れ枝、枯損木、又は生育不良木などは適宜伐採・除去し、転倒による被害の防止に努める。特に文化財建造物に近接する樹木については、転倒防止に十分に配慮するものとする。

## 4 周辺環境の保全

---

### (1) 景観の現況

旧新潟税関は、信濃川に面することが重要な立地条件であった。信濃川と史跡指定地が直に接していない今日、信濃川から旧新潟税関、旧新潟税関から信濃川という双方向の視覚による景観的なつながりを維持・展開することが、信濃川と旧新潟税関の密接な関係を理解する大きな手段となっている。その景観の現況を双方向から検証した。

まず、旧新潟税関庁舎塔屋より望む各方角の景観の現況を、以下のとおりパノラマで示す。



東側周辺の景観



南側周辺の景観



西側周辺の景観



北側周辺の景観

次に、信濃川対岸からの旧新潟税関庁舎への眺望を検証した。視点は以下のとおりである。



凡例 OK・・・旧新潟税関を視認できる視点  
NG・・・旧新潟税関を視認できない視点

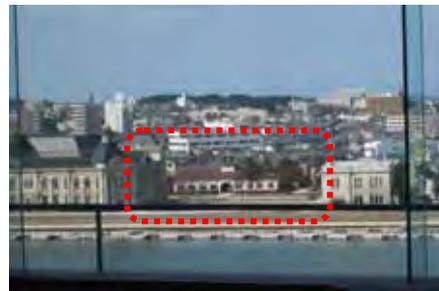
朱鷺メッセ展望室からの眺望（31階・地上約125m）

佐渡汽船乗場からの眺望（アイレベル）



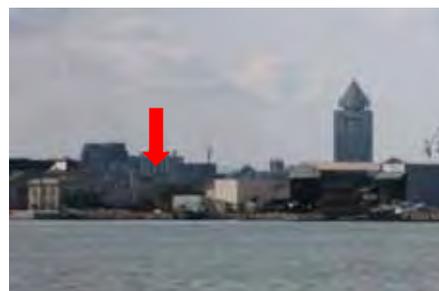
この地点からは視認することができる（指示箇所内）、  
佐渡汽船乗場北突端付近からの眺望（アイレベル）

この地点からは視認することができる（指示箇所内）、  
佐渡汽船ターミナルビル3階からの眺望



この地点からは視認することはできない（矢印地点）。旧第四銀行  
住吉支店に遮られている。石庫は妻面が視認できる。  
中央埠頭からの眺望（アイレベル）

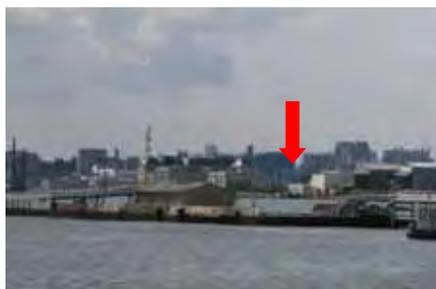
この地点からは視認することができる（指示箇所内）、  
北埠頭からの眺望（アイレベル）



この地点からは視認することはできない（矢印地点）。旧第四銀行  
住吉町支店に遮られている。

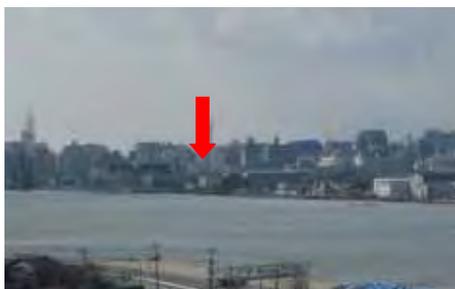
この地点からは視認することはできない（矢印地点）。石庫も含め  
て、手前の倉庫群等に遮られている。

新日本海フェリー乗場からの眺望（アイレベル）



この地点からは視認することはできない（矢印地点）。石庫も含めて、手前の倉庫群等に遮られている。

山の下みなとタワー展望室（地上約27m）からの眺望



この地点からは視認することはできない（矢印地点）。石庫も含めて、手前の倉庫群等に遮られている。

山の下埠頭からの眺望（アイレベル）



この地点からは視認することはできない（矢印地点）。石庫も含めて、手前の倉庫群等に遮られている。

ジェットfoil内からの眺望



この地点からは視認することは難しい（矢印地点）。この写真では旧第四銀行住吉町支店や手前の樹木に遮られている。

## （2）景観保全区域の設定

景観の保全については、第1章第2節第4項イに示したとおり、景観法の規定により策定した新潟市景観計画による区域設定と行為制限がある。史跡指定地の一部及び歴史博物館敷地は、その特別区域である信濃川本川大橋下流沿岸地区に含まれ、水上や対岸から見て、開放感のある景観づくりを進めるべき地区と位置づけられている。

これとは別に、この計画では史跡の景観保全を目的として、独自に史跡指定地の周囲に景観保全区域を設ける。先述したように、信濃川と旧新潟税関の密接な関係を理解する大きな手段として、双方の視覚による景観的なつながりを維持・展開することが挙げられる。よって、史跡指定地と信濃川にはさまれた区域が史跡の保護においても大きな意義を有するので、それを景観保全区域として位置づけたい。この区域はさらに、本計画範囲内外の別により、性格が異なる以下の二つの区域に区分される。

### ア 歴史博物館景観保全区域（歴史博物館敷地・みどり公園）

計画範囲のうち、史跡指定地と駐車場を除いた区域を「歴史博物館景観保全区域」とする。

このゾーンは史跡指定地と信濃川の間のうち、市が所有し管理している歴史博物館の敷地範囲であり、自主的に計画を実行できる。

### イ みなと・さがん景観保全区域

計画範囲と信濃川の間で、新潟県によって信濃川左岸緑地（みなと・さがん）の整備が進められている区域を、「みなと・さがん景観保全区域」とする。この区域は史跡の景観保全区域とすべきであるが、この計画の対象範囲外であるため、新潟市による自主的な計画の実行ができない。

よって、事業主体者である新潟県に、景観保全について説明し、理解と協力を得ることとする。

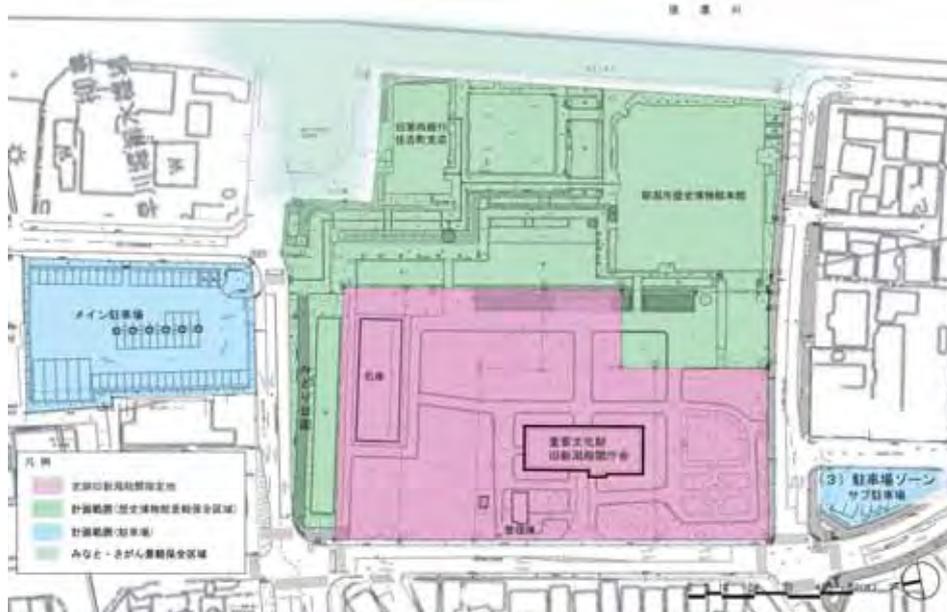


図 2-3 景観保全区域図

### (3) 景観保全区域の整備目標

各区域は、史跡指定地及び歴史博物館敷地と外部が接する周辺であり、接線で景観の断絶が起こらないよう、相互に景観への配慮及び景観の向上を図る。

歴史博物館敷地の中心的存在はあくまでも史跡旧新潟税関であることを念頭に置き、その視覚的中心である重要文化財旧新潟税関庁舎及び復元された石庫の価値を最大限尊重した景観形成を目標とする。

#### ア 歴史博物館景観保全区域（歴史博物館敷地・みどり公園）

##### (ア) 短期的目標

史跡の文化財的価値を最大限尊重する整備を行う。特に、信濃川を正面として税関が造られていたことを、来訪者がその場で見て理解できるようにするために、史跡指定地と信濃川間の開放性を重視し、その眺望を妨げる樹木・工作物等は新設しない。

その他については現状を維持し、適切な日常維持管理（堀の水質汚濁の防止、柵の経年劣化に対する維持修理、植生管理、歴史博物館本館、旧第四銀行住吉町支店の定期的な外壁洗浄等）を行う。

活用計画との整合を図る。

##### (イ) 長期的目標

建造物の老朽化が顕著になった際には、その機能・配置・意匠等について見直しを検討する。その際は、記念建造物および遺跡の保全と修復のための国際憲章（ヴェニス憲章）の精神を尊重し、学識経験者の意見を適宜聴取するとともに、意思決定の透明性を保持しながら慎重に考慮する。そして史跡隣接地に建つ建造物として適したものとする。

#### イ みなと・さがん景観保全区域

アと同様に、旧新潟税関が、信濃川を正面として造られていたことを、来訪者がその場で見て理解できるようにするためにも、史跡指定地と信濃川間の開放性を重視し、その眺望を妨げる樹木・工作物等は設置せず、史跡と川を視覚的に隔てないようにする。

また、旧新潟税関が本来もつ文化財としての真実性を損なわないように、あえて史跡の構成要素と紛らわしいもの（荷揚場石積、石段、ナマコ壁の文様等）は設置せず、開港地新潟のシンボルとしての旧税関庁舎を引き立たせるような、シンプルなデザインとする。

歴史博物館の芝生広場と一体的に活用できるような、つながりのある整備とする。

以上について、整備事業の主体者である新潟県に説明し、理解と協力を得ることとする。

#### （４）周辺都市計画等との整合

##### ア 都市計画道路

本計画範囲の周辺環境を構成する要素として、西側に県道郷土資料館線があり、都市計画として将来の拡幅が計画されている（都市計画道路 3.4.538 号川端町入船線）。史跡指定地側については、史跡の指定解除は原則として不可であるため、県・市の関係部局と都市計画の見直しも含め、史跡指定地の適正な保護及び歩行空間等の確保に向けた協議を行う。

##### イ 高さ制限

新潟市景観計画で定められている景観形成基準によれば計画地周辺における高さ制限は50m以下であるが、信濃川対岸及び史跡内からの眺望を阻害するおそれがある開発計画の主体者に対しては、さらに景観上の配慮を求め、関係部局と連携しながら必要に応じて協議を行う。

また、史跡の歴史的景観を保全する重要性について普及啓発を図るとともに、今後、信濃川対岸及び史跡内からの眺望を阻害せず、歴史的景観を保全していくのに有効な高さ制限の設定や、それに基づく周辺景観の誘導の検討に向けて、関係部局と協議を行う。

参考までに、本計画範囲の主要な建物及び周辺の建物の高さや地形を下図に示す。

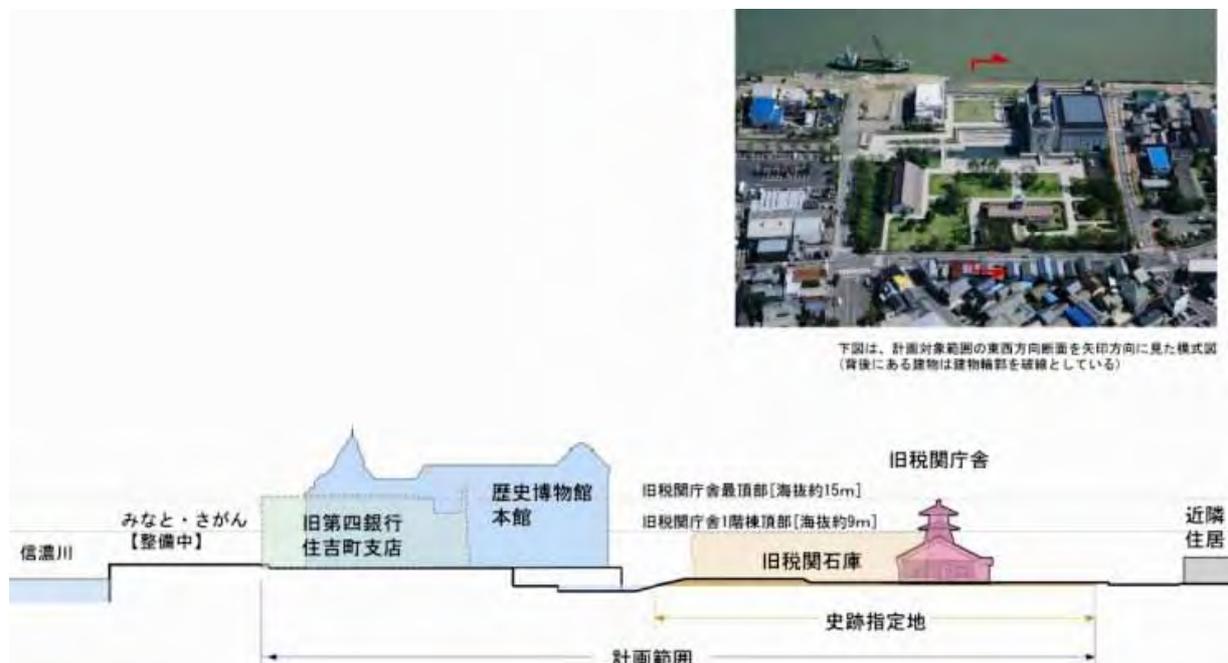


図 2-4 計画範囲及び周辺の建物高さや地形の模式図

## 第3章 整備活用

### 1 整備活用の基本方針

---

#### (1) 整備の基本方針

経年劣化等により整備や修理が必要となった場合には、できるだけ当初の姿に戻す、または当初の姿が認識できるようにする。

発掘調査・史料調査等、学術的な調査の成果を踏まえて整備を行うものとし、各構成要素の計画を個々に検討し策定する。

活用に対する市民の要望にも配慮し、市民にとって親しみやすく、史跡旧新潟税関の価値を容易に理解できるような整備を目指す。

整備に当たっては、史跡指定地のみならず、その周辺環境との調和を考慮し、関係法令との調整を図る。

#### (2) 活用の基本方針

史跡旧新潟税関が、開港から始まる新潟の近代化の原点であったという象徴的な事実を継承していくことに資するような活用を基本とする。

隣接する新潟市歴史博物館とともに新潟の歴史を学ぶ場としてのみならず、学校教育・生涯学習の場、まちづくり活動の場としても機能するような活用を目指す。

より多くの市民が交流でき、憩い、安らげる場としても機能することによって、市民の生活に溶け込み、親しまれるような活用を目指す。

### 2 史跡指定地の整備

---

史跡指定地において今後、復元的整備を行う場合は、整備目標年代の設定を検討する必要がある。

史跡指定地の周囲は、門・木柵・アルミフェンスで囲まれ、東側は石積み護岸が復元されている。このうち、西側門扉及び木柵に傷みや蟻害が見られる。更新に際して、アルミフェンスも含めて、歴史的景観との調和を考慮した整備の方向性を検討する必要がある。一例としては、往時のような木柵の復元が考えられる。

復元された石庫は、現在の機能（歴史博物館の収蔵庫）を維持することを基本とする。ただし、復元建造物として内部空間自体を見せることも重要であるので、限定的にせよ内部を公開することも視野に入れて仕様を見直し、整備を検討する必要がある。また、第2部でも記載するが、屋外消火栓等、必要な防災設備の設置を検討する必要がある。また、今後の老朽化に向けた対応について検討する必要がある。

石庫の隣にかつて存在した土蔵については、復元に向けて資料の収集・検討を継続する。

重要文化財旧新潟税関庁舎の整備については、第2部に記載するものとする。ただし、旧税関庁舎の防火のために設置された屋内消火栓の水槽が老朽化している。その他の設備更新も含め、どのように対処するかを検討する必要がある。また、旧税関庁舎の防災拠点として設置されている管理棟（昭和46年竣工）が老朽化しているため、施設の更新及び管理上の機能強化について、対応を検討する必要がある。

また、来訪者のためのトイレや便益施設の設置も検討が必要である。

野外空間については、既に園路が整備されている。洋風庭園をはじめとする樹木・植栽等については、古資料を参考にしながら、史跡の歴史的景観をよりよく理解できるように整備を図る。

以上の内容を緊急度や現状での経年劣化の進行程度をふまえ、以下におおまかな整備時期を整理する。

短期的整備項目として、蟻害が見られる西側門扉の整備が挙げられる。これは、緊急を要するために早急な着手完了を目指すものである。

中期的整備項目として、旧税関庁舎の維持修理ならびに活用検討に伴う整備、石庫の仕様変更、木柵・アルミフェンスの整備、防災設備の更新、管理棟の更新、土蔵の復元検討が挙げられる。これは、新潟開港 150 周年（2019 年 1 月 1 日）を迎える平成 30 年度までの完了を目指して行うものとする。

長期的な整備項目として、次節に示す周辺整備とあわせた野外空間や植生の整備が挙げられる。

### 3 史跡指定地周辺の整備

史跡指定地を除く計画範囲については、既に整備されている内容を踏まえてゾーン区分を行い、以下のとおり性格付けを行う。また、景観保全については前章に記したとおりとし、長期的には施設の更新が必要となった時点で、史跡の歴史的景観を回復することを含め、再検討を十分に行うものとする。



図 3-1 ゾーニング図

#### (1) 歴史博物館ゾーン

史跡指定地とイメージ復元された信濃川旧河道で隔てられている。その間は橋が架かり、公開時間中は史跡指定地へ自由に往来できる。このゾーンは、歴史博物館本館と広場を挟んだ反対側に旧第四銀行住吉町支店が配され、堀と水辺や芝生広場で構成されている。

博物館の野外活動や、地元の盆踊り等も含めたイベント空間、レジャー空間、そして信濃川の景観や堀などの水辺を活かした憩いの場といった複合的な機能を有する空間となっている。

このゾーンでは、史跡の本質的価値を損なうような整備は行なわない。

## (2) エントランスゾーン

駐車場から道路を渡って博物館の敷地に入るゾーンで、ここが計画範囲のメインエントランスとなっている。また、早川堀通りからは、みどり公園の遊歩道を通してこの敷地にアプローチすることができる。このゾーンからは、整備された堀（信濃川旧河道）を挟んで向かって右に史跡指定地、左に歴史博物館ゾーンを望むことができる。

そのため、双方の性格を来訪者が理解できるように、計画地全体の案内機能の充実を検討する。また、見学を終えて戻ってくる場所でもあるので、休憩機能の充実も検討する必要がある。

## (3) 駐車場ゾーン

### ア メイン駐車場

北側の駐車場をメインの駐車場とする。自家用車や団体大型バスで来る人たちの最初の受入場所である。史跡や博物館とは道を隔てるため、ここからエントランスゾーンへ来訪者を誘導するサイン等の充実、歩道の整備を検討する必要がある。また、タクシー停留所の確保や便益施設の設置等についても検討する必要がある。

### イ サブ駐車場

南側の駐車場はサブ駐車場であり、現状を踏襲する。便所棟については、更新が必要となった時点で意匠等を見直し、景観上の整合性を向上させるよう検討する。

## (4) 博物館搬入口

展示品その他を博物館本館に搬入するゾーンであり、博物館活動に必要不可欠なバックヤードであることから、現状を維持するものとする。

# 4 活用について

---

## (1) 史跡を核とした情報発信と啓発活動

活用の推進に当たっては、積極的な情報発信によって史跡に対する市民の認知度を向上させることが重要である。そのため、ホームページによる各種情報（史跡概要、イベント案内、調査研究・整備状況報告、周辺の観光案内）の発信や、説明パンフレット（児童・生徒向けも含む）等の資料作成・配布に取り組む。また、史跡に関する講演会・シンポジウム等を開催して、調査研究の成果の発表や、それを生かした啓発活動を行う。

なお、重要文化財旧新潟税関庁舎の活用については第2部に記すが、旧新潟税関の成立の背景や内容等を理解しやすくするため、税関において何が行われたのか、その機能をとらえることができるような展示説明の充実を図ることで、史跡のガイダンス施設としての機能を持たせるものとする。

## (2) 周辺の歴史的・文化的資源とのネットワーク化

史跡の周辺は「下町」と呼ばれ、旧小澤家住宅や湊稻荷神社といった「みなとまち新潟」を物語る歴史的・文化的資源に恵まれた地域である。さらに、そこから砂丘に沿うようにして足を延ばせば、新潟

市美術館・新潟市會津八一記念館・北方文化博物館新潟分館・新津記念館などが集積する西大畑・旭町地区、白山公園、そして重要文化財新潟県議会旧議事堂（新潟県政記念館）などがある。

それらの点在する歴史的・文化的資源をネットワーク化し、連携を強化することは、それぞれの資源が持つ魅力と地域の回遊性を向上させることにつながる。そのため、先述した「古町周辺地区まちづくり基本計画」では、「新潟市歴史博物館（みなとぴあ）を拠点に、歩いて楽しめるまちづくりを推進します」と記載されている。

このことは、相乗効果によって史跡の価値をさらに深く理解することにもつながることから、関係機関等と連携して、交通手段やテーマに応じたモデル周遊・見学ルートの提案（１）に掲げた情報発信（特にインターネットの活用）、まち歩きのボランティアガイド、一般の多くの市民が参加できるような各種イベントの開催等により、史跡を中心としたネットワーク形成を進めるものとする。

また、信濃川対岸の万代シティや万代島地区とも連携強化を図るものとする。

### （３）教育・学習活動の場としての活用

#### ア 学校教育での活用

史跡について学習計画に位置づけることにより、地域の歴史を学ぶ教材として授業・校外学習等での活用を図るほか、遠足等の学校行事での活用を図る。また、教職員研修等により教員が史跡への理解を深めるため活動を支援する。

#### イ 生涯学習での活用

新潟市歴史博物館における学習支援のほか、公民館事業との連携や、民間団体・企業等が開催する講座・イベントへの支援を通じて、市民への学習機会・場を提供する。

### （４）市民との連携・協働による活用

史跡の活用に当たっては、地元住民をはじめ市民との連携を強化し、市民に愛される史跡を目指す。また、市民が主体的に企画運営する、文化活動の機会・場としての史跡の活用を支援する。また、ボランティアなど活用の主体となるような人材の育成と組織化を推進する。

## 第4章 管理運営

### 1 管理運営の現状

この計画の対象範囲は、史跡旧新潟税関指定地と新潟市が所有管理する新潟市歴史博物館敷地からなる。史跡指定地については、緑町 3437-8 とそこに立地する旧新潟税関庁舎、管理棟は国(文部科学省)の所有で、緑町 3437-1・9・13 とそこに立地する旧新潟税関石庫は新潟市が所有管理している。

このうち、国の所有に属する文化財については、法第 172 条第 1 項の規定により、昭和 45(1970)年に新潟市が管理団体として指定され、その管理に当たっている。新潟市では、管理団体として行うべきことを旧新潟税関庁舎等管理条例(昭和 47 年新潟市条例第 2 号)・同施行規則(平成 15 年新潟市規則第 55 号)に規定し、教育委員会教育長が国有財産管理者、所管課長が国有財産監守者として、その事務を行っている。

また、新潟市は同条例の規定に基づき、財団法人新潟市芸術文化振興財団を管理者に指定している。この指定に当たっては、隣接する新潟市歴史博物館との管理運営の一体性を保持するため、一括して管理者を募集し、共通の指定管理者を選定している。

これらの業務分担は以下のとおりである。

区分	名称	業務内容
所有者	国(文部科学省) (文化庁)	法令・諸規定の制定、重要な文化財の指定、管理団体の指定 管理、修理、公開に関する指示、命令、勧告 保護に係る管理団体への補助金交付、技術的指導 国有財産の管理の総括
管理団体 所有者(一部)	新潟市 (新潟市教育委員会)	法に基づく管理条例・同施行規則の制定 条例に基づく指定管理者の選定・指導 保護に係る予算措置、方針・計画の策定 法に規定する手続(申請・届出) 保護に必要な修理・整備の実施(小規模修繕を除く) 国有財産の監守その他、管理の総括
指定管理者	財団法人新潟市 芸術文化振興財団	現地における以下の日常管理業務 公開期間・公開時間の変更、公開の停止・制限、行為の制限、 条例に基づく許可の取消し等、原状回復、監守に係る業務 施設及び設備の維持管理、それに係る小規模修繕 (巡回警備・監守、樹木等管理、清掃、各種設備保守点検、 案内受付等は、指定管理者が個別に外部事業者へ委託) 消防法に係る業務 防火管理者選任、防災計画作成、消防訓練実施 新潟市歴史博物館との一体的な管理運営 施設の活用、市民との協働のための支援・人材育成 その他、新潟市と取り交わす協定書に定める業務

## 2 管理運営の基本方針

新潟市は、史跡指定地の所有者として、また国有財産については文化財保護法に基づく管理団体として、史跡を適正に保存管理する。

現地の管理について、新潟市は新潟市歴史博物館との一体的な管理運営を維持していくため、今後とも支障のない限り共通の指定管理者を選定するものとする。

指定管理者は、旧新潟税関があつての新潟市歴史博物館であることを十分に理解し、本計画を遵守して管理運営に当たる。そして、史跡を適正に保護するために必要な維持管理業務を行う。

指定管理者は、史跡の管理運営について、市民との協働を図るための支援や人材育成を行う。

## 3 関係機関との連携・調整

文化・教育、まちづくり、都市計画、観光等、市役所庁内の関係部局はもとより、県や国の関係諸機関・部局等との連携を密にし、起こり得る行為や事業等について十分把握し、維持管理を進めていくための条件を整理するとともに、関連法規制等への対応も行うようにする。また、無秩序な開発等によって景観が損なわれることないように適切な調整に努め、保存に関する認識の共有、活用の促進、景観の保全を図る。

## 4 維持管理

第2章で定めた保存管理の方法のうち、史跡の本質的価値を構成する諸要素の維持管理については下表にまとめる。なお、旧新潟税関庁舎は第2部に示す。

分類		項目	頻度（目安）	備考・検討事項
史跡 指定地	点検等	敷地全体の保存状況の確認	1回/月	チェックリスト作成
		防災設備	1回/月	
	維持的措置	全体的な清掃・除草	1回/週	
		植物への灌水・散水等	1回/日	
旧税関 石庫	点検等	建物全体の保存状況の確認	1回/月	チェックリスト作成
		雨漏りの有無	降雨時，降雨後適宜	
		施錠・開錠の確認	1回/週	
	維持的措置	内部の床掃除	1回/週	
		雨落排水溝の点検，清掃	適宜	
	修理	屋根葺替，部分修理	50～80年毎	
根本修理		100～150年毎		
地下遺構	点検等	露出部分の有無	災害等が生じた際	

## 5 防災計画

---

### (1) 防火計画

#### ア 史跡地内建造物の燃焼特性

史跡の本質的価値を構成する要素のうち建造物である旧税関庁舎並びに旧税関石庫を防火対象建造物とする。旧税関庁舎は消防法施行令別表第1において(17)の用途に該当し、旧税関石庫は同表(14)の倉庫の用途に該当する。

旧税関庁舎については、第2部に示す。

旧税関石庫は外壁が石貼り、破風や軒裏は下屋も含めて漆喰塗籠で防火構造となっている。開口部は土扉及び鉄扉で防火構造になっており、燃焼特性は高くない。内部の火気使用もない。

#### イ 延焼の危険性

史跡地内にある管理棟は、外壁・軒裏ともモルタル塗籠仕上げで屋根は棧瓦葺であり、防火構造であり、燃焼特性は高くないが、ガスコンロがあるため、内部火気管理には注意が必要である。その他の敷地内の建造物である歴史博物館本館及び旧第四銀行住吉町支店は、ともにRC造であるため燃焼特性は低い。敷地周辺は住宅地であるが、いずれも4m以上の道路を挟んでいるため、延焼の危険性は高くない。

#### ウ 防火管理の現状と利用状況による課題

日常の管理は新潟市歴史博物館が行っており、日常的な防火管理も併せて実施していく。今後の活用計画においては、現状以上に不特定多数の利用等が想定されるので、火気使用の制限や異常の早期発見、初期消火の体制等についてさらに万全を期することを必要とする。

### (2) 防火管理計画

#### ア 防火管理者

指定管理者は消防法第8条第1項に基づき、新潟市歴史博物館企画普及課長の職にある者を防火管理者に選任する。防火管理者は、防火管理を実施するために必要な事項を消防計画として作成し、同法に定める防火管理業務を実施する。消防計画作成に当たっては、実態に即した実効性のあるものとし、必要に応じて計画を見直すこととする。

#### イ 防火管理区域の設定

史跡の本質的価値を構成する要素のうち建造物である旧税関庁舎並びに旧税関石庫を防火対象建造物とし、新潟市歴史博物館の敷地全体を防火管理区域とする。この区域は、周囲20mの範囲及び防火対象物に近接する建造物(管理棟)から周囲5mの範囲を含む。(図4-1 参照)

#### ウ 予防措置

新潟市及び指定管理者は、防火管理区域内に存在する建造物その他の物件の燃焼特性、火気の使用状況等の防火に係る環境を把握し、火気や可燃物などの管理、警備、安全対策等に常に留意する。敷地内の清掃による可燃物の除去及び整理整頓を徹底し、夜間に関しては周辺に可燃物を放置しないことを徹底し、室内は施錠により管理する。

旧税関石庫は、各室とも開口部が少ない上、水平天井を有しない小屋組あらかしになっているため、小屋裏にたまった煙を自然に排出することができない。このため、現状の倉庫用途を変更し、他用途での活用を行う場合は、強制的な排気設備の検討が必要になる。また、内部公開の際には、南側の4つの扉をすべて緊急時の避難口として確保する。

旧税関庁舎の予防措置については、第2部に示す。

なお、毎年、文化財防火デー（1月26日）前後の時期に「職員の防災意識・能力・技術を高めるとともに、一般市民の文化財愛護思想の高揚を図る」ことを目的に消防訓練を実施しており、隔年で所轄消防署と協力して放水等の大規模訓練を行っている。今後もこれを継続する。

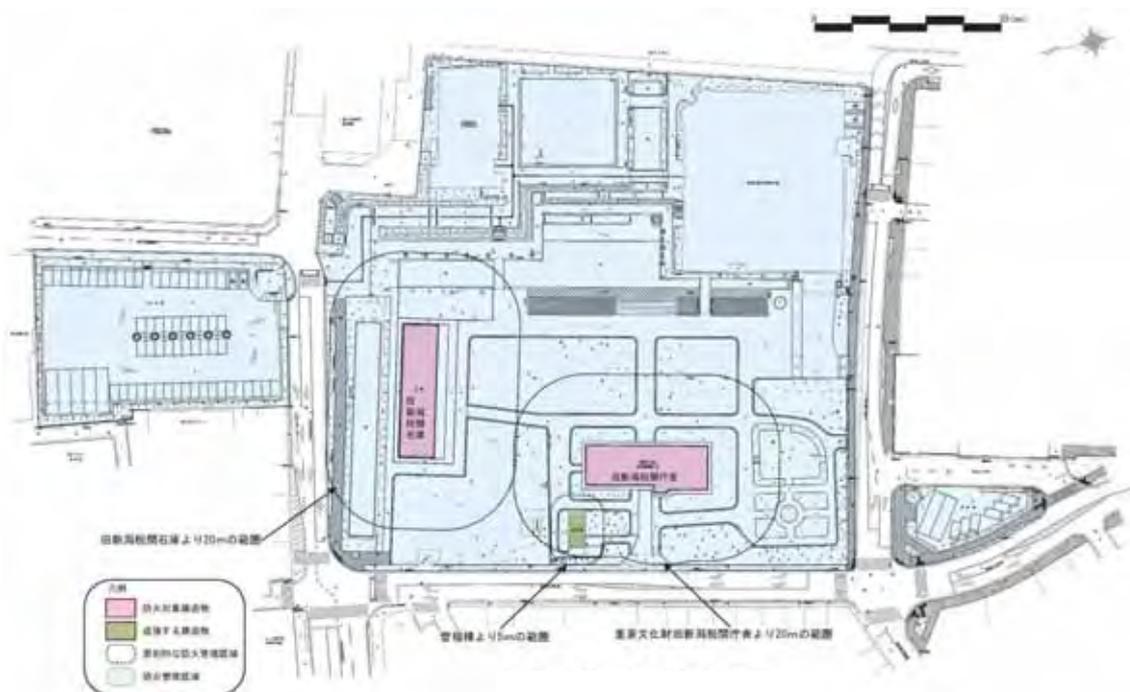


図 4-1 防火管理区域及び防火対象建築物

### (3) 防火・防犯設備計画

#### ア 設備整備計画

##### (ア) 火災警報設備

旧税関石庫、管理棟内部に設置されている自動火災報知設備については、感知器の数量及び配置とも消防法を満たしている（表 4-1、図 4-2 参照）が、昭和 45～46(1970～71)年に設置されたものが主で、一部に経年劣化が見られる。

旧税関石庫の幹線は歴史博物館本館より管理棟を経て引き込んでいる。敷地内建造物に設置の感知器すべての受信機は歴史博物館本館内にある。現状では、差動式スポット型が主体となっているため、再整備の機会に差動式分布型への交換を検討する必要がある。

「文化財保存・管理ハンドブック（改訂版）」（文化庁文化財部参事官（建造物担当）監修 2005）では、自動火災報知設備を設置する電力会社供給の外線引込箇所毎に漏電火災警報器の設置を求めているが、旧税関石庫には未設置のため、設置を検討する必要がある。

旧税関庁舎の火災警報設備については、第2部に示す。

(イ) 消火設備

旧税関石庫の消火設備は、消火器のみで十分ではないため、屋外消火栓の整備を検討する必要がある。(図 4-3 参照)

(ウ) 避雷設備

旧税関石庫の避雷針は昭和 57(1982)年に設置された。現況では早急な改修は必要ないと見られるが、年代的には改修の検討が必要である。また、接地抵抗に変化がないかを確認する必要がある。

(エ) 防犯設備

旧第四銀行住吉町支店・歴史博物館本館は、機械警備を導入している。旧税関庁舎を含めた3棟に監視カメラが合計 23 台設置されており、本館内の守衛室と事務室にあるモニターで敷地内を一元的に監視している。旧税関石庫は施錠による管理のみで、機械警備は行っていない。今後もこの体制を継続する。

イ 保守管理計画

防災設備の維持管理については、消防法に定められた点検の他に、自主的に点検を行い、設備の位置・構造・不良事項・注意事項を的確に把握するとともに、その機能を最良の状態で維持していく必要がある。今後、点検整備指針、結果報告書、防災設備の手引書の作成を検討する。

建物名称	設備名	内容	数量
旧新潟税関石庫	消火器	ABC 粉末 10 型	4 本
	自動火災報知設備	差動式スポット型	16 基
		差動式分布型(空気管)	2 基
		地区音響装置	2 台
		発信機	3 基
		表示灯	3 基
		配線点検	1 式
避雷設備	棟上導線 昭和 57 年 6 月設置	1 式	
漏電ブレーカー		1 式	
管理棟	消火器	ABC 粉末 10 型	2 本
	自動火災報知設備	P 型 1 級 受信機 15 回線	1 台
		差動式スポット型	2 基
		定温式スポット型	2 基
		地区音響装置	1 台
		発信機	1 基
		表示灯	1 基
		配線点検	1 式
	屋内消火栓設備	消火栓箱	1 台
		地下水槽	1 式
		加圧送水装置	1 式
		制御盤	1 台
		呼水水槽	1 台
消火栓始動装置		1 台	
歴史博物館本館 関連する内容のみ	自動火災報知設備	受信機 GR 型 1 級 複合型受信機	1 台
	非常警報器具及び設備	操作部・複合装置 WK - 850A	1 台
		スピーカー	1 式
		起動装置	1 個
		自動火災報知設備連動試験	1 式

表 4-1 旧新潟税関庁舎等現状機器表

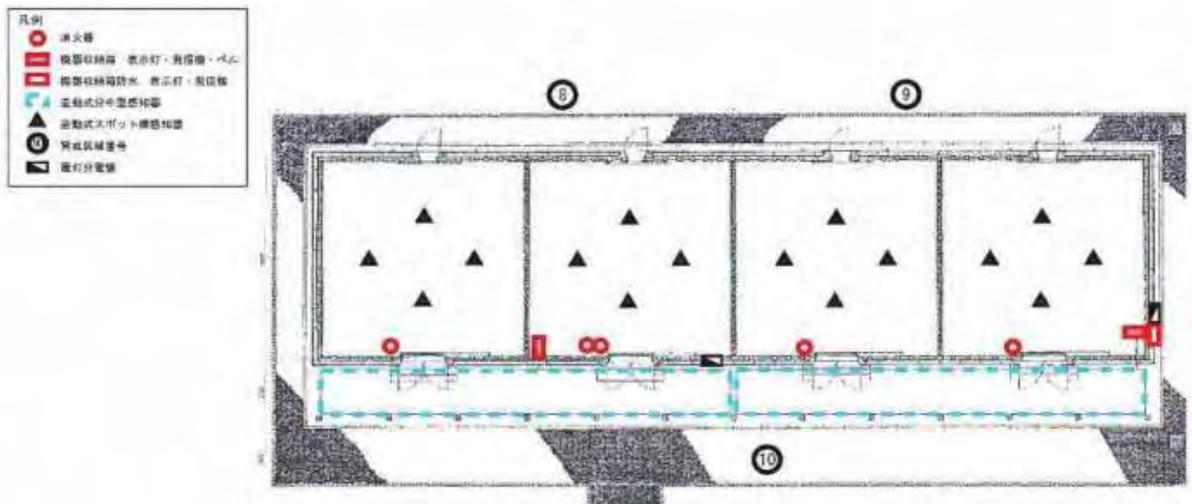


図4-2 旧新潟税関石庫 現状機器プロット図

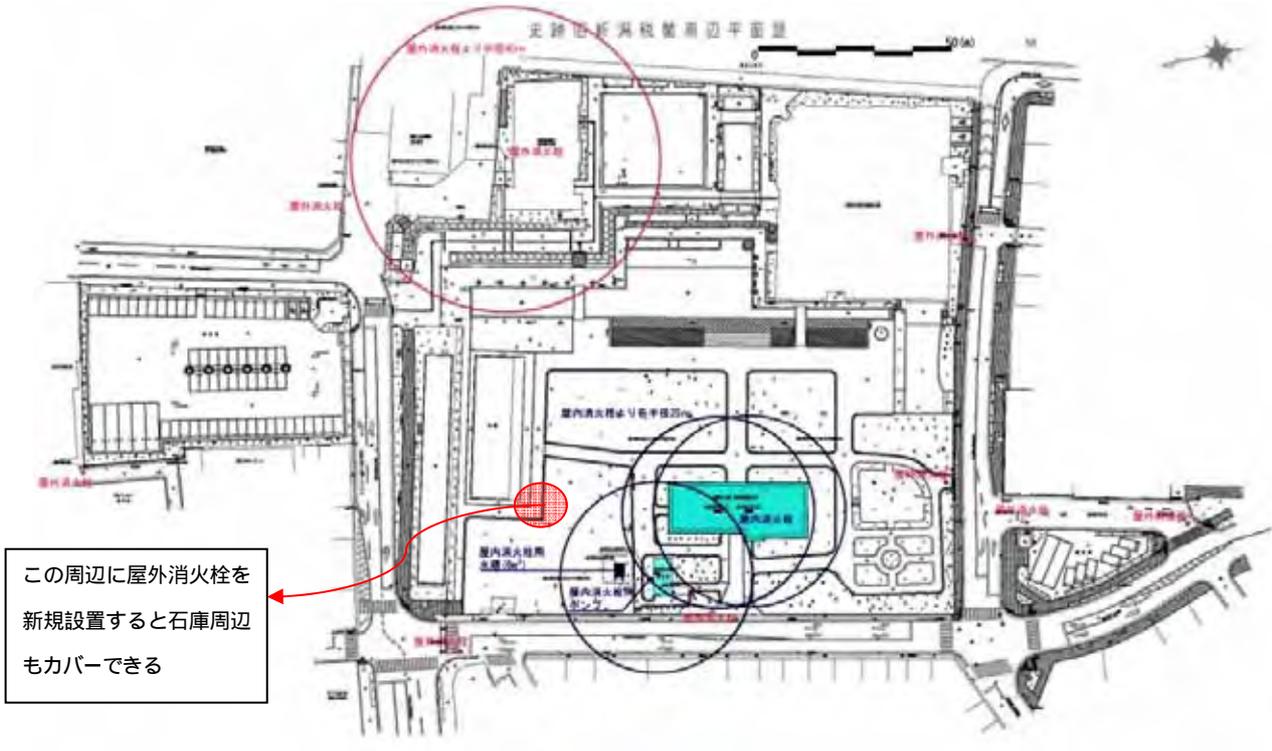


図4-3 消火栓プロット図

(4) 震災対策計画

ア 地震時の安全性に係る課題

史跡指定地は地盤が軟弱である上に、過去に地震の被害を受けている地域でもある。『史跡旧新潟税関石庫復原工事報告書』(新潟市 1982)によると、昭和 39(1964)年 6 月 16 日に起こった新潟地震において、「旧新潟税関庁舎は一部基盤の地下と建物が傾斜した。新潟港湾も壊滅的損害を受けた。」と記している。

旧税関石庫は、昭和 38(1963)年 8 月に解体した材を用いて、昭和 57(1982)年 11 月に復元した建造物である。史跡の本質的価値をなす主要な構成要素であることから、念のため『重要文化財(建造物)耐震診断指針』(文化庁文化財部建造物課 2001)に基づき、現況での耐震性について「所有者診断」を行った。表 4-2 にその結果を示す。

1 建造物の名称等				
名称	旧新潟税関石庫	所有者等氏名	新潟市	
所在地	新潟県新潟市中央区緑町 3437 番地 13	所有者等住所	新潟県新潟市中央区学校町通 1 番町 602-1	
2 項目別評価(該当項目のみ記載)			評点	
(1)土地に係る事項	ア 地区区分	3) に該当する地域	5	
	イ 災害歴	2)有る(特記事項 地震による液状化被害)	5	
	ウ 活断層	2)有る・不詳	5	
	エ 地区区分	3)非常に悪い	0	
	オ 造成状況	3)埋立地(河川・沼・池)	0	
	合計【25点/100点】	カ 周辺地形	2)池沼に隣接	10
(2)構造特性に係る事項	ア 延べ面積	【330㎡】 3)250㎡以上 500㎡未満	10	
	A 規模・形状に係る事項	イ 軒高	【3.4m】 2)3m 以上,6m 未満	20
	ウ 軒高/短辺長	【3.4m / 9.36m】 1)0.5 未満	25	
合計【60点/100点】	エ 建物の形状	1)平面・立面とも整形	25	
B 軸部構造に係る事項	ア 土壁の配置	1)四面とも土壁長が 1/5 以上	20	
	イ 柱の配置	2)内外とも規則正しい	15	
	ウ 柱断面積計/床面積	【2.0㎡ / 330㎡】 2)0.01 未満,0.005 以上	10	
	エ 柱底部の一体性	1)土台建	15	
	オ 柱脚部の一体性	2)貫及び長押を使用	10	
	カ 天井	3)竹小舞・漆喰・天井なし	5	
	合計【75点/100点】	キ 礎石の大きさ	3)柱周囲にほとんど余裕がない	0
C 屋根構造に係る事項	ア 小屋組	2)和小屋	20	
	イ 屋根野地	2)板小舞	10	
	ウ 屋根葺材	3) 棧瓦葺(葺土あり)・茅葺き	15	
	合計【50点/100点】	エ 軒面積 / 床面積	【475㎡/330㎡】 1)1.4 以上	5
(3)破損等の状況(構造的な健全性)に係る事項	ア 不同沈下	1)なし	25	
	イ 主要構造材の腐朽・虫害	2)一部被害(特記事項 内部敷桁に一部腐食)	15	
	ウ 主要構造材の変形	1)健全	25	
	エ 根本修理歴	【根本修理:昭和 46(1971)年度】 1)根本修理後 100年未満	25	
合計【90点/100点】				
3 判定				
石庫は、旧税関庁舎と比べ、下屋の出寸法が大きく、屋根構造に係る事項については低い評点となる。ただし、下屋の先端に支柱があるため、この評点による問題は余りないと考えられる。旧税関庁舎同様、地盤に関わる事項による評点の低さへの対処は必要であろう。				
4 管理・活用方法の把握				
本書各項目に記載のため省略				

表 4-2 所有者診断書(旧新潟税関石庫)

なお、今後の修理に当たっては、「基礎診断」及び「専門診断」を実施して、より詳細に耐震性を評価するとともに、構造補強等の対策を具体的に検討する。

また、災害時に必要な緊急対応物資の確保及び管理を行う。

#### イ 改善措置

収蔵物・展示物等で転倒、落下の恐れのあるものについてそれぞれ防止措置を講じる。

#### ウ 今後の対処方針

今後の修理に伴う耐震性評価に基づき、適切な補強対策や瓦等の落下防止措置を検討する。

#### エ 地震時の対処方針

指定管理者は、地震時には被災者の避難誘導や救助を優先して行うとともに、史跡の本質的価値を構成する諸要素とその部材の保護に努める。また、直ちに新潟市に被災状況を通報する。新潟市と指定管理者は連携して、危険物の撤去・格納、破損部分に対する防水シート被覆、支持材の補加、立入制限等の必要な措置をとる。

### (5) 耐風対策

過去 10 年間（平成 11 年から 20 年）における平均値を見ると、新潟市域の平均風速は 3.4m/s、最大風速は 16.2m/s、最大瞬間風速は 31.9m/s となっており、最大風速・最大瞬間風速を記録した際の風向は、西～南西がほとんどである。風向を夏季、冬季別にみると、夏季においては海・陸風の影響を強く受け、南より及び北よりの風向が卓越している。一方、冬季においては北西の季節風が卓越する。これまでの被災時期は、8 月下旬の台風通過時と、11 月中旬から 12 月にかけての強風によるものが多い。

なお、新潟地方気象台で観測された最大瞬間風速は、台風 19 号が通過した平成 3(1991)年 9 月 28 日に記録された 45.5m/s である。この時、ポプラが倒伏して、旧税関庁舎の屋根を直撃している。

想定される被害としては、風力及び飛来物による建造物の破損、旧税関石庫屋根瓦の飛散、樹木等の倒伏がある。これらについては、屋根瓦等の状況を定期的に観察し、飛散や落下の防止に努める。また、樹木の管理を適切に行い、倒伏による被害防止に努める。

なお、新潟市と指定管理者は、風害時に被害状況の把握と被害拡大防止に努めるものとする。

### (6) 水害対策

『重要文化財旧新潟税関庁舎修理工事報告書』（新潟市 1971）には、「当庁舎建設以来、洪水による床上浸水は七回以上におよび、その都度泥土が流入し基礎は埋没し」、また昭和 39(1964)年の新潟地震では、護岸堤の決壊と津波によって再び浸水し、泥土が 17 cmも堆積したと記載がある。史跡指定後、洪水や浸水の被災は特でない。

また、史跡指定地の周辺は地盤沈下によるゼロメートル地帯として知られるが、史跡指定地の地盤高は 0～-0.5m である。また、史跡指定地に近接して設置されている新潟県水準点（魁町）の観測データを見ると、昭和 32(1957)年から 50 年間で 1497.1 mmの地盤沈下量が観測されている。

現在では、護岸堤の整備と機械排水によって、水害の危険性は大幅に減少した。また、地盤沈下も昭和 40 年代以降緩やかになっている。しかし、わずかではあれ、沈下は進行しており、今後も大雨等による信濃川の氾濫水害、地震に伴う津波、高潮による被害が予想される。

水害発生時，新潟市と指定管理者は連携して，被害状況の把握と被害拡大防止に努めるものとする。また，予め発生が予想される場合は，情報を収集し必要な対策を講じるものとする。

#### (7) その他の災害対策

その他の災害としては，降雪によるものが想定される。

日本海側の気候区に属する新潟県は豪雪で有名であるが，新潟市は県内でも降雪の少ない地域となっている。これは広大な新潟平野の海岸線に位置しており，また，佐渡の島影になることなど，地形の影響によるものである。初雪は11月下旬に見られ，1～2月は最も寒い時期で，雪を伴った強い北西の季節風が吹く。過去10年間(平成11年から20年)の観測値を平均すると，真冬日(最高気温が0未満)の日数は0.3日，年間の降雪日数は70日，合計降雪量は118.5cm，1日あたりの最大降雪量は21.5cm，最深積雪は24.7cmである。

降雪期には，建造物周辺，通路等必要な箇所の除雪を適宜実施する。樹木については，必要に応じて積雪による枝折れを防止する措置をとる。また顕著な凍結が見られる場合は，必要な措置をとるものとする。

また，火災，震災，風水害，その他の災害を未然に防ぎ，万が一被災したときには適切に対処できるよう，新潟市と指定管理者は連携して，ボランティアや地域住民との協力体制を構築するよう努めるものとする。

## 第2部

# 重要文化財旧新潟税関庁舎 保存活用計画



# 第1章 計画の概要

## 1 重要文化財の概要

### (1) 名称等

名称及び員数	旧新潟税関庁舎 1棟
指定年月日	昭和44(1969)年6月20日
構造及び形式	木造, 建築面積 390.1 m <sup>2</sup> , 一階建, 棧瓦葺, 中央部塔屋付, 銅板葺 附 棟札 1枚(覆板付) 上棟明治巳年八月廿一日の記がある
所有者等の氏名 及び住所	ア 名称 国(文部科学省所管) 指定時は大蔵省所管 イ 住所 東京都千代田区霞が関3-1-1 ウ その他 管理団体 新潟市 昭和45(1970)年1月19日指定 新潟市中央区学校町通1番町602-1
文化財の構成	庁舎 1棟 (敷地 3414.96 m <sup>2</sup> )

### (2) 概要

#### ア 立地環境

旧新潟税関庁舎(以下,旧税関庁舎と略)は,信濃川河口近くに位置する史跡旧新潟税関指定地のほぼ中央に建つ。東は新潟市歴史博物館本館敷地に隣接し,北はみどり公園,西と南は公道に接する。東側は当初,信濃川に面していたが,昭和初期に川岸が埋め立てられ,現在は離れている。敷地及び建造物は,新潟市歴史博物館の建設に伴って,現状のように整備している。

#### イ 創立沿革

旧新潟税関の沿革は,第1部を参照のこと。

庁舎は,明治2(1869)年8月21日に上棟され,10月5日に新潟運上所として開所している。明治6(1873)年,新潟運上所は新潟税関と改称した。

#### ウ 施設の性格

新潟税関は明治35(1902)年に廃止され,横浜税関の支署となり,昭和30(1955)年には東京税関に移管されたが,この建造物は昭和41(1966)年まで,約1世紀近く税関の庁舎として利用された。その後,新潟市が管理団体となり,昭和47(1972)年から平成15(2003)年まで,新潟市郷土資料館として利用してきた。

現在は,新潟市歴史博物館と一体の施設として利用している。

#### エ 主な改造時期とその内容

昭和44(1969)年の重要文化財指定までの間に,洪水による浸水や地盤沈下による基礎の沈下等を是正するための基礎や土台の修理,屋根の修理,内部間仕切りや窓周りも改造が施され,内外装とも数度の変更が加えられていた。

昭和の大修理に際して、古写真や痕跡等から後世改変箇所の旧状がほぼ明らかになり、建立当初の姿に復原している。

### (3) 文化財の価値

開港当初の税関庁舎として、国内に唯一現存する建物である。重要文化財指定時も、変遷を経ていながらよく旧態をとどめていたが、昭和の大修理によって当初の姿に復原し、開港当初の新潟港の様相をよりよく知ることを可能にした。設計者は不詳であるが、新潟府の外務担当職員の指揮によるもので、施工は附指定の棟札によると、請負人「弥七・礼助」、棟梁「円六」であった。

開港による近代化という過渡期の状況を反映し、従来の日本建築の技術を用いながら、洋風の建物を模倣しようとした「擬洋風建築」となっている。切妻屋根の中央には、棟を跨いで高く置かれた二重檜風の塔屋や、中央部のアーチの通路、なまこ壁、ベンガラ塗装された下見板鍍戸付ガラス窓、青海波模様の棟瓦などが、特徴的な意匠として挙げられる。

## 2 文化財保護の経緯

### (1) 保存事業の履歴

#### ア 昭和の大修理

重要文化財指定後、昭和 45～46(1970～71)年にかけて、大規模な解体調査工事・復原組立工事を行い、創建時の姿に復原した。また、これと並行して自動火災報知設備・屋内消火栓・消火水槽などの防災施設工事を行い、管理棟を設置した。その他、修理の詳細については『重要文化財旧新潟税関庁舎修理工事報告書』(新潟市 1971)を参照されたい。



写真 1-1 修理前北西面[昭和 45(1970)年]



写真 1-2 竣工北西面[昭和 46(1971)年]

#### イ その後の保存事業

昭和の大修理以降の補修・修理工事は、以下のとおりである。

年度	内容
昭和 62 (1987)	屋根(けらば部分)及び外壁補修工事
平成 3 (1991)	災害復旧工事(台風 19 号による屋根等破損)
平成 6 (1994)	強風により塔屋の屋根銅板一部が剥離したため、改修工事
平成 6・7 (1994～95)	破損調査, 修理工事
平成 13 (2001)	蛇腹壁の漆喰ひび割れ補修及び柿渋塗料の汚れ除去
平成 16 (2004)	修理工事(新潟市歴史博物館整備に伴う補修・設備改修)

## (2) 活用履歴

昭和の大修理終了後、新潟市は昭和 47(1972)年から平成 15(2003)年までの 30 年間、新潟市郷土資料館を旧税関庁舎に設置し、館内で新潟港や地域の歴史に関する資料の展示・収集保存を行っていた。その後、新潟市は新潟市歴史博物館を整備して、資料の展示等の機能を博物館本館へ移した。旧税関庁舎については、文化財建造物としてその内部を復原時の姿に戻し、一般に公開している。

## 3 保護の現状と課題

### (1) 保存の現状と課題

旧税関庁舎自体は昭和の大修理以降、内部の大幅な改変や機能付加のための増築等はない。建物の点検や清掃等の日常管理は継続して行っており、軽微な破損等は散見されるが、深刻な構造的破損は特に認められない。また、旧税関庁舎周辺の樹木については、新潟市歴史博物館の整備に伴い大部分整理してあるが、若干建造物に近接している箇所がある。

### (2) 活用の現状と課題

#### ア 現状

現在の平面は、昭和の大修理に際して、痕跡等に基づいて復原されたものである。

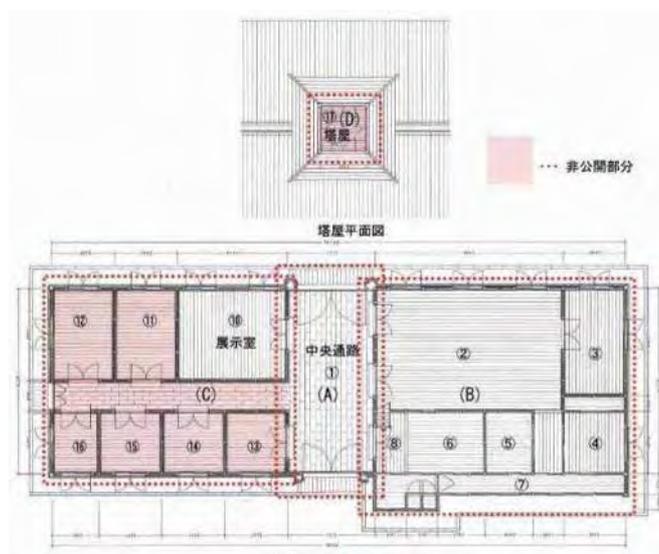


図 1-1 現状平面図

1階平面を大きく以下の3つの部分(ゾーン)に分類する。

(Aゾーン) 東西に通じる中央通路部分

平面の中心に位置し、下足のまま人が行き交う部分である。公開時間中は東西の扉を開放し公開しているので、自由に通行することができる。外来者はまずここを訪れ、ここから南北それぞれの部屋群へ向かい、そして戻ってくる。エントランス及び通路としての機能を有する。

(Bゾーン) 中央通路より南側の部屋群

すべて公開部分に属する。(A)から直接出入する扉を通常開放しているのは、東側の大部屋

だけで、この部屋には展示パネルと椅子テーブルを置き、自由に休憩できる設えとしている。部屋 から直接出入できるのは部屋 のみで、部屋 は1段上がった廊下を介して出入でき、へはこの廊下と部屋 からアクセスできる。部屋 と(A)の間にも両開き戸がある。

以外の部屋には家具や什器等は何もなく、建物自体を見学する以外の活用等は特に想定していない。また、部屋 には塔屋へ通じる階段の昇り口があるが一般には公開していない。

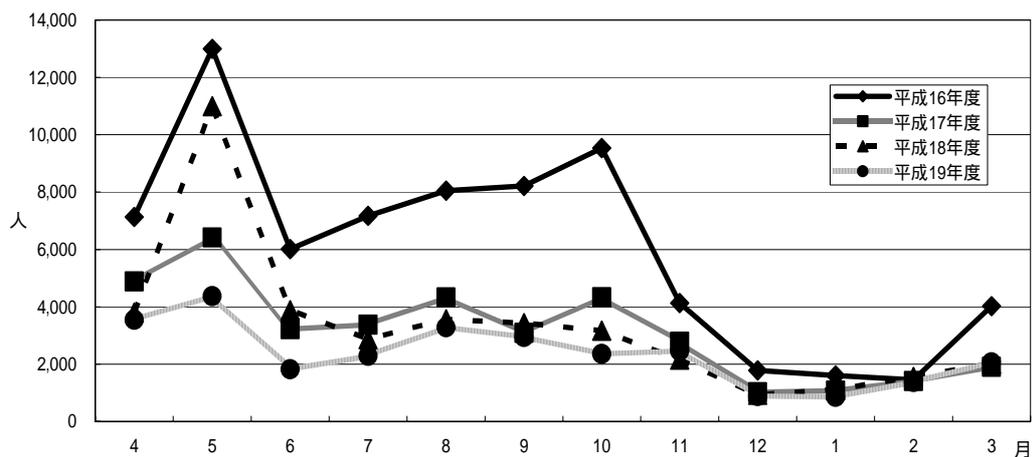
(Cゾーン)中央通路より北側の部屋群

中央を南北に通る廊下を挟んで、東西に小部屋が並ぶ。(A)から直接出入する部屋 のみを展示室として公開している。同じく(A)から出入する部屋 が管理人控室(非公開)として使用している。部屋 は、博物館資料等の収蔵にも使用しており、これらの部屋に通じる廊下を含めて非公開である。

塔屋(Dゾーン)は、現状で特に機能はなく非公開である。(B) から階段で昇る。

なお、平成16年度から19年度まで、過去4年間の旧税関庁舎の入館者数の推移は下表及びグラフのとおりである。

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
平成16年度	7,135	12,996	6,013	7,170	8,052	8,210	9,535	4,131	1,782	1,600	1,451	4,022	72,097
平成17年度	4,882	6,414	3,217	3,377	4,327	3,089	4,335	2,777	1,017	1,072	1,408	1,907	37,822
平成18年度	3,794	10,994	3,878	2,869	3,566	3,430	3,169	2,153	930	1,109	1,559	2,018	39,469
平成19年度	3,548	4,371	1,819	2,289	3,284	2,951	2,356	2,458	890	852	1,375	2,060	28,253



イ 課題

Cゾーンの大半が非公開で、小部屋が多いため、使用しづらい。

公開されている部分も、 以外は特に機能を明確にしていない。

塔屋(Dゾーン)を公開するのであれば、塔屋本体及び階段等の安全確保が必要となる。

建物本来の構造上、室内温熱環境が屋外とさほど変わらないため、夏冬を通じて滞在型の活用を行う場合には、冷暖房設備の必要性が高い。また、それら进行ける場合は、仕様や性能等を精査し、重要文化財の保存に影響を与えないものとしなければならない。

床の段差が大きく、すべての利用者が円滑に利用できる部分が中央通路だけである。

現状は部屋の見学や展示が中心で、利用者が主体的に活動を行う場となっていない。

便所その他便益施設が建物内及び近傍にない。

創建当時の各部屋の室名及び用途が不明である。

## 4 計画の概要

### (1) 計画区域

旧税関庁舎本体及びその保存上関連する直近の敷地部分を計画の対象範囲とする。

なお、これ以外の史跡旧新潟税関指定範囲及び隣接する新潟市歴史博物館敷地である市有地の範囲については、第1部で扱うこととする。

ただし、防災計画においては、第1部の計画対象範囲と同じ範囲とする。

### (2) 計画の目的

ここでは、『重要文化財（建造物）保存活用計画策定指針』（文化庁文化財保護部 1999）に基づき、開港当時の建築様式を伝える文化財としての価値を損なうことのないよう、保存管理の方法等を定めるとともに、市民が身近に接することのできる文化財建造物として、旧税関庁舎にふさわしい公開・活用のあり方を検討し、文化財の保存と適切な活用の両立を目指すことを目的とする。

### (3) 計画の基本方針

旧税関庁舎は、明治 2(1869)年に新潟運上所として建築された当時の姿を保存することを、保存活用の前提とする。昭和の大修理以降、大きな改造等はなく、内外部ともに意匠や造作は概ね良好に維持している。よって、建造物全体について文化財としての価値の保存を図る。

管理方針としては、現状を基本として良好な維持管理に取り組むとともに、市民が利活用しやすい施設環境を整える。

また、現在の公開・活用のあり方を見直し、建物自体の展示に留まらず、市民活動の場としても活用出来るような方向で検討する。

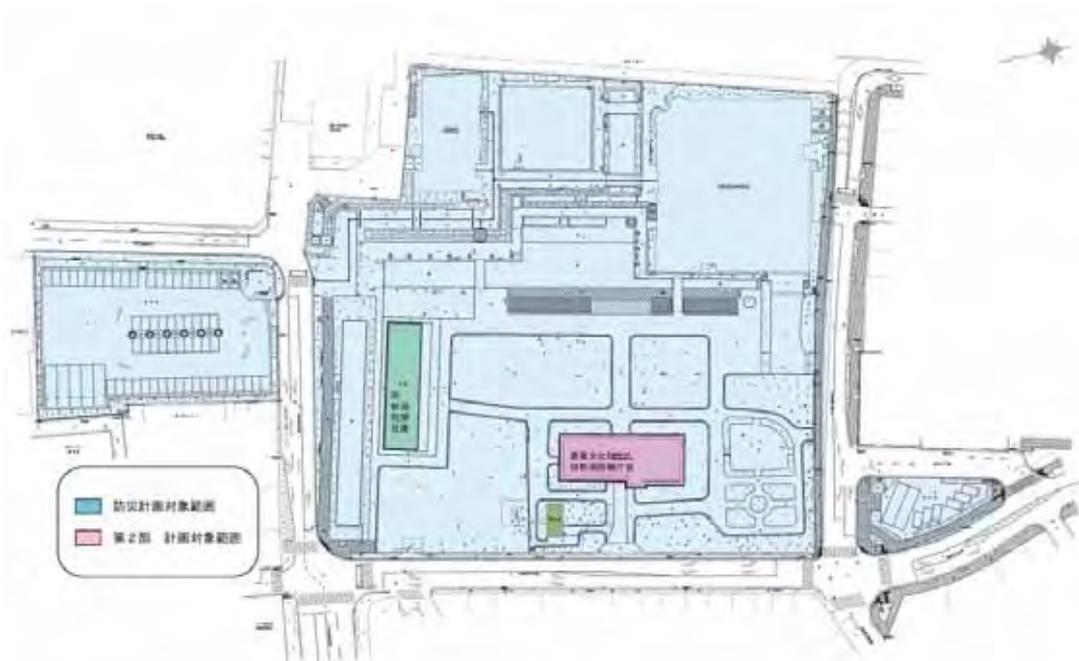


図 1-2 計画対象範囲

## 第2章 保存管理計画

### 1 保存管理の現状

#### (1) 保存状況

昭和の大修理から40年近くが経過しているが、基礎、軸部ともに概ね良好な保存状態を維持している。そのため、緊急に修理を要するような深刻な構造的破損は認められない。

しかしながら、経年劣化等による破損部位は少なからず認められる。その部位と破損状況は以下のとおりである。

##### ア 内部

- ・中央通路の天井に雨漏りによる染みが見られる。(写真1-3,4)



写真1-3 中央通路天井の染み



写真1-4 中央通路天井の染み

- ・木部造作材（天井板、床板、縦框等）の一部に割れ、反り等が見られる。(写真1-5,6)



写真1-5 床板の反り



写真1-6 天井板の亀裂

- ・内部及び外部建具のあおり止め金物が一部欠損している箇所が見られる。(写真1-7,8)



写真1-7 内部建具あおり止めの欠損



写真1-8 窓のあおり止めの補修

- ・塔屋内部（床，隅柱，腰壁，袖壁等）に雨染みが見られる。（写真 1-9,10）



写真 1-9 塔屋下層床の染み



写真 1-10 塔屋天井，小壁の染み

- ・小屋裏に，雨漏による表面の腐朽が一部見られる。（写真 1-11）



写真 1-11 小屋梁表面の腐朽

## イ 外部

- ・土台の一部に腐朽が見られる。(写真 1-12,13)



写真 1-12 下屋土台の腐朽



写真 1-13 下屋土台の腐朽

- ・雨の跳ね上がり等により、基礎布石や漆喰壁の表面に汚れが付着している。(写真 1-14,15)



写真 1-14 基礎布石の汚れ



写真 1-15 漆喰面の汚れ

- ・基礎布石の欠損が一部見られる。部分的に近年補修されている箇所もある。(写真 1-16,17)



写真 1-16 基礎布石の欠損補修箇所



写真 1-17 基礎布石の欠損補修箇所

- ・外部建具の塗装が劣化し、流出したベンガラ顔料が漆喰海鼠目地及び基礎布石に付着している。(写真 1-18,19)



写真 1-18 ベンガラによる汚れ



写真 1-19 ベンガラによる汚れ

- ・下屋軒桁と野地板に雨染みが見られる。(写真 1-20)
- ・漆喰仕上アーチ状庇の表面に一部雨だれによる染みが見られる。(写真 1-21)



写真 1-20 下屋木部の染み



写真 1-21 アーチ部の汚れ

- ・面戸漆喰が一部欠損している。(写真 1-22)
- ・箱棟の青海波模様には塗り込めた漆喰が一部剥落している。(写真 1-22)



写真 1-22 棟の破損

- ・鬼瓦と棟の間から草が植生している。(写真 1-23)
- ・塔屋軒裏、垂木等の塗装（ペンガラ）が剥落しており、一部の隅木先端が腐朽している。(写真 1-24)



写真 1-23 棟と鬼瓦のずれ



写真 1-24 塔屋軒裏の腐朽

## (2) 管理状況

旧新潟税関庁舎、管理棟、及びそれらの敷地は国（文部科学省）の所有である。これらは、法第 172 条第 1 項の規定により、昭和 45(1970)年に新潟市が管理団体として指定され、その管理に当たっている。新潟市では、管理団体として行うべきことを旧新潟税関庁舎等管理条例（昭和 47 年新潟市条例第 2 号）・同施行規則（平成 15 年新潟市規則第 55 号）に規定し、教育委員会教育長が国有財産管理者、所管課長が国有財産監守者として、その事務を行っている。

また、新潟市は同条例の規定に基づき、財団法人新潟市芸術文化振興財団を管理者に指定している。この指定に当たっては、隣接する新潟市歴史博物館との管理運営の一体性を保持するため、一括して管理者を募集し、共通の指定管理者を選定している。

これらの業務分担は以下のとおりである。

区分	名称	業務内容
所有者	国（文部科学省） （文化庁）	法令・諸規定の制定，重要な文化財の指定，管理団体の指定 管理，修理，公開に関する指示，命令，勧告 保護に係る管理団体への補助金交付，技術的指導 国有財産の管理の総括
管理団体	新潟市 （新潟市教育委員会）	法に基づく管理条例・同施行規則の制定 条例に基づく指定管理者の選定・指導 保護に係る予算措置，方針・計画の策定 法に規定する手続（申請・届出） 保護に必要な修理・整備の実施（小規模修繕を除く） 国有財産の監守その他，管理の総括
指定管理者	財団法人新潟市 芸術文化振興財団	現地における以下の日常管理業務 公開期間・公開時間の変更，公開の停止・制限，行為の制限， 条例に基づく許可の取消し等，原状回復，監守に係る業務 施設及び設備の維持管理，それに係る小規模修繕 （巡回警備・監守，樹木等管理，清掃，各種設備保守点検， 案内受付等は，指定管理者が個別に外部事業者へ委託） 消防法に係る業務 防火管理者選任，防災計画作成，消防訓練実施 新潟市歴史博物館との一体的な管理運営 施設の活用，市民との協働のための支援・人材育成 その他，新潟市と取り交わす協定書に定める業務

## 2 保護の方針

以下、旧税関庁舎において、次に示す方法により部分及び部位を設定して保護の方針を定める。

<部分>とは、文化財建造物の屋根・外装(各面)・各部屋を単位とする区分を指す。部分の区分は 保存・保全に設定し、各々について表2-1に示すように保護の方針を定める。

<部位>とは、一連の部材等(室内の壁面・床面・天井面・窓及び窓枠等)を単位として設定される区分で、各部分は各部位により構成される。部位の区分を、基準1~4に設定し、それぞれ保護の方針を決める。

表2-1 <部分>の区分について

<b>保存部分</b>
文化財としての価値を有する部分で、原則として主要な構造及び外壁はこれに該当する。主に、基準1または2に該当する部位によって構成される。
<b>保全部分</b>
建築体として維持及び保全することが必要とされる部分。改造により文化財としての原状が失われている部分、保存活用において原状に復する部分、活用及び補強等のため改造が不可欠となる部分、等を含む。主に、基準3または4に該当する部位によって構成される。

表2-2 <部位>の区分について

<b>基準1</b>	材料自体の保存を行う部位。主要な構造に係る材・当初の部材等。
<b>基準2</b>	材料の形状・材質・仕上げ・色彩等の保存を行う部位。定期的に材料の取替え等を行う補修が必要な部位。
<b>基準3</b>	主たる形状及び色彩を保存する部位。活用または補強等のため変更が必要な部位。
<b>基準4</b>	修理・改造等の変更に伴って、意匠上の配慮を必要とする部位。

表2-3 <部分>と<部位>の相関関係

部 位 部 分	<b>保存部分</b> 文化財としての価値を有する部分	<b>保全部分</b> 建築体維持及び保全することが必要とされる部分
<b>基準1</b> 材料自体の保存を行う部位	特殊な材料または仕様である部位 主要な構造に係る部位	・特に保存が必要な部位
<b>基準2</b> 材料の形状・材質・仕上げ・色彩等の保存を行う部位	材料の形状、材質、仕上げ、色彩の保存を行う部位 定期的に材料の取替え等を行う補修が必要な部位	・特に保存が必要な部位
<b>基準3</b> 主たる形状及び色彩を保存する部位	主たる形状及び色彩を保存する部位	保存部分との調和を目指し、面的に広がる部位 主たる形状及び色彩を保存する部位
<b>基準4</b> 修理・改造等の変更に伴って、意匠上の配慮を必要とする部位	活用または補強のため特に変更が必要な部位	活用または補強のため特に変更が必要な部位

## (1) 部分の設定と保護の方針

旧税関庁舎は、明治 2(1869)年に新潟運上所として建築された当時の姿を保存することを保存活用の前提とするが、昭和 45～46(1970～71)年の解体修理によって、内外部ともに意匠や造作が現状変更の許可を受けて復原されている。

よって、旧税関庁舎の全体が文化財としての価値を有する部分(保存部分)となる(図 2-1, 2 参照)。

## (2) 部位の設定と保護の方針

次に、部位を以下のように区分する。

原則として保存部分の基準は、基準 1 または 2 であるが、更新時期の早い付帯設備、将来的な公開も視野に入れた塔屋に関しては、基準 3 または 4 とする。

基準 1 材料自体の保存を行う部位	内部 塔屋以外の建造物の構造材(木造軸組・小屋組、基礎)
基準 2 材料の形状・材質・仕上げ・色彩等の保存を行う部位	内部 建具(木製開き戸、木製引き違い戸) 1階各室内の壁面・床面・天井面 外部 屋根(棧瓦葺き) 外壁(漆喰仕上げ、海鼠壁、腰石貼り) 軒裏(漆喰塗りこめ仕上げ、木部あらわしの上にベンガラ塗装仕上げ) 1階外部建具(木部あらわしの上にベンガラ塗装) 外部窓枠(漆喰仕上げ)
基準 3 主たる形状及び色彩を保存する部位	塔屋外部建具(木部あらわしの上にベンガラ塗装)
基準 4 修理・改造等の変更に伴って、意匠上の配慮を必要とする部位	照明器具等設備機器 塔屋室内の壁面・床面・天井面・窓及び窓枠、階段等

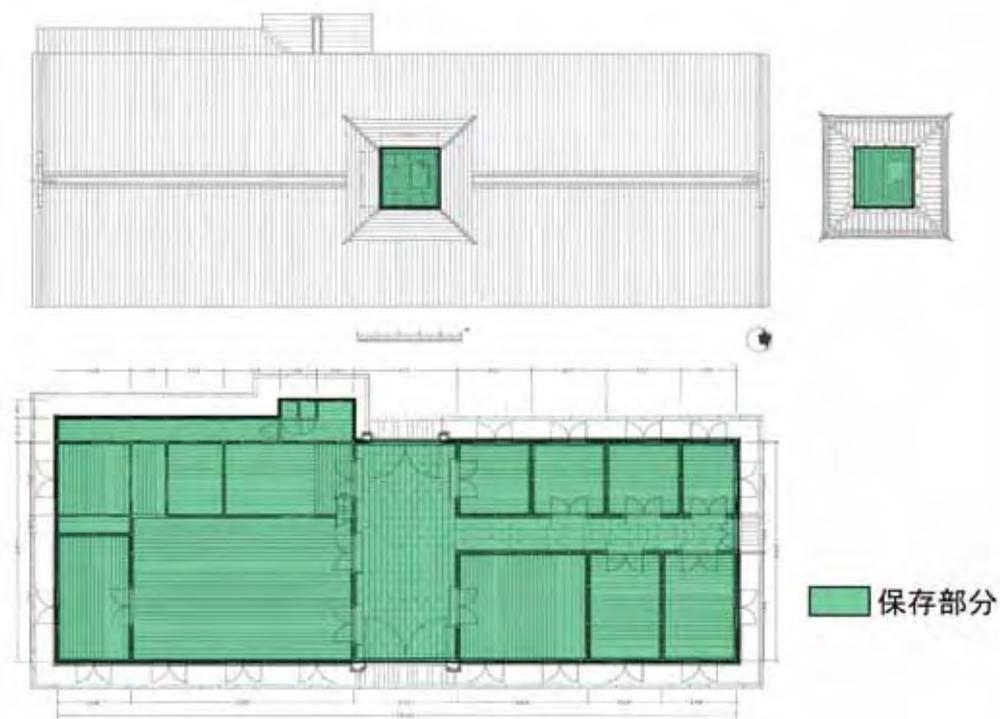


図 2-1 建造物内部の保護にかかる部分の設定

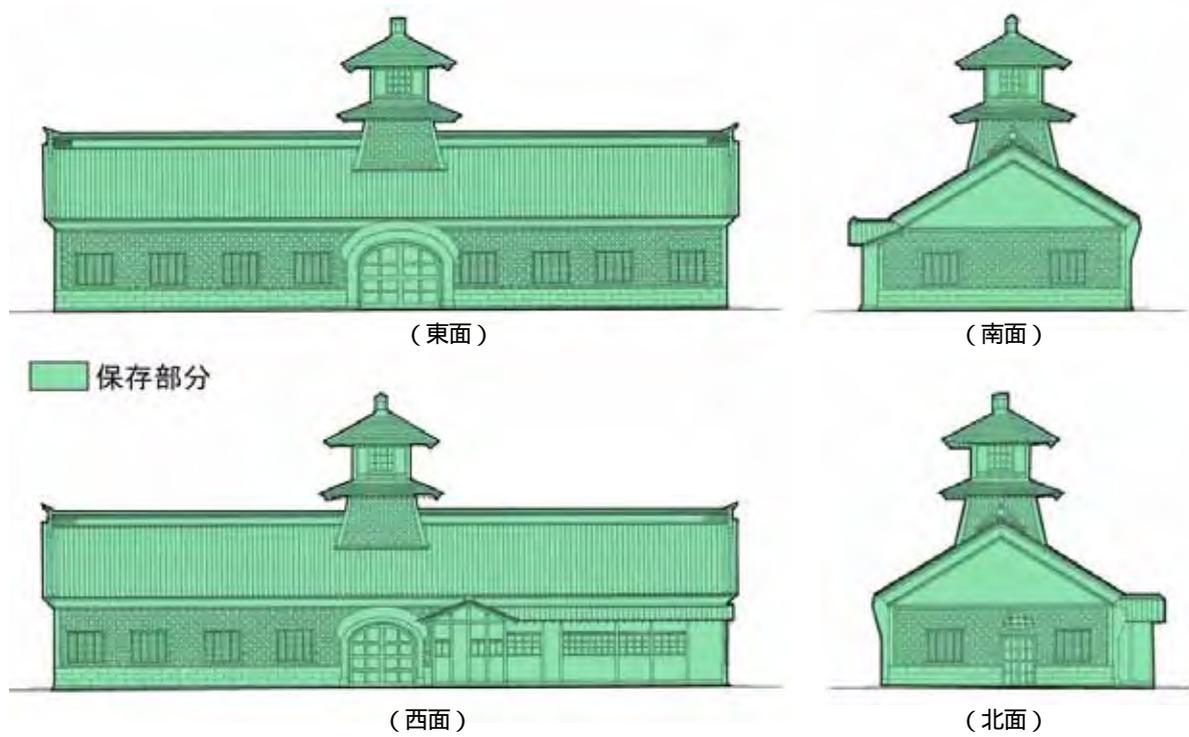


図 2-2 建造物外部の保護にかかる部分の設定

### 3 管理計画

#### (1) 管理の体制

管理の体制については、第1部第4章及び本章第1節第2項に記載したとおりであり、これを今後も維持し、市民が利活用しやすい施設の管理運営を行うこととする。

#### (2) 管理の方法

##### ア 保存環境の管理

指定管理者は、法とそれに基づく諸規定によって、旧税関庁舎とその周辺を常に清潔な環境として保持し、適切かつ良好な状態で管理する。そのために、常駐管理人による毎日の清掃・整頓のほか、専門業者に委託して定期的に清掃・保守点検・メンテナンスを行う。

##### イ 建造物の維持管理

維持管理にあたって、修理届を要しない小規模な修繕、建造物の維持管理のための行為が考えられる。それぞれの内容について以下に示す。補修を行う場合は必ず記録をとり、今後の保存修理の参考資料とする。

なお、修繕を超える修理を要する場合、指定管理者はすみやかに新潟市へその旨を通報する。

部位	修理届を要しない小規模な修繕	建造物の維持管理のための行為
基礎及び雨落	同種同材による亀裂修理	雨落の清掃、貼石のクラック等の点検、下草の手入れ（剪定・草刈・消毒等）
床下	同種同材による部分修理	通風の確保、蟻害の有無の点検
外壁	漆喰による亀裂補修	漆喰面のクラックの点検、貼石・漆喰片の剥落等の点検
内壁、天井		クラックの点検、汚れ、剥離等の点検、通常の清掃
床	同種同材による部分修理	傷・摩耗の点検
屋根及び雨樋	屋根瓦及び下地の同種同材による補修、雨樋の同仕様による補修及び取替	雨漏り有無の点検、瓦の劣化・割れ・欠落の点検、雨樋の清掃・点検・破損・脱落の点検
建具	同材による塗装修理	金具類の手入れ、開閉機構の点検、ベンガラの色落ちの観測、

##### ウ 管理上の留意点

活用計画と連動するが、以下の点に留意し管理を行う。

重量物を持ち込まない。

物を移動する際に引きずったり衝撃を与えたりしない。

火気使用や多く水を使うような利活用は避ける。

建具の開閉は丁寧に行うよう徹底する。

## 4 修理計画

---

### (1) 当面必要な維持修理等の措置

新潟開港 150 周年（2019 年 1 月 1 日）を迎える平成 30 年度までの完了を目指して実施する必要があるものは、以下のとおりとする。ただし、史跡の保護と関わるものについては、文化庁記念物課とも別途協議するものとする。

中央天井雨漏り箇所の特定と補修を検討する。

内外壁の亀裂個所の特定と補修を検討する。

床下の現況を調査し、通風等の必要性を検討する。

屋根の詳細調査（瓦のずれや割れ、面戸や雀口や棟の漆喰の剥落）を行い、補修を検討する。

塔屋の雨水進入の原因を探り、その防止策を検討する。

管理棟を含む防災施設については、重要文化財を適切に保護できるよう、更新の時期や内容を検討する。（第 4 章参照）

### (2) 今後の保存修理計画

将来の本格修理に向けて、以下の項目を具体化する必要がある。

地盤沈下による雨水処理力の低下を向上させる対策を検討する。

耐震性能を確認した上で、補強等を検討する。

雨落の水はねの抑制を検討する。

外部建具の風圧による被害に対する抑止対策を検討する。

建具塗装の定着度を高める塗装修理方法を研究し、検討する。

## 第3章 環境保全計画

### 1 環境保全の現状と課題

旧税関庁舎の立地する敷地は史跡旧新潟税関として指定されている。また現状では、新潟市歴史博物館と一体のものとして、環境整備がなされている。史跡指定地内には、一時期失われていた旧新潟税関石庫、門、木柵、石積み護岸が復元整備されており、旧税関庁舎と一体をなして往時の景観を構成している。

信濃川と史跡指定地との間はすべて公有地で、史跡指定地に隣接した新潟市歴史博物館敷地には、博物館本館及び移築復原された旧第四銀行住吉町支店（国登録有形文化財）が建っている。また、信濃川の川岸では、新潟県新潟港湾事務所による緑地整備が進められている。

現状の環境整備は近年行われたものであるが、当面はこれを維持することとなるが、長期的展望の上では見直すべき要素もある。特に、かつて税関敷地に連続していた信濃川との視覚的なつながりを維持・強化し、景観上の不連続をどのように解消するかが大きな課題となっている（第1部参照）。

### 2 環境保全の基本方針

第1部第2章では、保存管理の方針を以下のように定めている。これらは重要文化財建造物の周辺環境の保全にも共通するので、基本方針として準用する。

史跡指定地は、文化財保護法に基づいて適正な保存管理を行い、史跡の本質的価値を確実に保存する。指定地外は史跡を構成する諸要素の価値を阻害しない保存管理を行う。

歴史博物館の諸施設と一体となって、本物が持つ歴史の重みを学ぶ場として尊重する。

開港地・新潟のまちづくりの核となるような景観の維持・向上に努める。

### 3 区域の区分と保全方針

第1部第2章に定めたとおりとする。さらに、重要文化財建造物保存の観点から、史跡指定地内を「保存区域」「保全区域」に区分する（図3-1参照）。

区域の区分	対象区域	保全方針
保存区域	重要文化財建造物の雨落までの敷地	重要文化財建造物の保護に不可欠な区域であり、原則として新たに建造物を設けず、建造物及び雨落の保存修理のみ行う区域とする。
保全区域	史跡指定地	第1部の規定に従い、史跡として保全する（そのための整備を含む）区域とする。
歴史博物館 景観保全区域	歴史博物館敷地	第1部の規定に従い、史跡隣接地としての景観を保全するための整備を行い、長期的に歴史的景観の連続性回復を図る区域とする。信濃川からの重要文化財建造物の見え方を尊重することを主眼に置く。
みなと・さがん 景観保全区域	みなと・さがん	

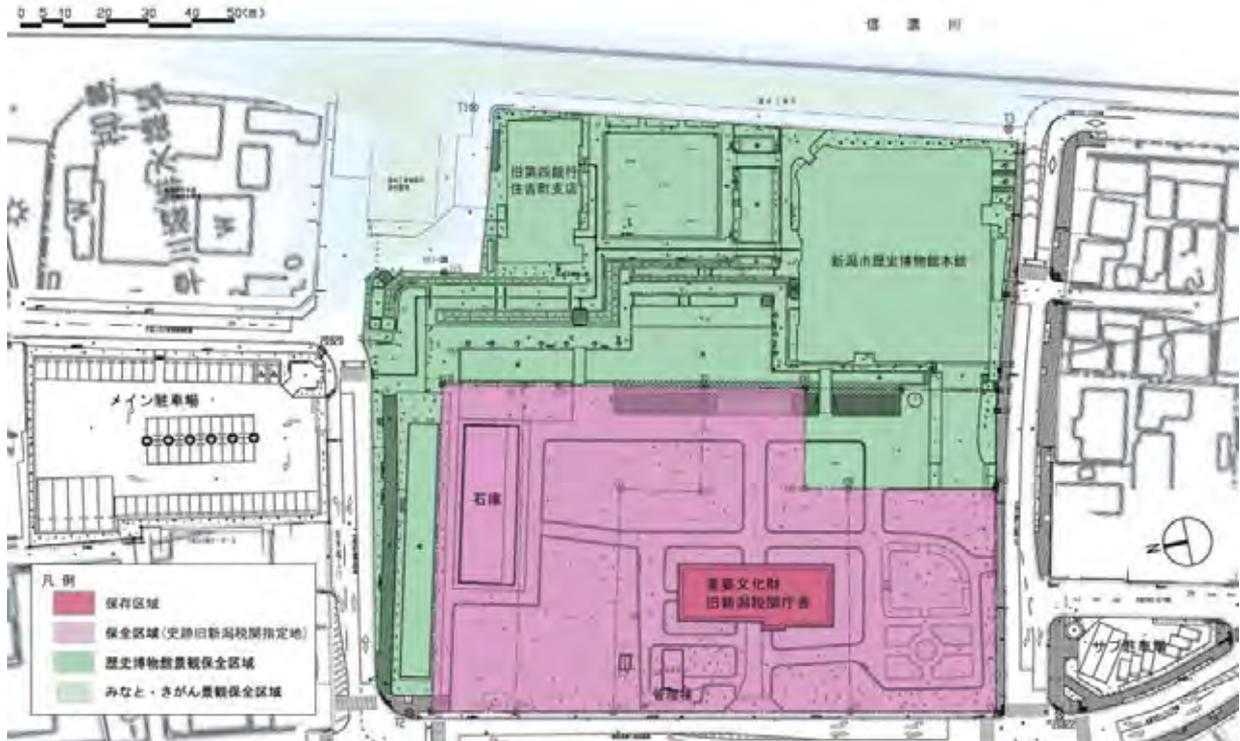


図3-1 区域区分図

#### 4 建造物の区分と保護の方針

計画対象範囲内に所在する重要文化財建造物以外の建造物を，以下のように区分し，保護の方針を定める（第1部も参照のこと）。

区分	名称	保護の方針
保存建造物	旧新潟税関石庫，西門	史跡を構成する要素として，第1部に基づいて保護する。
	旧第四銀行住吉町支店	国登録有形文化財として，適正に保護する。
保全建造物	なし	
その他建造物	管理棟	近く訪れる更新時期には，重要文化財建造物の防災施設としての機能と景観の連続性に配慮した修景について検討する。
	新潟市歴史博物館本館	建物の老朽化が顕著になった段階で，史跡隣接地にふさわしいような機能・配置・意匠等について見直しを検討する。

#### 5 防災上の課題と対策

延焼のおそれのある範囲に，火災の原因となるようなものは見られない。ただし，西北側の樹木が重要文化財建造物に近接している。これらについては適正に管理し，必要に応じて枝下ろし，剪定等の措置をとる。樹木等の管理については，第1部第2章第3節に記す。

また，排水施設の機能を維持するため，台風・大雨後の点検，定期的な清掃・浚渫に努める。

## 第4章 防災計画

### 1 防火・防犯計画

---

#### (1) 防火計画

##### ア 当該文化財並びに敷地内建造物の燃焼特性

敷地（史跡指定地）内には木造の旧税関庁舎のほか木造の石庫、管理棟、門とそれに連続する木柵や堀への転落防止のための木柵もある。これらの軸部構造の燃焼性は高い。

この他、新潟市歴史博物館敷地内には、博物館本館及び旧第四銀行住吉町支店があるが、これらは鉄筋コンクリート造であるため、燃焼性は低い。

##### 当該文化財の燃焼性（規模／構造）

旧税関庁舎：桁行 33.636m、梁間 10.969m、木造、平屋建、  
中央部塔屋（桁行 2.727m、梁間 2.727m）付、棧瓦葺  
（消防法施行令別表第 1(17)に該当する）

##### その他敷地内建造物の燃焼性（規模／構造）

旧税関石庫：桁行 36.36m、梁間 9.09m、木造、平屋建、棧瓦葺

西門及び木柵：西門・扉と門柱に連続する柵 木造

管理棟：桁行 5.454m、梁間 8.181m、木造、平屋建、棧瓦葺

木柵（転落防止）：木造

博物館本館：鉄筋コンクリート造、3階建、玄昌石及び銅板葺

旧第四銀行住吉町支店：鉄筋コンクリート造、2階建、陸屋根アスファルトシート防水

##### イ 延焼の危険性

旧税関庁舎は、塔屋を除く外壁及び破風や軒裏は漆喰塗籠で防火構造となっており、屋根は瓦葺であり不燃材料で造られている。ただし、開口部は外側が板扉で内側に木製硝子窓が建て込んであり、防火設備（防火戸）とはなっていない。

管理棟と旧税関庁舎の外壁間の最小距離は 6.5m 程度であり、建築基準法上の延焼の恐れのある部分（各々の建物の外壁の中心線から、1階については 3m 以下、2階以上については 5m 以下の距離にある建物の部分）には該当しない。その他の建物間もそれぞれ十分離れており、延焼の危険性は極めて低い。仮に将来、石庫西方の土蔵を復元整備する場合も、既存の各建物から 6m 以上離れた場所となるので、延焼の可能性は低い。

##### ウ 防火管理の現状と利用状況に係る課題

旧税関庁舎は、昭和 47(1972)年から展示施設として機能していた。したがって建物内部には、消防法上義務付けられている防災施設等（自動火災報知設備、屋内消火栓設備、消火器等）は設置しているが、昭和の大修理の際に設置されたものが主であり、一部に経年劣化が見られる。

新潟市歴史博物館開館後は、指定管理者が旧税関庁舎等と新潟市歴史博物館を一体的に管理し、防火管理の体制整備や訓練等を実施している。

今後の活用計画においては、現状以上に不特定多数の利用等が想定されるので、火気使用の制限や異常の早期発見、初期消火の体制等についてさらに万全を期することを必要とする。

## (2) 防火管理計画

### ア 防火管理者

指定管理者は消防法第8条第1項に基づき、新潟市歴史博物館企画普及課長の職にある者を防火管理者に選任する。防火管理者は、防火管理を実施するために必要な事項を消防計画として作成し、同法に定める防火管理業務を実施する。消防計画作成に当たっては、実態に即した実効性のあるものとし、必要に応じて計画を見直すこととする。

### イ 防火管理区域の設定

新潟市歴史博物館の敷地全体を防火管理区域とする。この区域は、旧税関庁舎（当該文化財建造物）並びに旧税関石庫から周囲20mの範囲及び旧税関庁舎から周囲20mの範囲にある管理棟から周囲5mの範囲を含む。（図4-1 参照）

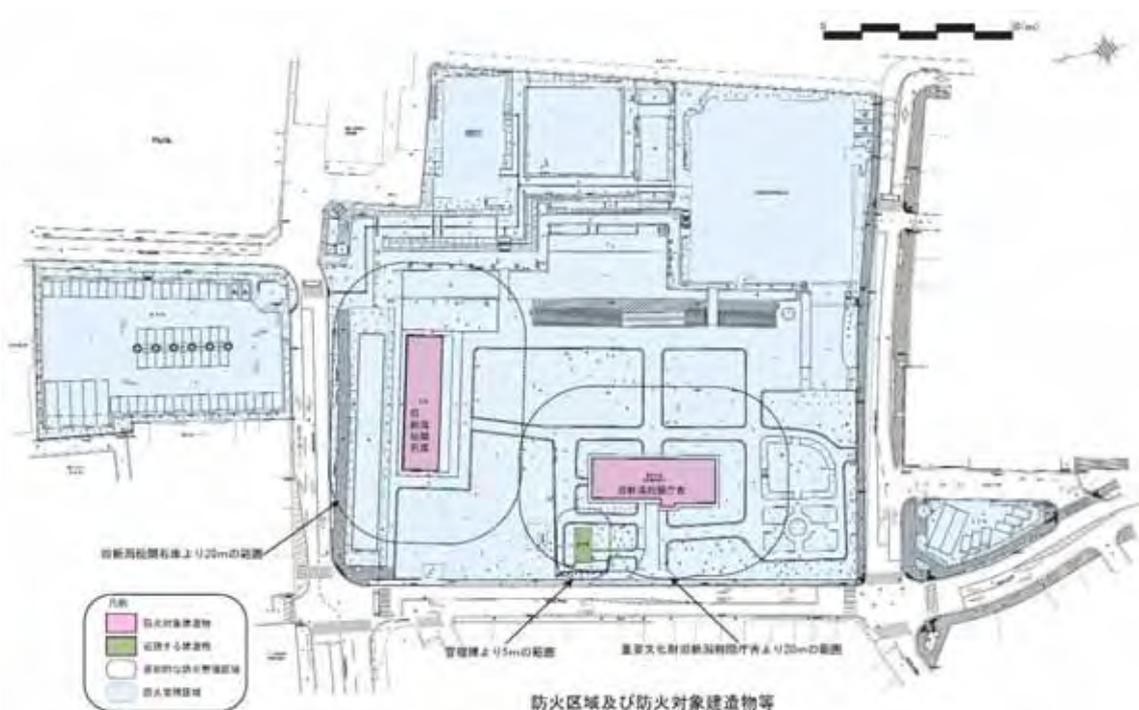


図 4-1 防火管理区域及び防火対象建築物

### ウ 防火環境の把握

防火管理者をはじめ管理に携わる者は、防火管理区域内に存在する建造物その他の物件の燃焼特性、火気の使用状況等の防火に係る環境を把握する。

### エ 予防措置

#### (ア) 火気などの管理

一般利用者に対し、火気使用範囲と喫煙範囲を限定し、標識等により明示する。旧税関庁舎（当該文化財建造物）及び旧税関石庫内には火気使用室はないが、管理棟内にはガスコンロがあるため、火気管理を厳重にし、火災を未然に防ぐ。

暖房器具はハロゲンヒーター等火気使用のない種類の器具を用いるとともに、温度管理にも注意を払い、火災を未然に防ぐ。

#### (イ) 可燃物の管理

敷地内及び建造物内については、可燃性物品の除去及び整理整頓を行う。

#### (ウ) 警備

現状の警備体制を踏襲する。公開時間内は受付案内業務受託者により巡回警備を行う。夜間は施錠管理・機械警備等で対応するとともに、警備業務受託者により巡回警備を行う。警備員は管理棟に当直する。また、放火予防にかかる近隣とのコミュニケーションの充実を図っていく。

#### (エ) 安全対策

排煙	旧税関庁舎（当該文化財建造物）は各室に水平天井が張られ、かつ開放できる開口部を十分に有するため、火災時の排煙性能は特に問題がないと思われる。
避難誘導	旧税関庁舎（当該文化財建造物）は、公開時間を通じて中央通路東西の扉を常時開放しているため、これらを緊急時の避難口として確保する。 なお、具体的方法については、指定管理者において別途定めるものとする。
収容人数の管理	開館時は、受付担当者が入場者数を計数・記録している。 なお、多人数が同時入場する場合、保存上や防災上、また災害発生時の避難誘導上も問題が起こりうるため、同時入場者数の上限設定についても今後検討が必要。

### オ 防火管理体制

平時において指定管理者は、新潟市歴史博物館館長（委員長）、副館長（副委員長）、企画普及課長（防火管理者）、自衛消防隊各担当の責任者で構成する防火委員会を設置し、基本事項を検討する。また委員長が指名した火元責任者は、火元の点検、取扱いに万全を期し、防火の徹底を図る。

災害発生時、指定管理者は自衛消防隊を編成し、必要に応じて対策本部を設置する。自衛消防隊は関係機関への通報、来館者の避難誘導、重要物件の搬出、初期消火活動に当たる。ただし、以上の体制は防火管理区域全体を包括するものであり、旧税関庁舎に特化した防火管理体制の構築については、今後の検討課題とする。

なお、毎年、文化財防火デー（1月26日）前後の時期に「職員の防災意識・能力・技術を高めるとともに、一般市民の文化財愛護思想の高揚を図る」ことを目的に消防訓練を実施しており、隔年で所轄消防署と協力して放水等の大規模訓練を行っている。今後もこれを継続する。

### (3) 防犯計画

#### ア 事故歴

現在までにき損・放火・盗難等に係る事故発生の履歴はない。

#### イ 事故防止のための措置

公開時間内は受付案内業務受託者の係員が随時巡回警備を行っている。夜間は施錠管理・機械警備等で対応すると同時に、警備業務受託者の警備員が管理棟に当直し、敷地内を巡回警備している。

#### ウ 今後の対処方針

現状の警備体制を継続する。また、不審者の通報等事故防止や異状の早期発見については、近隣とのコミュニケーションの充実を図る。

## (4) 防火・防犯設備計画

### ア 設備整備計画

#### (ア) 火災警報設備

旧税関庁舎(当該文化財建造物)、旧税関石庫、その他の建造物内部に設置されている自動火災報知設備については、感知器の数量及び配置とも消防法を満たしている(表4-1、図4-2参照)。しかし、昭和45~46(1970~71)年に設置されたものが主で、一部に経年劣化が見られる。

旧税関庁舎内に分電盤は無く、各回路はすべて管理棟内の盤より電源供給されており、幹線は博物館本館より管理棟を経て引き込んでいる。敷地内建造物に設置の感知器すべての受信機は博物館本館内にある。現状では、差動式スポット型が主体となっているため、再整備の機会に差動式分布型への交換を検討する必要がある。

「文化財保存・管理ハンドブック(改訂版)」(文化庁文化財部参事官(建造物担当)監修2005)では、自動火災報知設備を設置する電力会社供給の外線引込箇所毎に漏電火災警報器の設置を求めているが、旧税関庁舎には未設置のため、設置を検討する必要がある。ただし、漏電ブレーカーが設置されており、代替機能は果たしている。

各警報設備は、管理体制に即して見直すこととする。

#### (イ) 消火設備

旧税関庁舎(当該文化財建造物)は屋内消火栓を2か所設置している(表4-1、図4-2参照)。また、管理棟にも屋内消火栓を1か所設置している。現状ではいずれも1号消火栓だが、2号消火栓のほうが操作は容易である。1号消火栓のカバー範囲が半径25mなのに対して2号消火栓の範囲は半径15mと小さくなるが、変更の検討を要する。いずれも昭和45~46(1970~71)年の修理工事の際に設置されたものであり、年代的には更新の時期を迎えている。

「文化財保存・管理ハンドブック(改訂版)」では、消火水槽の容量について50分以上放水を続けても水量が不足しない容量として最低40 $\text{m}^3$ の確保を推奨している。現状では昭和46(1971)年に設置された容量6 $\text{m}^3$ の水槽があり、このほかに博物館の消火水槽は屋外消火栓・屋内消火栓兼用で15 $\text{m}^3$ の容量があるため、合計すると21 $\text{m}^3$ の容量がある。消防法上の容量は満たしているが余裕が極めて少ない状況であり、周囲の水源の利用も含めて検討が必要である。

管理棟脇屋外に設置されている消火栓ポンプは、最初の設置から15年を経た昭和61(1986)年に交換したものである。その後の整備状況は不詳ながら、昭和61年の交換から本計画策定の平成21(2009)年現在、既に20年以上経過しており、消火栓ホースも含めて更新の必要がある。

各消火設備は、管理体制に即して見直すこととする。

#### (ウ) 避雷設備

旧税関庁舎(当該文化財建造物)の避雷針の設置年代は昭和46(1971)年となっている。状況的には早急な改修は必要ないと見られるが年代的には改修を検討する必要がある。また、接地抵抗に変化がないかを確認する必要がある。

#### (エ) 防犯設備

旧税関庁舎(当該文化財建造物)、旧第四銀行住吉町支店、博物館本館は、いずれも機械警備を導入している。3棟に監視カメラが合計23台設置されており、本館内の守衛室と事務室にあるモニタで敷地内を一元的に監視している。今後もこの体制を継続する。

建物名称	設備名	内容	数量	
旧新潟税関庁舎	消火器	ABC 粉末 10 型	3 本	
	自動火災報知設備	差動式スポット型		36 基
		光電式スポット型		4 基
		地区音響装置		2 台
		発信機		2 基
		表示灯		2 基
		配線点検		1 式
	屋内消火栓設備	消火栓箱		2 台
避雷設備	避雷針+棟上導線	昭和 46 年 10 月設置	1 式	
漏電ブレーカー	盤は管理棟内設置		1 式	

表 4-1 旧新潟税関庁舎等現状機器表

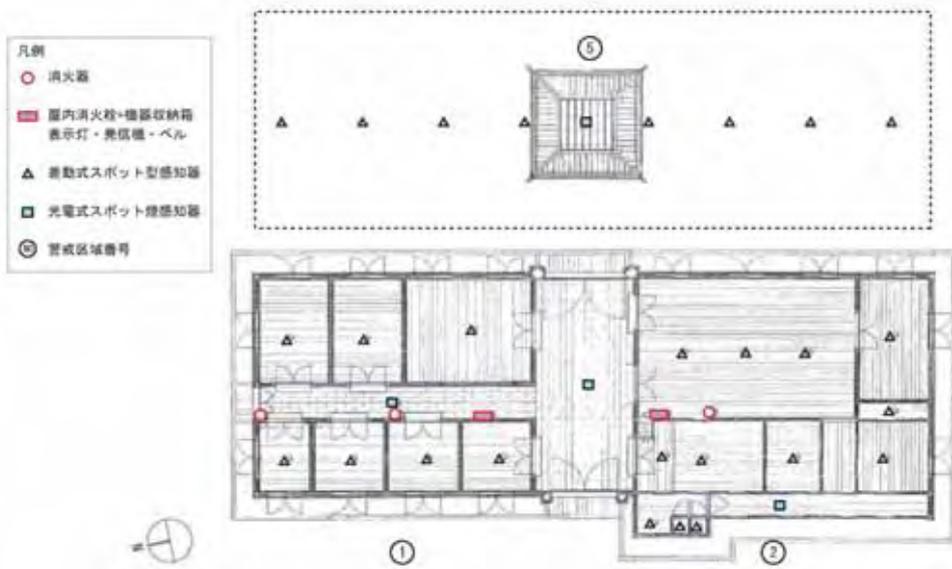


図 4-2 旧新潟税関庁舎 現状機器プロット図

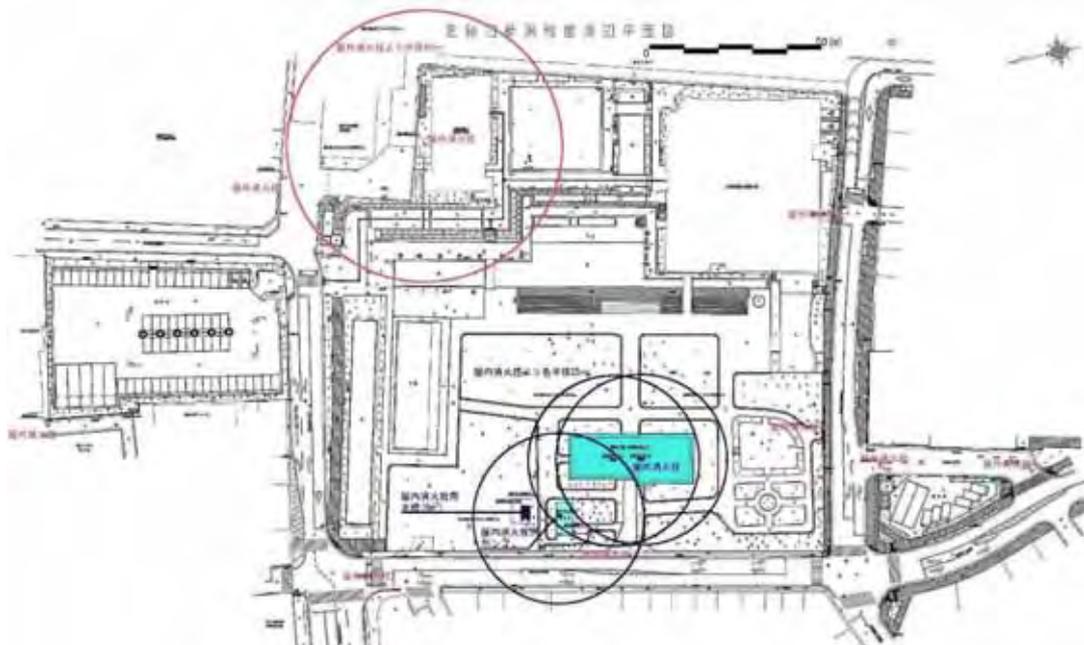


図 4-3 消火栓プロット図

## イ 保守管理計画

防災設備の維持管理については、消防法に定められた点検の他に、自主的に点検を行い、設備の位置・構造・不良事項・要注意事項を的確に把握するとともに、その機能を最良の状態に維持していく必要がある。今後、点検整備指針、結果報告書、防災設備の手引書の作成を検討する。

## 2 耐震対策

### (1) 耐震診断

#### ア 地震時の安全性に係る課題

計画対象範囲は地盤が軟弱である上に、過去に地震の被害を受けている地域でもある。旧税関庁舎（当該文化財建造物）においても、『重要文化財旧新潟税関庁舎修理工事報告書』（新潟市 1971）に拠ると、昭和 39(1964)年 6 月 16 日に起こった新潟地震において、「旧新潟税関庁舎は一部基礎の沈下と建物が傾斜した。新潟港湾も壊滅的損害を受けた。」という記述がある。同報告書には、昭和 46(1971)年の解体修理工事前の旧税関庁舎の柱の傾斜及び土台の不同沈下の図が掲載されており、被害の程度が分かる。

解体修理工事において、過去の地震の被害や地盤沈下等による不同沈下を是正した以降、特筆すべき地震による被害はないが、平成 21(2009)年現在、既に修理後 40 年近く経過するため、『重要文化財(建造物)耐震診断指針』（文化庁文化財部建造物課 2001）に基づき、現況での耐震性についての「所有者診断」を行った。次ページにその結果を示す。

なお、今後の修理にあたっては、「基礎診断」及び「専門診断」を実施して、より詳細に耐震性を評価するとともに、構造補強等の対策を具体的に検討する。

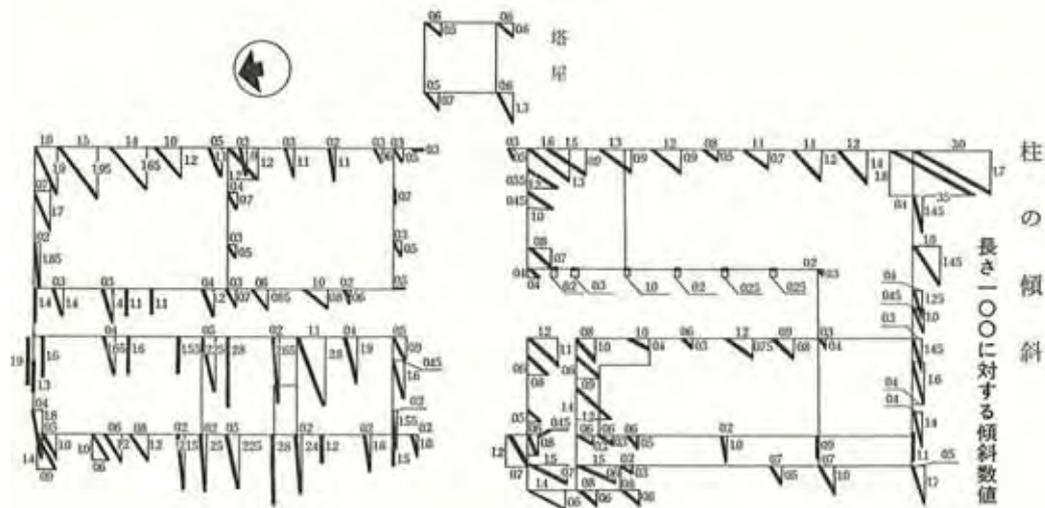


図4-4 柱の傾斜（『重要文化財旧新潟税関庁舎修理工事報告書』より）

#### イ 改善措置

旧税関庁舎内部の展示物等で転倒や落下の恐れのあるものについてそれぞれ防止措置を講じる。外部においては、瓦等の落下防止措置を行う。

また、災害時に必要な緊急対応物資の確保及び管理を行う。

## ウ 今後の対処方針

文化庁文化財保護部長通知「文化財建造物等の地震時における安全性の確保について」(平成 8 年 1 月 17 日庁保建第 41 号)で指摘されているとおり、可能な範囲で構造面の補強等を進めるとともに、ソフト面の対策もあわせて実施することとする。

旧税関庁舎は、過去に直接的で大きな地震被害の報告はないものの、周辺の地震被害では、地盤の液状化による建物の転倒が特徴的であることを踏まえ、今後の修理に伴う耐震性評価に基づき、適切な補強対策を講じる。また、日常の維持管理において破損箇所の把握と部分的・応急的な補修に努める。さらに、本計画に記載している維持管理の改善、使用方法の改善、周辺環境の整備、防災施設等の充実等の対処案を耐震対策の観点からも具体化し、実施するよう努める。

## (2) 地震時の対処方針

指定管理者は、地震時には被災者の避難誘導や救助を優先して行うとともに、直ちに関係機関に被災状況を通報する。新潟市と指定管理者は、人命の安全が確保されたら直ちに連携して、文化財建造物等とその部材の保護に努め、必要な場合には次のような措置をとることとする。

### ア 文化財建造物等に延焼の危険がある場合

初期消火活動に努め、延焼により焼失が確実と思われる場合には、当該文化財建造物等の解体あるいは撤去も含めた適切な対応をとる。

### イ 文化財建造物等が大きく破損した場合

危険部分を撤去及び格納すると同時に、雨水の浸透を防ぐために破損部分を防水シートで覆う。軒先の垂れ下がりに対しては、支柱等で支持すると同時に危険部分に立ち入り制限の措置をとる。なお、破損部分が公共道路等をふさぎ、周囲に甚大な影響を与えることが予想される場合には、可能な限り専門家の立会いを得て、すみやかに部材等の解体あるいは撤去を行う。

### ウ 文化財建造物等の主要な構造部が大きく傾斜した場合

支柱やワイヤー等で一時的に支持すると同時に、全体に立ち入り制限の措置をとる。

1 建造物の名称等			
名称	旧新潟税関庁舎		
所在地	新潟県新潟市中央区緑町 3437 番地 8		
所有者等氏名	所有者：国（文部科学省） 管理者：新潟市（管理団体）		
所有者等住所	所有者：東京都千代田区霞が関 3-2-2 管理者：新潟県新潟市中央区学校町通 1 番町 602-1		
2 項目別評価(該当項目のみ記載)			評点
(1)土地に係る事項	ア 地区区分	3) に該当する地域	5
	イ 災害歴	2)有る（特記事項 地震による液状化被害）	5
	ウ 活断層	2)有る・不詳	5
	エ 地区区分	3)非常に悪い	0
	オ 造成状況	3)埋立地(河川・沼・池)	0
	カ 周辺地形	2)池沼に隣接	10
合計【25点/100点】			
(2)構造特性に係る事項	ア 延べ面積	【350㎡】 3)250㎡以上 500㎡未満	10
	イ 軒高	【3.2m】 2)3m以上,6m未満	20
	ウ 軒高/短辺長	【3.2m / 10.9m】 1)0.5未満	25
合計【60点/100点】			
B 軸部構造に係る事項	エ 建物の形状	3)立面不整形	5
	ア 土壁の配置	1)四面とも土壁長が1/5以上	20
	イ 柱の配置	2)外部または内部が不規則	10
	ウ 柱断面積計/床面積	【2.1㎡ / 350㎡】 2)0.01未満,0.005以上	10
	エ 柱底部の一体性	1)土台建	15
	オ 柱脚部の一体性	2)貫または長押のいずれかを使用	5
	カ 天井	3)竹小舞・漆喰・天井なし	5
合計【65点/100点】			
C 屋根構造に係る事項	キ 礎石の大きさ	3)柱周囲にほとんど余裕がない	0
	ア 小屋組	2)和小屋	20
	イ 屋根野地	2)板小舞	10
	ウ 屋根葺材	3) 棧瓦葺(葺土あり)・茅葺き	15
	エ 軒面積 / 床面積	【410㎡/350㎡】 1)1.2未満	25
合計【70点/100点】			
(3)破損等の状況(構造的な健全性)に係る事項	ア 不同沈下	1)なし	25
	イ 主要構造材の腐朽・虫害	2)一部被害 (特記事項 南西下屋部分土台一部腐朽)	15
	ウ 主要構造材の変形	1)健全	25
	エ 根本修理歴	【根本修理：昭和46(1971)年度】1)根本修理後100年未満	25
合計【90点/100点】			
3 判定			
本建物は構造特性に係る事項、破損等の状況においては概ね60点以上の良好な評点を得られるが、土地に係る事項において25点という低い評点となる。そのため、将来的な大修理の際には免震等を含む何らかの措置をとる必要があると考えられる。			
4 管理・活用方法の把握			
本書各項目に記載のため省略			

表4-2 所有者診断書（旧新潟税関庁舎）

### 3 耐風対策

#### (1) 被害の想定

過去 10 年間(平成 11 年～20 年)における平均値を見ると、新潟市域の平均風速は 3.4m/s、最大風速は 16.2m/s、最大瞬間風速は 31.9m/s となっており、最大風速・最大瞬間風速を記録した際の風向は、西～南西がほとんどである。そのため、塔屋の西側の風による劣化(外部塗装の剥がれ、建具の隙間からの雨水の侵入による木材腐朽)が顕著である。

風向を夏季、冬季別にみると、夏季においては海・陸風の影響を強く受け、南より及び北よりの風向が卓越している。一方、冬季においては北西の季節風が卓越する。これまでの被災時期は、8 月下旬の台風通過時と、11 月中旬から 12 月にかけての強風によるものが多い。

なお、新潟地方気象台で観測された最大瞬間風速は、台風 19 号が通過した平成 3(1991)年 9 月 28 日に記録された 45.5m/s である。この時、ポプラが倒伏して、旧税関庁舎の屋根を直撃している。その他、重要文化財指定以降の被災履歴は表 4-3 のとおりである。

想定される被害としては、風力及び飛来物による建造物の破損、屋根銅板や瓦の飛散、樹木等の倒伏がある。

年月日	被害状況
S48.11.17	暴風のため、正面玄関大戸開けず、庁舎横口より出入りする。
S50.8.24	前夜の台風で塔屋の屋根銅板が一部剥離。
S56.8.23	台風 15 号通過。倒木(ポプラ 1・アカシア 2・サクラ 3)。塔屋の窓より雨が吹き込み、1 階が雨漏り状態となる。
H3.9.28	未明に台風 19 号通過。ポプラ 4 本が倒伏し、庁舎屋根を破損。
H6.3.25	強風のため、塔屋の屋根銅板が一部剥離。
H14.11.9	強風のため、庁舎脇のポプラ倒伏。
H14.12.16	史跡指定地内のポプラをすべて伐採。
H15.12.7	暴風雨と経年劣化のため、西門南側の木柵が倒伏。
H16.7.16	西面から雨が吹き付け、西側廊下で雨漏り。
H16.8.20	強風のため、西門の扉が一部破損。
H17.12.22	暴風雨のため、塔屋の窓より雨が吹き込み、中央通路天井に雨漏り。

表 4-3 暴風雨・台風による被害(重要文化財指定以降)

#### (2) 今後の対処方針

博物館整備に伴い、旧税関庁舎に近接し倒伏のおそれのある樹木はほとんど伐採されているが、第 1 部に基づいて樹木の管理を適切に行い、倒伏による被害防止に努める。また、暴風雨による雨水浸入については、今後の修理検討の中でその軽減策を検討していくものとする。

なお、新潟市と指定管理者は、風害時に被害状況の把握と被害拡大防止に努めるものとする。

## 4 水害対策

---

### (1) 被害の想定

『重要文化財旧新潟税関庁舎修理工事報告書』(新潟市 1971)には、「当庁舎建設以来、洪水による床上浸水は七回以上におよび、その都度泥土が流入し基礎は埋没し」、また昭和 39(1964)年の新潟地震では、護岸堤の決壊と津波によって再び浸水し、泥土が 17 cmも堆積したと記載がある。重要文化財指定後、洪水や浸水の被災は特でない。

また、旧税関庁舎等の周辺は地盤沈下によるゼロメートル地帯として知られるが、史跡指定地の地盤高は0～-0.5mである。また、史跡指定地に近接して設置されている新潟県水準点(魁町)の観測データを見ると、昭和 32(1957)年から 50 年間で 1497.1 mmの地盤沈下量が観測されている。

現在では、護岸堤の整備と機械排水によって、水害の危険性は大幅に減少した。また、地盤沈下も昭和 40 年代以降緩やかになっている。しかし、わずかではあれ、沈下は進行しており、今後も大雨等による信濃川の氾濫水害、地震に伴う津波、高潮による被害が予想される。

### (2) 当面の改善措置と今後の対処方針

水害発生時、新潟市と指定管理者は連携して、被害状況の把握と被害拡大防止に努めるものとする。また、予め発生が予想される場合は、情報を収集し必要な対策を講じるものとする。

なお、長期的には根本修理の際に、地盤沈下の対策を検討する必要がある。

## 5 その他の災害対策

---

### (1) 予想される災害

その他の災害としては、降雪によるものが想定される。

日本海側の気候区に属する新潟県は豪雪で有名であるが、新潟市は県内でも降雪の少ない地域となっている。これは広大な新潟平野の海岸線に位置しており、また、佐渡の島影になることなど、地形の影響によるものである。初雪は 11 月下旬に見られ、1～2 月は最も寒い時期で、雪を伴った強い北西の季節風が吹く。過去 10 年間(平成 11 年～20 年)の観測値を平均すると、真冬日(最高気温が 0 未満)の日数は 0.3 日、年間の降雪日数は 70 日、合計降雪量は 118.5 cm、1 日あたりの最大降雪量は 21.5 cm、最深積雪は 24.7 cmである。

### (2) 当面の改善措置と今後の対処方針

降雪期には、建造物周辺、通路等必要な箇所の除雪を適宜実施する。樹木については、必要に応じて積雪による枝折れを防止する措置をとる。また、顕著な凍結が見られる場合は、必要な措置をとるものとし、真冬日のあとは必ず瓦の点検を行うこととする。

### (3) 災害時の協力体制

以上の災害を未然に防ぎ、万が一被災したときには適切に対処できるよう、新潟市と指定管理者は連携して、ボランティアや地域住民との協力体制を構築するよう努めるものとする。

## 第5章 活用計画

### 1 公開その他の活用の基本方針

旧税関庁舎は、新潟開港の歴史を伝える唯一無二の貴重な建造物であり、史跡旧新潟税関及び新潟市歴史博物館敷地全域と一体となって、新潟税関がこの地に存在し、この地から新潟の開港が始まったという事実を継承していくことに資するような活用を基本とする。また、資料保存や展示環境の観点から整備された新潟市歴史博物館本館とは異なる、明治期の建物の持つ内部環境を実体験できることを重視する。

活用に当たっては、以下の3つを基本方針の柱とし、市と指定管理者は密接に連携してこの実現を図るものとする。

公開に当たっては建造物そのものの公開や展示のみならず、市民の学びやまちづくり活動の場としても機能するような活用のあり方を目指す。

新潟市歴史博物館が企画・運営する講座やイベント等にも関連付け、生涯学習の拠点のひとつとしての活用を図るとともに、関係団体や市民主導型のイベント等にも柔軟かつ積極的に利活用を促し、またその活動支援に取り組む。

旧税関庁舎がもつ歴史的・文化的価値を十分に活かし、周辺地域のまちづくりにも波及効果を与えるよう、その魅力や存在感をアピールする。

### 2 公開活用計画

#### (1) 建造物の公開活用

公開範囲を見直し、図5-1のように(A)～(E)に区分し、それぞれの性格付けをする。

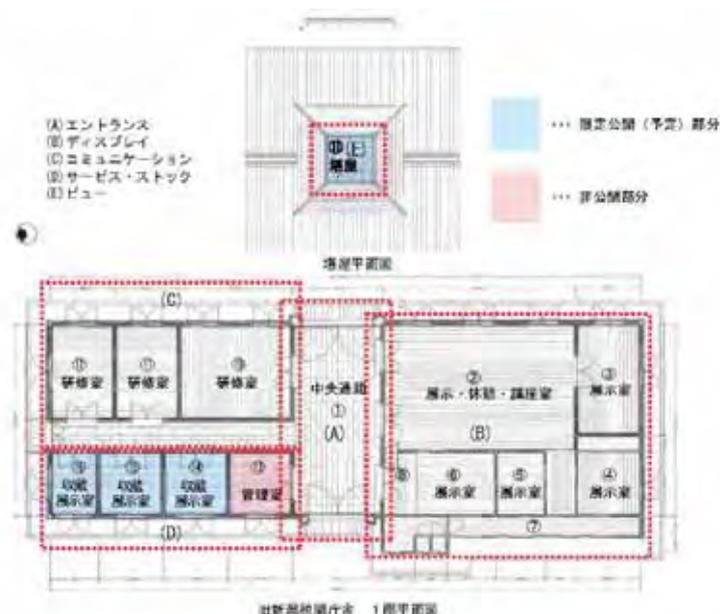


図5-1 公開範囲図

(A) エントランス	常時公開
(B) ディスプレイ	常時公開とするが、(C)と連動して展示の見直しを行う。 文化財としての旧税関庁舎等の紹介 重要文化財である建造物そのものの価値 史跡の範囲や文化財としての価値 これまでの修理・整備について 新潟港の歴史と現在の紹介 開港から今日に至る港の変遷 新潟港を行き交った文物・産物 他の開港五港の歴史と現状 その他、環日本海の交流や日本海沿岸諸国について その他、新潟市の歴史・文化についての紹介
(C) コミュニケーション	市民の能動的な活動の場として、目的を明確化し公開する。 研修室を設け、セミナー等の会場とする。 歴史セミナー、日本海沿岸諸国の文化等を学ぶ講座等 新潟の地域文化を発信する場 関連施設と連携しながら、市民による音楽・美術・スポーツ等、多様な文化活動の情報を発信する場としても活用を図る。
(D) サービス・ストック	常時は収蔵スペースであるが、限定的に公開することも検討する。
(E) ビュー	塔屋は構造の安全性を確認できれば、人数や公開時期に制限を設けた上で公開する。

## (2) 外構の公開活用

外構は史跡指定地であり、今後も一般公開を継続する。詳細は第1部に記載する。

## (3) 計画条件の整理

### ア 法的条件・遵守すべき法規等

文化財保護法

建築基準法、消防法及び関係法令

ただし、文化財建造物の保存修理については適用除外(建築基準法第3条第1項)とする。

新潟県福祉のまちづくり条例。ただし文化財の価値を損なわない範囲で配慮する。

### イ 関連計画

「はじめに」に掲げる諸計画

## (4) 建築計画(基本計画)

活用計画の具体化に従って、以下の内容を検討する。ただし、実施計画は別に定める。

塔屋の構造診断とその結果に基づいた適切な補強。

冷暖房機器の設置。ただし、室内機・室外機とも文化財としての景観を著しく阻害しないよう配慮するとともに、文化財建造物に及ぼす影響が軽微なものとする。

展示室部分における遮光装置の設定。

活用機能の見直しに伴う室内サイン（案内・避難等）の設置。

活用のために必要な展示什器の設置。ただし、造付けず、かつ過度な集中荷重がかからない形式とする。

#### （５）管理・運営計画

第２章で示した管理体制の継続を基本とし、関係機関等に協力を求めながら管理運営を行う。

### 3 実施に向けての課題

---

旧税関庁舎の活用計画の実施に向けては、以下の課題が挙げられる。

#### （１）管理運営に携わる人材の確保と養成プログラムの継続と充実

現状で新潟市歴史博物館のボランティア組織が有効に機能しているが、さらなる活用を実現するためには、実際に管理運営に携わる人材の確保と養成プログラムを今後も継続・充実させる必要がある。また、能動的な活動を行う主体（市民団体等）の間で、協力体制を構築する必要がある。

#### （２）安全性・利便性の確保

活用の検討に当たっては、利用者の安全性の確保が最優先される。このことから特に、塔屋の安全面の問題を明確にする必要がある。

段差等のバリアフリー化については、仮設のスロープやスタッフによる介助等の人的対応によってカバーすることを基本とする。

便所等の便益施設が建物内になく、距離があることについては、今後とも利用者の理解を得ていくものとする。

活用の充実に伴う建築計画にあわせ、照明・空調設備等の設置や電気容量の見直し等を検討する必要がある。

#### （３）非公開部の公開への準備

1階の現状非公開部分については、ストックされている備品等を整理し、他へ移す必要がある。

#### （４）展示内容の追加を含めた再検討

現状で展示品となっている六灯ランプ（シャンデリア：新潟市指定文化財）の活用や、附指定されている棟札の展示、他の開港五港との比較をするなど、開港及び旧税関そのものについてより良く理解してもらえよう展示内容の追加を含めた再検討が必要である。

## 第6章 保護に係る諸手続

### 1 保護に係る諸手続

---

旧税関庁舎の保存活用に当たって必要となる諸手続について、運用の方針を定める。ただし、本章の定めにおいて、明確でない行為については、その都度、新潟県教育委員会及び文化庁と協議するものとする。

なお、旧税関庁舎は史跡指定地上に立地しているため、本章で想定する行為のうち史跡の保護と関わるものについては、新潟県教育委員会及び文化庁と協議し、第1部にに基づき必要に応じて所定の手続をとる。

### 2 現状を変更しようとする場合の手続

---

#### (1) 予め文化庁長官の許可を要する行為

保存修理に当たって重要文化財建造物の現状を変更しようとする場合は、申請書を提出して文化庁長官の許可を得なければならない(文化財保護法第43条第1項)。この許可は文化審議会への諮問を経てなされる(同法第153条第2項)ため、手続きには十分な準備と時間を要する。

許可申請を行う行為は以下を参考とし、必要に応じて新潟県教育委員会及び文化庁と協議する。

##### ア 保存修理に伴う復元的行為

保存修理に伴い、重要文化財を建立当時の姿、あるいは改変された後のある時期の姿に復原する行為である。新たに発見された資料により、現状が復原年代の姿と明らかに異なっていることが判明した場合などは、保存修理に伴う復元的行為を行うことを検討する。

旧税関庁舎は、既に昭和45～46(1970～71)年の解体修理に当たり、現状変更の許可を得て建立当初の姿に復原されており、現状変更の許可を要する復元的行為は発生しないと想定される。

##### イ 保存管理上の行為

保存管理上の行為には、地上げや移築、構造補強などがあげられる。地上げや移築はほかに代替措置がとりたい場合に限って認められる。また、構造補強は、本来の構造形式や意匠全体の変更に関わる場合や恒久的な補強を行う場合に、現状変更の許可を要する。

旧税関庁舎の場合、現状変更の許可を要する保存管理上の行為は発生しないと想定される。

##### ウ 活用のための行為

活用のために必要な現状変更をどこまで許容するかは、建造物の特性や、文化財的な価値の所在などを考慮し、個別に判断が必要である。

旧税関庁舎の場合、公開範囲の変更等に伴い付帯設備等を整備するとなった場合に、現状変更の許可を要する行為が発生する可能性があるとして想定される。

#### (2) 新潟市教育委員会の許可を要する行為

現状変更の許可に関する事務のうち、建造物である重要文化財と一体のものとして当該重要文化財に指定された土地その他の物件(建造物を除く。)の現状変更等は、都道府県・指定都市等の教育委員会が

行うこととされている（同法施行令第5条第3項第1号）。

旧税関庁舎の場合、土地等は指定されていないため、これに該当する行為は想定されない。ただし、旧税関敷地は史跡指定されているため、第1部に記す手続が別途必要である。

### （3）許可を要しない行為

重要文化財の現状を変更しようとする行為のうち、維持の措置または非常災害のために必要な応急措置を執る場合は、許可を要しないこととされている。（同法第43条第1項但書、同条第2項、国宝又は重要文化財の現状変更等及び輸出並びに重要有形民俗文化財の輸出の許可申請等に関する規則第8条）。

#### ア 維持の措置

維持の措置としては、次のような行為が想定される。

旧税関庁舎は、昭和46年（1971）の保存修理工事において許可を得て行った現状変更後の現状に復することを目的とした修理等で、同種・同材・同仕様による場合は、維持の措置として現状変更の許可を要しないものと考えられる。ただし、事前に修理届を提出する必要がある。

建造物のき損の拡大を防止するために必要な応急処置は、維持の措置として現状変更の許可を要しないものとされている。また、経年による梁等の垂下の進行を止めるための支柱の設置等はこれに該当すると考えられる。ただし、き損届を提出する必要がある。

#### イ 非常災害のための必要な応急措置

非常災害のために必要な応急処置としては、次のような行為が想定される。

被災した建造物において、例えば、脱落した部材等を回収・収容する行為、倒壊防止のために傾斜した柱や破損のおそれのある梁等に支柱を添える行為、建具を失った開口部を応急に閉鎖する行為等は、応急処置として現状変更の許可を要しないものとされている。ただし、き損届を提出する必要がある。

災害によってき損が予想される場合に、被害の発生を予防する目的で行う行為は、応急処置に準じて運用する。例えば、外壁の開口部において、建具の飛散を予防する目的で仮に板を打ち付ける行為等が想定される。これらの行為については、適切な方法について事前に検討し、新潟県教育委員会及び文化庁と協議するものとする。また、実施した措置については、新潟県教育委員会を通して文化庁に報告する。

## 3 保存に影響を及ぼす行為に係る手続

---

建造物の現状に変更を加えるものでなくとも、その行為によって災害やき損の恐れが生じたり、構造耐力を弱めたりするなど、建造物の保存に影響を与える行為を意味する。このような行為に当たっては、事前に許可申請が必要となるので、以下を参考とし、必要に応じて新潟県教育委員会及び文化庁と協議する。

### （1）予め文化庁長官の許可を要する行為

重要文化財の保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない（同法第43条第1項）。この許可は文化審議会への諮問を経てなされる（同法第153条第2項）ため、手続きには十分な準備と時間を要する。また、当該許可に係る保存に影響を及ぼす行為が終了したときは写真等を添えて、すみやかにその旨を報告する。

なお、影響が軽微である場合は事前の許可は行わない。その行為が軽微に当たるかどうか不明の場合には、申請書を提出して文化庁の判断を仰ぐものとする。

旧税関庁舎においては、以下の保存に影響を及ぼす行為が想定される。これらについては、必要に応じて新潟県教育委員会及び文化庁と協議する。

構造上安全許容度を超える重量物を搬入する場合

建造物周辺における掘削を伴う行為を行う場合

建造物において大規模な解体を伴う調査行為を行う場合

博物館敷地内のイベント等で火気使用を伴う行為を行う場合

外観の維持に支障があるため、建具の塗装材の種類を変更して修理を施す場合

塔屋の雨漏りを防ぐため、仕様を変更して修理を施す場合

外部建具の保存及び安全対策のため、鎧戸の仕様を変更して修理を施す場合

## (2) 新潟市教育委員会の許可を要する行為

保存に影響を及ぼす行為の許可に関する事務のうち、建造物である重要文化財と一体のものとして当該重要文化財に指定された土地その他の物件（建造物を除く。）の現状変更等は、都道府県・指定都市等の教育委員会が行うこととされている（同法施行令第5条第3項第1号）。

旧税関庁舎の場合、土地等は指定されていないため、これに該当する行為は想定されない。ただし、旧税関敷地は史跡指定されているため、第1部に記す手順が別途必要である。

## (3) 許可を要しない行為

重要文化財の保存に影響を及ぼす行為のうち、影響の軽微である場合は、許可を要しないこととされている。（同法第43条第1項）。

旧税関庁舎の場合、イベント等で重要文化財建造物の内外に仮設物を設置するとき、それが一時的なものであり、かつ重要文化財に接触する部分において十分な保護措置がなされるならば、影響が軽微なもののみなされる可能性がある。

なお、自動火災報知設備の機器更新等は、通常、影響の軽微なものを見なされる。

保存に影響を及ぼす行為に係る具体的な取り扱いについて疑義がある場合は、事前に新潟県教育委員会を經由して文化庁に照会することとする。

指定管理者が以上の行為を行う場合は、必ず新潟市に事前確認を得るものとする。

## 4 その他の手続

---

### (1) 修理の届出等

応急措置の程度を超える重要文化財建造物の修理を行うに当たっては、技術的な確認、検討、指導を受けるため、修理に着手しようとする日の30日前までに、工事内容を示した修理届を、文化庁長官に提出しなければならない（同法第43条の2第1項）。届出は所定の事項を記載したものとする（国宝又は重要文化財の修理の届出に関する規則第1条）。

き損の拡大を防止するために必要な応急処置を実施する場合は修理届を要しない。ただし、き損届を提出する必要がある。

なお、技術的な指導等を受ける内容かどうかは以下を参考とし、必要に応じて新潟県教育委員会及び文化庁と協議する。

構造及び生命の安全性確保のために必要不可欠であり、大きな現状の変更を強いない行為  
文化財的価値を損なわないことが明らかである行為

また、届出に係る修理が終了したときは、その結果を示す写真等を添えて、すみやかに新潟県教育委員会を経由して、その旨を文化庁へ報告する。

## (2) 滅失・き損の届出等

火災などの災害によって重要文化財建造物の全部あるいは一部が滅失したり、き損した場合、あるいは附指定となっている物件などを紛失したり、盗みとられた時には、その事実を知った日から10日以内に、所定の事項を記載した滅失・き損の届出書を文化庁長官に提出しなければならない(同法第33条、国宝、重要文化財又は重要有形民俗文化財の管理に関する届出書等に関する規則第6条)。

## (3) 防災設備の機能低下または機能不能に関する届出等

国庫補助事業によって設置した防災施設について、年1回以上その機能試験を実施し、機能低下又は機能不能を発見した場合は、直ちに文化庁長官に報告しなければならない(文化財保存事業費及び文化財保存施設整備費関係補助金交付要綱第4条(19))。

旧税関庁舎の場合、防災施設は国庫補助事業によって設置したもので、この報告義務がある。

おわりに



## 1 計画実施に向けての課題

---

第1部・第2部で提示した課題を、目標とする実施期間により、以下のように区分して整理する。

### (1) 短期的課題

早急を実施すべき課題としては、以下のものが挙げられる。

老朽化し、蟻害が見られる西門・扉，既存木柵部分の修理

公開時の安全性を確保するために行う旧税関庁舎等の腐朽・破損箇所の応急修理

### (2) 中期的課題

新潟開港150周年(2019年1月1日)を迎える平成30年度までの完了を目指し、検討していく必要があるものは、以下のとおりである。

旧税関庁舎に係る課題

- ・ 屋根，内外壁，床下，塔屋の詳細調査と必要な修理
- ・ 活用の検討とそれに係る施設・設備・体制の整備
- ・ 重要文化財を適切に保護できるような防災施設(管理棟など)の更新

石庫の活用に伴う仕様変更とそれに係る防災設備の更新

史跡外構の整備

旧税関石庫西隣にあった土蔵復元に向けた資料収集

### (3) 長期的課題

(1)・(2)を超えて、長期的に検討していく課題としては、以下のものが挙げられる。

史跡指定地とその周辺の景観保全

- ・ 信濃川に面して税関が立地していたことが理解できるような歴史的景観の回復(ただし、現在ある信濃川旧河道の水面を拡大することによるものではない)
- ・ 既存建造物の老朽化が顕著になった際に、史跡隣接地に建つ建造物として適した配置・意匠等についての見直し
- ・ 植生の整備

旧税関庁舎の本格修理，耐震性能の向上とそれに係る課題

### (4) その他の課題

特に目標期間を設定せず、今後取り組むべき課題としては、以下のものが挙げられる。

史跡指定地とその周辺の景観保全

- ・ 現状の景観の維持
- ・ 景観保全に有効な高さ制限の設定，それに基づく周辺景観の誘導の検討に向けた協議

史跡指定地と都市計画道路法線の重複について，その解決に向けた協議

旧税関庁舎等についての資料収集

旧税関庁舎等についての普及・啓発

## 2 計画の改訂手続について

---

### (1) 改訂手続の原則

新潟市教育委員会は、今後の学術的な調査研究の進展や社会情勢の変化を踏まえ、必要に応じてこの計画の見直しや改訂を行う。また、防災に係る部分については、機能・用途や管理体制の変更に応じて、再検討する。これに当たっては、文化庁、新潟県教育委員会、その他関係機関と事前に協議・調整を行うものとする。

改訂された計画は、新潟県教育委員会を經由して文化庁へ提出する。

### (2) 検討委員会の設置

計画の改訂に当たって、方針レベルを超える場合や計画の前提条件に及ぶ根本的な見直しを必要とする場合、新潟市教育委員会はその内容を審議するために学識経験者・地域コミュニティ代表・その他市民代表から構成される検討委員会を設置するものとする。

実務的な改訂のみの場合、検討委員会は設置しない。

### (3) 市民意見提出手続条例に基づくパブリックコメント手続の実施

計画の改訂に当たって、検討委員会を設置して行うもののうち、改訂の内容が以下に該当すると検討委員会で判断した場合、新潟市教育委員会は新潟市市民意見提出手続条例（平成 19 年新潟市条例第 71 号）に基づき、パブリックコメント手続を行う。

ア 旧新潟税関庁舎等の保護に係る基本理念

イ 市民生活又は市内における事業活動に直接かつ重大な影響を与えるもの

ウ 市民に義務を課し、又はその権利を制限するもの

## 引用・参考文献

### 文化財保護に係る指針・手引等

- 文化庁文化財部記念物課 監修 2005 『史跡等整備のてびき 保存と活用のために』  
文化庁文化財保護部建造物課 1999 『重要文化財（建造物）保存活用計画策定指針』  
文化庁文化財保護部建造物課整備活用部門 2000 『文化財建造物保存活用計画 参考事例集』  
文化庁文化財部建造物課 2001 『重要文化財（建造物）耐震診断指針』  
文化庁文化財部建造物課 2005 『文化財建造物保存修理補助事業実務の手引き（改訂版）』  
文化庁文化財部参事官（建造物課担当） 監修 2005 『文化財保存・管理ハンドブック（改訂版） 建造物編』

### 旧税関庁舎等に係るもの

- 沢村洋 1974 『新潟の町 古老百話』  
新潟市 1971 『重要文化財 旧新潟税関庁舎修理工事報告書』  
新潟市 1982 『史跡 旧新潟税関石庫復原工事報告書』  
新潟市教育委員会 1997 『新潟市埋蔵文化財調査報告書 史跡旧新潟税関発掘調査報告書』  
新潟市郷土資料館 1972 『新潟の下町』  
新潟市郷土資料館 1980 『郷土資料館通信』第29号  
新潟市郷土資料館 1993 『20周年記念誌』  
新潟市郷土資料館 2003 『新潟市郷土資料館30年の歩み』  
新潟市埋蔵文化財センター 2004 『平成15（2003）年度 新潟市埋蔵文化財調査年報』  
新潟市歴史博物館 『新潟市歴史博物館要覧』  
横浜税関 1904 『新潟税関沿革史』

### その他、新潟の歴史に係るもの

- 新潟県教育委員会 2008 『新潟県埋蔵文化財調査報告書 第187集 近世新潟町跡（広小路堀地点）』  
新潟市 1934 『新潟市史』上・下巻  
新潟市 1969 『新潟開港百年史』  
新潟市 1996 『新潟市史 通史編3 近代（上）』  
新潟市 1997 『新潟市史 通史編4 近代（下）』  
新潟市 1998 『新潟歴史双書1 新潟湊の繁栄』  
新潟市 2001 『新潟歴史双書5 新潟の堀と橋』  
新潟市 2003 『新潟歴史双書7 新潟港のあゆみ』

## 関係者名簿

### 旧新潟税関庁舎等保存管理活用計画検討委員会

委員長	田中 哲雄
委員	木村 勉
委員	岡崎 篤行
委員	鈴木 正雄
委員	濱口 順子

### 指導

#### 文化庁文化財部

記念物課史跡部門 調査官 山下 信一郎

参事官(建造物担当)付整備活用部門 調査官 長尾 充 梅津 章子

#### 新潟県教育庁文化行政課

埋蔵文化財係 主任調査員 澤田 敦

文化係 主任調査員 五傳木 浩樹 (H19) 鈴木 正之 (H20)

### 幹事

#### 新潟市

中央区政策企画課長 熊倉 淳一

都市政策部まちづくり推進課長 池田 博俊

### 事務局

#### 新潟市

教育委員会教育長 佐藤 満夫

文化スポーツ部長 若林 孝

歴史文化課長 倉地 一則

歴史文化課長補佐 山田 一雄

埋蔵文化財係長 渡邊 朋和

企画・文化財係長 藤井 希伊子

企画文化財係 坂部 仁 (H19) 今野 誠

#### 新潟市歴史博物館

館長 甘粕 健

副館長 田代 雅春

学芸課長 伊東 祐之

企画普及課長 鷺尾 雄二 (H19) 小柳 日出夫 (H20)

学芸員 小林 隆幸

### 支援業者

#### 株式会社 文化財保存計画協会

代表取締役社長 矢野 和之

事業本部統括室長 友田 正彦 (H19)

事業本部建造物第二室長 津村 泰範

旧新潟税関庁舎等保存管理・活用計画

平成21年3月

編集・発行 新潟市教育委員会

(新潟市文化スポーツ部歴史文化課)

〒951-8550 新潟市中央区学校町通1-602-1

電話 025-226-2575 (直通) FAX 025-230-0412

電子メール [rekishi@city.niigata.lg.jp](mailto:rekishi@city.niigata.lg.jp)



【新潟港開港140周年マーク】

波と手の形を融合させ、海を通して新潟と世界が交流している姿を表したマークです。

オレンジは夕日に染まる新潟の海を、ブルーは世界の海を表しています。

世界と出会い、人と出会い、歴史と出会える港町「新潟」。

このマークには、新潟港がこれからも日本の海、世界の海と繋がり、  
発展し続けたいという願いが込められています。